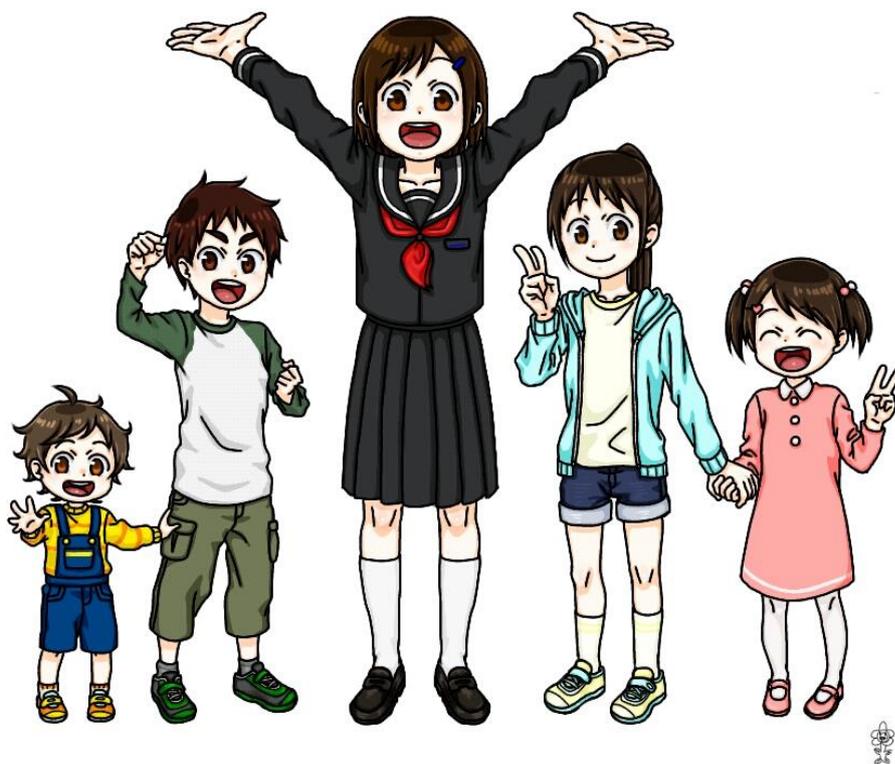


令和5年度

初任者の皆さんへ



山梨県総合教育センター

初任者の皆さんへ

山梨県総合教育センター 所長

はじめに、教員としての第一歩を踏み出される皆さんの門出を心からお祝いするとともに、山梨県の子供たちの教育に携わろうとしている皆さんを、先輩教師として心より歓迎いたします。皆さんはこれから始まる教職生活の中で、未来に可能性を秘めた人を育てるという、素晴らしい仕事に携わることになります。変化の激しい時代にあって、子供たちが豊かな知性と人間性をもち、次世代をたくましく切り拓いていく人間となるよう、熱意と使命感をもって教育にあたることが何よりも重要です。皆さんは、着任するそれぞれの学校で、児童や生徒たちと出会い、先輩・同僚教員に囲まれながら、教員としての新たな生活を始めることとなります。おそらく今は、期待感と少々不安感が入り交じった複雑な気持ちでいることと思います。

これから一年間にわたって行われる初任者研修は、教育公務員特例法第23条に基づき、法定研修として山梨県教育委員会が実施するものです。採用の日から一年間、実践的指導力と使命感を養うとともに、学級や教科・科目を担当しながら、実践的な研修を行います。この研修には、皆さんのそれぞれの所属校で行われる校内研修と、総合教育センターを中心に行われる校外研修があります。本センターでは、多くの研修がある中で、初任者研修を最も重要な研修として位置づけています。それは、皆さんが踏み出す最初の一步が、これからの長い教員人生を方向づけるとともに、教員としての基本的な姿勢に大きく影響し、今後のキャリアステージで求められる資質能力の基盤となるからです。

『やまなし教員等育成指標』には、教職としての専門性について採用時において目指す姿として、「教育に対する情熱と使命感を有し、今日の教育的課題を積極的にとらえようとしている」とあります。従いまして、初任者研修には、ただ参加する、受講するといった受動的な姿勢ではなく、教員としての使命感や自ら学び続けようとする意欲をもち、能動的な姿勢で臨んでいただきたいと思います。

「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」。これは皆さんご存じの、教育基本法第9条です。ここにあるとおり、教員は自らの資質向上に、謙虚に、意欲的に努める必要があります。教員、自らが学び続ける姿は、児童生徒にとってかけがえのないロールモデルとなるはずです。

総合教育センターで実施する初任者研修では、皆さんの実践的指導力を高める具体的方策について、実戦経験豊富な指導主事が、本冊子を活用しながら講義や演習を行い、充実した研修を実施する予定です。本冊子については、当センターにおける研修はもとより、学校での研修や学習計画の立案、学校現場における様々な対応への基礎資料として、幅広く活用していただけるものと考えております。大いに活用していただくことをお願いするとともに、初任者の皆さんにとって、この一年が教員としてのキャリアステージの着実な第一歩となるよう、心から願ってエールを送ります。

目 次

初任者の皆さんへ

初任者研修計画一覧	4
やまなし教員等育成指標一覧表（令和5年3月22日現在）	11
I 基礎的素養・学校運営	14
I－1 専門職である教員として	
I－2 教育課程	
I－3 連携・協働	
I－4 学校安全	
I－5 働き方改革・業務改善	
II 学級経営	23
III 教科指導・学習指導	25
III－1 授業計画	
III－2 授業実践	
III－3 学習評価・授業改善	
IV 道徳教育	28
V 特別活動	32
VI 総合的な学習/探究の時間	34
VII 生徒指導・進路指導	38
VII－1 児童生徒理解	
VII－2 人権教育	
VII－3 特別支援教育	
VII－4 いじめ等への対応	
VII－5 キャリア教育	
VIII 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	61
IX ICTや情報・教育データの利活用	65
X 学校保健	69
XI 食に関する指導の進め方	71
XII 研修	73
XII－1 教員としての研修	
XII－2 総合教育センターにおける初任者研修の留意点	

山梨県教育委員会が実施する初任者研修は、文部科学省(初等中等教育局・平成19年)から提示された以下の「初任者研修目標・内容例」の7項目、および「やまなし教員等育成指標」(令和5年)をもとに計画されています。

文部科学省「初任者研修目標・内容例」		関係する具体的な研修例	
I 基礎的素養 (学校運営を含む)	1 公教育の役割と諸課題の解決に向けた取組	初任者研修の意義・種類と方法	山梨県教育委員会の教育施策
	2 学習指導要領と教育課程の編成・実施並びに評価	公教育の役割と使命	学校教育の諸課題
	3 学校教育目標の具現化に向けた取組	学校教育目標と教育実践への心構え	教育環境の整備
	4 教員の勤務と公務員としての在り方	教育公務員の服務と義務・勤務と給与・待遇	関係法令と学校組織
	5 学校の組織運営	学校組織と校務分掌	P T A活動他
	6 教員研修と教員としての生き方	教師の心構え 期待される新任教員	学校評価と教職員評価制度
	7 教育課題の解決に向けた取組	危機管理	教育の情報化等への対応
	8 特別支援教育の制度と具体的な取組	学校保健・安全指導・食教育 特別支援教育体制の整備と活用	教育の国際化等への対応
	9 教育機関や企業等における体験を通じた研修	特別支援教育と合理的配慮	メンタルヘルス
	10 研修の総括(初任者研修の総括)	体験研修の意義とねらい	
		研修のまとめと今後に向けて	
II 学級経営	1 学級経営の意義	学級経営の意義と役割 年間計画と運営	学年経営と学級経営案の作成
	2 学級経営の実際と工夫	学級集団作りと日常の活動	学級の組織づくりと教室環境づくり
	3 保護者と連携を図った学級経営	学級開き・学級通信 年度当初の学級事務	児童生徒とのかかわり方
	4 学級事務の処理	保護者対応の仕方と関係づくり	家庭訪問の意義と留意点 保護者会
		年度当初、各学期当初の学級事務	学期末のまとめと諸表簿作成 学年末のまとめと指導要録の作成
III 教科指導 (学習指導)	1 基礎技術	教科指導と学習指導要領	年間指導計画と授業の見直し
	2 授業の進め方	発問・言語活動・机間指導 ・板書・ワークシートの工夫	個に応じた学習指導の進め方
	3 授業参観	基礎基本の定着 個別対応と家庭学習について	授業の分析と診断・評価 指導の改善や児童生徒の意欲向上
	4 授業研究	教材研究と授業展開	テストの作成と成績処理
		授業参観の意義とねらい	
		学習指導案の作成	授業実践(振り返り・改善) 示範授業
IV 道徳教育	1 道徳教育の基礎的理解	道徳教育の目標や意義	道徳の主題構想と資料研究
	2 道徳の時間の指導	道徳的価値・内容項目と 年間指導計画 授業づくり(導入・展開・終末)	考え議論する道徳 他教科・領域等の道徳教育 発問・板書・話し合い活動 ・机間指導・ワークシートの工夫
		教材研究と指導案の作成 指導案作成の留意点	道徳的判断力・心情・実践意欲 と態度
		道徳科の評価の在り方	授業実践(振り返り・改善) 示範授業
V 特別活動	1 特別活動の教育的意義	特別活動の目標や意義と内容	
	2 特別活動の指導計画と授業の実際	全体の指導計画と年間指導計画	授業実践(振り返り・改善) 示範授業
	3 学級活動の指導と評価の工夫改善	学級活動の意義とねらい	
	4 児童会・生徒会活動、クラブ活動、 学校行事の指導と評価の工夫改善	児童会・生徒会活動・委員会活動 ・クラブ活動・部活動他 学校行事の意義とねらい	集会の活動の指導と評価の工夫
VI 総合的な 学習／探究 の時間	1 総合的な学習の時間の趣旨・ねらい	学習形態、指導体制の工夫	地域の教育資源の活用
	2 全体計画の作成	全体計画作成の必要性	全体計画の内容と取扱い
	3 学習活動の進め方	探究的な学習活動の具体的方法 (調べ学習・体験的学習・他)	I C Tを利用しての活動 体験的・問題解決的な学習
	4 評価の特質と評価方法	評価の方法と生かし方 指導と評価の工夫改善	授業実践(振り返り・改善) 示範授業
VII 生徒指導 進路指導	1 生徒指導	生徒指導の意義とねらい 児童生徒理解の内容と方法	教育相談の進め方
		問題行動のある児童生徒との かかわり方	不登校・いじめ防止 ・スマホ等のルール
		自尊心と自己有用感	人権教育(LGBTを含む) 環境教育
		進路指導の意義とねらい	キャリア教育とキャリア パスポート
		進路指導(キャリア教育)の展開 と事例研究	生徒指導・進路指導の振り返り と改善

対象	研修番号						実施日	研修会名	研修内容	会場
	小	中	高	特	養	栄				
小中高特養栄	1111	1211	1311	1411	1511	1611	4/14(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育センター
							教育公務員の服務	教育公務員の服務内容とその自覚		
							校内・校外研修について	初任者研修の概要・オリエンテーション		
							教職としての素養	初任者としての学校運営への参画		
							4/21(金)	学級経営	【小・中・高】学級経営の理論と実践 【特】新任教員の心構え	
							養護教諭専門 1	学校保健活動の推進と養護教諭の役割		
							栄養教諭専門 1	栄養教諭の役割		
接遇	社会人としての接遇の在り方									
小中高特養栄	1112	1212	1312	1412	1512	1612	5/12(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育センター
							総合的な学習(探究)の時間	総合的な学習(探究)の時間の意義と進め方		
							5/19(金)	教育相談	教育相談の意義と進め方	
							情報交換会	全体での情報交換会		
小中高特養栄	1113	1213	1313	1413	1513	1613	5/26(金)	人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	所属校(AM)
							特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	総合教育センター(PM)	
							特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(9校)と具体的支援方法の理解		
小中高特養栄	1114	1214	1314	1414	1514	1614	6/2(金)	教科指導法 1	【小】国・算の指導法(必修) 【中・高】教科別 【特・特高】中・高の教科選択 【特小】は単独	総合教育センター
							養護教諭専門 2・3	保健室経営①・特別支援の養護理解		
							栄養教諭専門 2・3	栄養管理・学級活動における食指導		
							6/9(金)	教科指導法 2(小)	【小】理・社・図・音・家の指導法(選択履修)	
							情報交換会	全体での情報交換会【中・高・特・養・栄】のみ		
授業でのICT活用	授業における情報教育機器の効果的な活用の仕方									
小中高特養栄	1115	1215	1315	1415	1515	1615	6/23(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	所属校(AM)
							健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方	総合教育センター(PM)	
							健康教育(食育)	食育の意義と進め方		
							生徒指導	【小・中・高・特】生徒指導の意義と進め方		
							学習指導要領	【小・中・高・特】学習指導要領と学習評価		
							養護教諭専門 4・5	学校における感染症対応・アレルギー対応		
							栄養教諭専門 4	食物アレルギー対応		
校種別情報交換会	校種別の情報交換会									
小中高特養栄	1116	1216	1316	1416	1516	1616	6/30(金)	道徳教育	道徳教育の意義と進め方	所属校(AM)
							キャリア教育	キャリア教育の意義と進め方	総合教育センター(PM)	
							特別活動	特別活動の意義と進め方		
							自立活動	【特支】自立活動の指導		
							養護教諭専門 6	保健教育の意義と進め方		
							栄養教諭専門 5・6	食に関する指導の在り方・学校給食の活用		
							校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
小中高特養栄	1117	1217	1317	1417	1517	1617	夏季休業中	学級経営実践		【小】「学級経営実践」を全員履修 8月7日(月)
							校種別情報交換会	【小】のみ 校種別の情報交換会		
							教科指導法 2(中・高・特)	【中・高】各教科別に教科専門研修より選択履修 【特】研修番号(341)(342)(343)(344)から1つ選択		
							養護教諭専門 7	研修番号(801)「救急処置研修会」を履修 8月7日(月)		
							栄養教諭専門 7	研修番号(293)「食育研修会」を履修 7月27日(木)		
							夏季休業中	教科指導法 3(小)	【小】「外国語教育研修」を全員履修 8月16日(水)	総合教育センター等
プログラミング	【小】プログラミング教育の意義と進め方									
教科指導法 3(中・高・特)	【中・高】各教科別に教科専門研修より選択履修 【特】研修番号(341)(342)(343)(344)から2つ選択した研修以外を1つ									
養護教諭専門(保健体育課)	研修番号(803)「健康相談実践基礎研修会」を履修 8月18日(金)									
栄養教諭専門(保健体育課)	防災新館にて受講 8月18日(金)									
小中高特養栄	1119	1219	1319	1419	1519	1619	8/22(火)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについて理解と実践	所属校(AM)
							特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応の仕方	総合教育センター(PM)	
							自然観察	【小・特小】自然観察の意義と指導法		
							部活動の在り方	【中・高・特中・特高】部活動の在り方と進め方		
							養護教諭専門 8	保健室経営②		
							栄養教諭専門 8	衛生管理		
校種別情報交換会	校種別の情報交換会(1学期を振り返って・年度末にやりたい自分自身の姿)									
小中高特養栄	1120	1220	1320	1420	1520	1620	10/13(金)	防災教育	防災教育の意義と進め方	総合教育センター
							10/20(金)	博学連携	博学連携の意義と進め方	
小中高特養	1121	1221	1321	1421	1521	-	1/5(金)	ICTを活用した授業実践	ICTを活用した授業実践発表と研究協議	総合教育センター
							1/12(金)	養護教諭専門 9・10	保健教育実践発表と研究協議・学校保健活動の評価	
小中高特養栄	1122	1222	1322	1422	1522	1622	1/19(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育センター
							1/26(金)	学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について	
							閉講式	閉講式 所長講話		

以上に加え、小中高特は半日×5回の授業研修会を行う。

※ 別途YeL 校外学習の引率の心構え

※ 別途YeL 教育公務員の勤務と給与

※ 別途動画視聴 道徳教育実践例

初任者研修計画（小学校）一覧

回	対象	センター 研修番号	実施日	研修会名	研修内容	会場	実施機関
1	小中高特 養栄	1111	4/14(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育 センター	総合教育 センター
				教育公務員の服務	教育公務員の服務 研修の概要オリエンテーション		
				教職としての素養	初任者としての学校運営への参画		
				学級経営	学級経営の理論と実践		
				接遇	社会人としての接遇の在り方		
2	小中高特 養栄	1112	5/12(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育 センター	総合教育 センター
				総合的な学習の時間	総合的な学習の時間の意義と進め方		
				教育相談	教育相談の意義と進め方		
				情報交換会	全体での情報交換会		
3	小中高特 養栄	1113	5/26(金)	人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	総合教育セン ター(PM)	
				特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(9校)と具体的支援方法の理解		
4	小中高特 養栄	1114	6/2(金)	教科指導法 1	国・算の指導法(必修)	総合教育 センター	総合教育 センター
				教科指導法 2	理・社・図・音・家の指導法(選択履修)		
				授業でのICTの活用	授業における情報教育機器の効果的な活用の仕方		
5	小中高特 養栄	1115	6/23(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	所属校 (AM)	総合教育 センター
				健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方	総合教育 センター (PM)	
				健康教育(食育)	食育の意義と進め方		
				生徒指導	生徒指導の意義と進め方		
				学習指導要領	学習指導要領と学習評価		
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
6	小中高特 養栄	1116	6/30(金)	道徳教育	道徳教育の意義と進め方	所属校 (AM)	総合教育 センター
				キャリア教育	キャリア教育の意義と進め方	総合教育 センター (PM)	
				特別活動	特別活動の意義と進め方		
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
7	小中高特	1117	8/7(月)	学級経営実践	「学級経営実践」を全員受講	総合教育 センター	総合教育 センター
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
8	小中高特	1118	8/16(水)	教科指導法 3	「小学校外国語教育」を全員受講	総合教育 センター	総合教育 センター
				プログラミング	プログラミング教育の意義と進め方		
9	小中高特 養栄	1119	8/22(火)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践方法	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別な配慮や支援を必要とする 児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応の仕方	総合教育 センター (PM)	
				自然観察	自然観察の意義と指導法		
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会(1学期を振り返って・年度末にありたい自分自身の姿)		
10	小中高特 養栄	1120	10/13(金)	防災教育	防災教育の意義と進め方	総合教育 センター	総合教育 センター
				博学連携	博学連携の意義と進め方		
11	小中高特養	1121	1/5(金)	ICTを活用した授業実践	ICTを活用した授業実践発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
12	小中高特 養栄	1122	1/19(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
				学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について		
				閉講式	閉講式 所長講話		
13	小	1123	5月 ～ 12月	授業研修会	実習校における授業研修(4回) *詳細は後日提示	実習 指定校	総合教育 センター
14	小	1124		実習 指定校		総合教育 センター	
15	小	1125		実習 指定校		総合教育 センター	
16	小	1126		実習 指定校		総合教育 センター	
17	小	1127		異校種の授業参観(1回)		山梨大 附属他	総合教育 センター

初任者研修計画（中学校）一覧

回	対象	センター 研修番号	実施日	研修会名	研修内容	会場	実施機関
1	小中高特 養栄	1211	4/21(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育 センター	総合教育 センター
				教育公務員の服務	教育公務員の服務 研修の概要オリエンテーション		
				教職としての素養	初任者としての学校運営への参画		
				学級経営	学級経営の理論と実践		
				接遇	社会人としての接遇の在り方		
2	小中高特 養栄	1212	5/19(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育 センター	総合教育 センター
				総合的な学習の時間	総合的な学習の時間の意義と進め方		
				教育相談	教育相談の意義と進め方		
				情報交換会	全体での情報交換会		
3	小中高特 養栄	1213	5/26(金)	人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解		
				特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(9校)と具体的支援方法の理解	総合教育セン ター(PM)	
4	小中高特 養栄	1214	6/9(金)	教科指導法 1	各教科における指導法	総合教育 センター	総合教育 センター
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
				授業でのICTの活用	授業における情報教育機器の効果的な活用の仕方		
5	小中高特 養栄	1215	6/23(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	所属校 (AM)	総合教育 センター
				健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方		
				健康教育(食育)	食育の意義と進め方	総合教育 センター (PM)	
				生徒指導	生徒指導の意義と進め方		
				学習指導要領	学習指導要領と学習評価		
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
				6	小中高特 養栄	1216	
キャリア教育	キャリア教育の意義と進め方	総合教育 センター (PM)					
特別活動	特別活動の意義と進め方						
校種別情報交換会	校種別の情報交換会						
7	小中高特	1217	夏季休業中	教科指導法 2	各教科別に教科専門研修より選択履修	総合教育 センター	総合教育 センター
8	小中高特	1218	夏季休業中	教科指導法 3	各教科別に教科専門研修より選択履修	総合教育 センター	総合教育 センター
9	小中高特 養栄	1219	8/22(火)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践方法	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応の仕方		
				部活動の在り方	部活動指導の在り方と進め方	総合教育 センター (PM)	
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会(1学期を振り返って・年度末にありたい自分自身の姿)		
10	小中高特 養栄	1220	10/20(金)	防災教育	防災教育の意義と進め方	総合教育 センター	総合教育 センター
				博学連携	博学連携の意義と進め方		
11	小中高特養	1221	1/12(金)	ICTを活用した授業実践	ICTを活用した授業実践発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
12	小中高特 養栄	1222	1/26(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
				学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について		
				閉講式	閉講式 所長講話		
13	中	1223	5月 ～ 12月	授業研修会	実習校における授業研修(4回) *詳細は後日提示	実習 指定校	総合教育 センター
14	中	1224		実習 指定校		総合教育 センター	
15	中	1225		実習 指定校		総合教育 センター	
16	中	1226		実習 指定校		総合教育 センター	
17	中	1227		授業研修会		異校種の授業参観(1回)	山梨大 附属他

初任者研修計画（高等学校）一覧

回	対象	センター 研修番号	実施日	研修会名	研修内容	会場	実施機関
1	小中高特 養栄	1311	4/21(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育 センター	総合教育 センター
				教育公務員の服務	教育公務員の服務 研修の概要オリエンテーション		
				教職としての素養	初任者としての学校運営への参画		
				学級経営	学級経営の理論と実践		
				接遇	社会人としての接遇の在り方		
2	小中高特 養栄	1312	5/19(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育 センター	総合教育 センター
				総合的な探究の時間	総合的な探究の時間の意義と進め方		
				教育相談	教育相談の意義と進め方		
				情報交換会	全体での情報交換会		
3	小中高特 養栄	1313	5/26(金)	人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	総合教育セ ンター(PM)	
				特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(9校)と具体的支援方法の理解		
4	小中高特 養栄	1314	6/9(金)	教科指導法 1	各教科における指導法	総合教育 センター	総合教育 センター
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
				授業でのICTの活用	授業における情報教育機器の効果的な活用の仕方		
5	小中高特 養栄	1315	6/23(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	所属校 (AM)	総合教育 センター
				健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方		
				健康教育(食育)	食育の意義と進め方		
				生徒指導	生徒指導の意義と進め方	総合教育 センター (PM)	
				学習指導要領	学習指導要領と学習評価		
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
6	小中高特 養栄	1316	6/30(金)	道徳教育	道徳教育の意義と進め方	所属校(AM)	総合教育 センター
				キャリア教育	キャリア教育の意義と進め方	総合教育 センター (PM)	
				特別活動	特別活動の意義と進め方		
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
7	小中高特	1317	夏季休業中	教科指導法 2	各教科別に教科専門研修より選択履修	総合教育 センター	総合教育 センター
8	小中高特	1318	夏季休業中	教科指導法 3	各教科別に教科専門研修より選択履修	総合教育 センター	総合教育 センター
9	小中高特 養栄	1319	8/22(火)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践方法	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応の仕方		
				部活動の在り方	部活動指導の在り方と進め方	総合教育 センター (PM)	
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会(1学期を振り返って・年度末にありたい自分自身の姿)		
10	小中高特 養栄	1320	10/20(金)	防災教育	防災教育の意義と進め方	総合教育 センター	総合教育 センター
				博学連携	博学連携の意義と進め方		
11	小中高特養	1321	1/12(金)	ICTを活用した授業実践	ICTを活用した授業実践発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
12	小中高特 養栄	1322	1/26(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
				学び続ける教員について	研修の履歴およびソフオモア研修について		
				閉講式	閉講式 所長講話		
13	高	1323	6月 ～ 12月	授業研修会	先輩教員の授業参観(6月～9月) *教科ごとに2回実施	依頼校	総合教育 センター
14	高	1324		授業研修会		依頼校	総合教育 センター
15	高	1325		授業研修会		依頼校	総合教育 センター
16	高	1326		授業研修会	初任者教員自身の授業(原則9月～10月) *教科ごとに2回実施	依頼校	総合教育 センター
17	高	1327		授業研修会	異校種の授業参観(1回)	山梨大 附属他	総合教育 センター

回	対象	センター 研修番号	実施日	研修会名	研修内容	会場	実施機関
1	小中高特 養栄	1411	4/21(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育 センター	総合教育 センター
				教育公務員の服務	教育公務員の服務 研修の概要オリエンテーション		
				教職としての素養	初任者としての学校運営への参画		
				学級経営	新任教員の心構え		
				接遇	社会人としての接遇の在り方		
2	小中高特 養栄	1412	5/19(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育 センター	総合教育 センター
				総合的な学習(探究)の時間	総合的な学習(探究)の時間の意義と進め方		
				教育相談	教育相談の意義と進め方		
				情報交換会	全体での情報交換会		
3	小中高特 養栄	1413	5/26(金)	人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	総合教育セン ター(PM)	
				特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(9校)と具体的支援方法の理解		
4	小中高特 養栄	1414	6/9(金)	教科指導法 1	各教科における指導法	総合教育 センター	総合教育 センター
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
				授業でのICTの活用	授業における情報教育機器の効果的な活用の仕方		
5	小中高特 養栄	1415	6/23(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	所属校 (AM)	総合教育 センター
				健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方	総合教育 センター (PM)	
				健康教育(食育)	食育の意義と進め方		
				生徒指導	生徒指導の意義と進め方		
				学習指導要領	学習指導要領と学習評価		
校種別情報交換会	校種別の情報交換会						
6	小中高特 養栄	1416	6/30(金)	道徳教育	道徳教育の意義と進め方	所属校(AM)	総合教育 センター
				キャリア教育	キャリア教育の意義と進め方	総合教育 センター (PM)	
				自立活動	自立活動の指導【特支】のみ		
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
7	小中高特	1417	夏季休業中	教科指導法 2	研修番号(341)(342)(343)(344)から1つ選択	総合教育 センター	総合教育 センター
8	小中高特	1418	夏季休業中	教科指導法 3	研修番号(341)(342)(343)(344)から教科指導法2で選択した 研修以外を1つ	総合教育 センター	総合教育 センター
9	小中高特 養栄	1419	8/22(火)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践方法	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別な配慮や支援を必要とする 児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応の仕方	総合教育セン ター(PM)	
				自然観察【小学部】	自然観察の意義と指導法		
				部活動の在り方【中・高等部】	部活動指導の在り方と進め方		
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会(1学期を振り返って・年度末にありたい自分自身の姿)		
10	小中高特 養栄	1420	10/20(金)	防災教育	防災教育の意義と進め方	総合教育 センター	総合教育 センター
				博学連携	博学連携の意義と進め方		
11	小中高特養	1421	1/12(金)	ICTを活用した授業実践	ICTを活用した授業実践発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
12	小中高特 養栄	1422	1/26(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
				学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について		
				閉講式	閉講式 所長講話		
13	特	1423	6月～12月	授業研修会	先輩教員の授業参観	依頼校	特別支援教育・ 児童生徒支援課
14	特	1424		授業研修会		依頼校	特別支援教育・ 児童生徒支援課
15	特	1425		授業研修会	初任者教員の授業実践研究	依頼校	特別支援教育・ 児童生徒支援課
16	特	1426		授業研修会		依頼校	特別支援教育・ 児童生徒支援課
17	特	1427		授業研修会	異校種の授業参観(1回)	山梨大 附属他	総合教育 センター

初任者研修計画（養護教諭）一覧

回	対象	センター 研修番号	実施日	研修会名	研修内容	会場	実施機関
1	小中高特 養栄	1511	4/21(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育 センター	総合教育 センター
				教育公務員の服務	教育公務員の服務 研修の概要オリエンテーション		
				教職としての素養	初任者としての学校運営への参画		
				養護教諭専門 1	学校保健活動の推進と養護教諭の役割		
				接遇	社会人としての接遇の在り方		
2	小中高特 養栄	1512	5/19(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育 センター	総合教育 センター
				総合的な学習(探究)の時間	総合的な学習(探究)の時間の意義と進め方		
				教育相談	教育相談の意義と進め方		
				情報交換会	全体での情報交換会		
3	小中高特 養栄	1513	5/26(金)	人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	総合教育センター (PM)	
				特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(9校)と具体的支援方法の理解		
4	小中高特 養栄	1514	6/9(金)	養護教諭専門 2・3	保健室経営①・特別支援の養護理解	総合教育 センター	総合教育 センター
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
				授業でのICTの活用	授業における情報教育機器の効果的な活用の仕方		
5	小中高特 養栄	1515	6/23(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	所属校 (AM)	総合教育 センター
				健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方		
				健康教育(食育)	食育の意義と進め方		
				養護教諭専門 4・5	学校における感染症対応・アレルギー対応	総合教育 センター (PM)	
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
6	小中高特 養栄	1516	6/30(金)	道徳教育	道徳教育の意義と進め方	所属校(AM)	総合教育 センター
				養護教諭専門 6	保健教育の意義と進め方	総合教育 センター (PM)	
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
7	養	1517	8/7(月)	養護教諭専門 7	研修番号(801)「救急処置研修会」を履修	総合教育 センター	総合教育 センター
8	養	1518	8/18(金)	養護教諭専門(保健体育課)	研修番号(803)「健康相談実践基礎研修会」を履修	総合教育 センター	保健体育課
9	小中高特 養栄	1519	8/22(火)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践方法	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応の仕方		
				養護教諭専門 8	保健室経営②	総合教育センター (PM)	
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会(1学期を振り返って・年度末にありたい自分自身の姿)		
10	小中高特 養栄	1520	10/20(金)	防災教育	防災教育の意義と進め方	総合教育 センター	総合教育 センター
				博学連携	博学連携の意義と進め方		
11	小中高特養	1521	1/12(金)	養護教諭専門 9・10	保健教育実践発表と研究協議・学校保健活動の評価	総合教育 センター	総合教育 センター
12	小中高特 養栄	1522	1/26(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
				学び続ける教員について	研修の履歴およびソフオモア研修について		
				閉講式	閉講式 所長講話		

初任者研修計画（栄養教諭）一覧

回	対象	センター 研修番号	実施日	研修会名	研修内容	会場	実施機関
1	小中高特 養栄	1611	4/21(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育 センター	総合教育 センター
				教育公務員の服務	教育公務員の服務 研修の概要オリエンテーション		
				教職としての素養	初任者としての学校運営への参画		
				栄養教諭専門 1	栄養教諭の役割		
				接遇	社会人としての接遇の在り方		
2	小中高特 養栄	1612	5/19(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育 センター	総合教育 センター
				総合的な学習(探究)の時間	総合的な学習(探究)の時間の意義と進め方		
				教育相談	教育相談の意義と進め方		
				情報交換会	全体での情報交換会		
3	小中高特 養栄	1613	5/26(金)	人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	総合教育セン ター(PM)	
				特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(9校)と具体的支援方法の理解		
4	小中高特 養栄	1614	6/9(金)	栄養教諭専門 2・3	栄養管理・学級活動における食指導	総合教育 センター	総合教育 センター
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
				授業でのICTの活用	授業における情報教育機器の効果的な活用の仕方		
5	小中高特 養栄	1615	6/23(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	所属校 (AM)	総合教育 センター
				健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方		
				健康教育(食育)	食育の意義と進め方		
				栄養教諭専門 4	食物アレルギー対応	総合教育 センター (PM)	
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
6	小中高特 養栄	1616	6/30(金)	道徳教育	道徳教育の意義と進め方	所属校(AM)	総合教育 センター
				栄養教諭専門 5・6	食に関する指導の在り方・学校給食の活用	総合教育 センター (PM)	
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会		
7	栄	1617	7/27(木)	栄養教諭専門 7	研修番号(293)「食育研修会」を履修	総合教育 センター	総合教育 センター
8	栄		8/18(金)	栄養教諭専門(保健体育課)	食に関する指導の実践報告	防災新館	保健体育課
9	小中高特 養栄	1619	8/22(火)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践方法	所属校 (AM)	総合教育 センター
				特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応の仕方		
				栄養教諭専門 8	衛生管理	総合教育セン ター(PM)	
				校種別情報交換会	校種別の情報交換会(1学期を振り返って・年度末にありたい自分自身の姿)		
10	小中高特 養栄	1620	10/20(金)	防災教育	防災教育の意義と進め方	総合教育 センター	総合教育 センター
				博学連携	博学連携の意義と進め方		
11	栄		未定	栄養教諭専門(保健体育課)	食に関する指導の実際(公開研究会への参加)	未定	保健体育課
12	小中高特 養栄	1622	1/26(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育 センター	総合教育 センター
				学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について		
				閉講式	閉講式 所長講話		

やまなし教員育成指標一覧表

ステージ		採用時	全ステージ
教職としての素養	と社 会 と 人	法令遵守	法令を遵守する態度
		自立	高い倫理観を持ち、法令を遵守している。
		協働・創造	豊かな人間性と深い教養を持ち、自立している。
	教員 と し て	使命感・責任感	優れたコミュニケーション能力を持ち、周囲と協働して新たな価値を創り出している。
		教育的愛情	教育公務員としての崇高な使命と責任感を持って教育にあたっている。
		意欲	児童生徒一人一人に愛情をもち、未来の山梨を担う人材を育成している。
研究能力	時代の変化に対応し、自らの資質能力・実践力を向上させようとしている。		
		継続的かつ積極的に授業研究を行い、児童生徒に深い学びを提供している。	

ステージ	採用時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ		
		実践力養成期	専門性充実期・協働力養成期	指導力・協働力完成期		
ステージのあるべき姿	教育に対する情熱と使命感を有し、今日の教育的課題を積極的にとらえようとしている	実践力を磨き、教員としての基礎を築いている	専門性を高め、ミドルリーダーとして組織を活性化している	豊富な経験と広い視野から総合的な指導力・協働力を発揮し、積極的に学校運営を支えている		
教職としての専門性	学習指導	学習指導要領の内容を把握し、学校と社会とのつながりの重要性を理解している。	「やまなしスタンダード」に基づいた授業を実施し、自己の授業を振り返り、改善している。	「主体的・対話的で深い学び」の授業を展開し、適切な評価を行っている。	学びに向かう力の育成や人間性を涵養する授業の実践において、指導的役割を果たしている。	
	生徒指導	学級経営		集団の変容に気づくとともに、一貫した指導をしている。	集団の課題を明確にし、それを同僚と共有し、協働して解決を図っている。	学校全体の視点からの学級づくりを行い、教師集団の中で指導力を発揮している。
		児童生徒理解	各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解している。	日々の声かけや面談により、児童生徒の気持ちに寄り添った指導をしている。	きめ細かな観察や励まし、カウンセリングの技法等を用いて、児童生徒の意欲を高めている。	児童生徒一人一人の生き方を考えさせる指導等について、校内をリードしている。
		道徳性の涵養		児童生徒の発達段階に応じて、道徳性を高める指導をしている。	道徳性の高まりや変容を適切に見取り、同僚と共有し、指導に生かしている。	学校教育全般にわたって、児童生徒の道徳性を高める指導を展開する推進役となっている。
	キャリア教育	社会の動向に関心をもち、キャリア教育の重要性を理解している。	体験活動等を有効に活用し、職業やキャリアプランを考えさせる指導を行っている。	キャリアプランの実現に向けた指導を同僚と協働して行っている。	学校全体のキャリア教育が、組織的に推進されるよう、指導的役割を發揮している。	
	特別支援教育	特別支援教育に関する基礎的な知識を身につけ、重要性を理解している。	児童生徒の学習上・生活上の困難さの実態をとらえ、個別の支援をしている。	特別支援教育に関する専門性を高め、関係諸機関と連携・協働し、効果的な指導をしている。	校内支援体制の充実や合理的配慮の提供に指導力を発揮している。	
	学校運営	教育課程		学校の教育目標と編成された教育課程を理解し、実施している。	学校の教育目標達成に向け、カリキュラム・マネジメントに基づき、教育課程を実施している。	「開かれた教育課程」の編成に参画している。
		連携・協働	学校運営における今日的課題を把握し、学校運営の重要性を理解している。	同僚や保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。	関係諸機関と連携・協働し、課題解決に向け取り組んでいる。	連携・協働による課題解決をリードし、学校運営の改善に参画している。
		研修		自己の課題を認識し、必要な研修に主体的に励んでいる。	研修内容や成果を同僚と共有し、児童生徒に還元している。	研修の成果を学校教育活動・運営に生かし、組織をより良く変容させている。
		学校安全		いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を理解し、学校安全に取り組んでいる。	方針やマニュアル等に基づいた取組を推進し、その改善に努めている。	学校安全に精通し、方針やマニュアル等の改善を推進している。
	新たな教育課題	グローバル化への対応		ふるさと山梨を深く理解し、地球的視野に立って主体的に行動する児童生徒を育成している。		
		情報推進教育	ICT活用能力		ICTを活用して、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を展開している。	
情報モラル					情報モラルを身につけ、情報を有効に活用できる児童生徒を育成している。	
人権教育		新たな教育課題について関心をもち、最新の知識を収集している。		人権尊重の意識を持ち、具体的な態度や行動に表すことができる児童生徒を育成している。		

※ 第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは採用6年目～40代半ばまで、第3ステージは40代半ば～60歳までをイメージしている。

※ 黄色の箇所は、各ステージにおいて、特に重点を置いてほしい項目と内容を示している。

やまなし養護教諭育成指標一覧表

ステージ		採用時	全ステージ
教職としての素養	と社 会 人	法令遵守	高い倫理観を持ち、法令を遵守している。
		自立	豊かな人間性と深い教養を持ち、自立している。
		協働・創造	優れたコミュニケーション能力を持ち、周囲と協働して新たな価値を創り出している。
	教員として	使命感・責任感	教育公務員としての崇高な使命と責任感を持って教育にあたっている。
		教育的愛情	児童生徒一人一人に愛情を持ち、未来の山梨を担う人材を育成している。
		意欲	時代の変化に対応し、自らの資質能力・実践力を向上させようとしている。
研究能力		継続的かつ積極的に授業研究を行い、児童生徒に深い学びを提供している。	

ステージ		採用時	第1ステージ 実践力養成期	第2ステージ 専門性充実期・協働力養成期	第3ステージ 指導力・協働力完成期
ステージのあるべき姿		教育に対する情熱と使命感を有し、今日の教育的課題を積極的にとらえようとしている	実践力を磨き、教員としての基礎を築いている	専門性を高め、ミドルリーダーとして組織を活性化している	豊富な経験と広い視野から総合的な指導力・協働力を発揮し、積極的に学校運営を支えている
生徒指導	児童生徒理解	各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解している。	日々の声かけや面談により、児童生徒の気持ちに寄り添った指導をしている。	きめ細かな観察や励まし、カウンセリングの技法等を用いて、児童生徒の意欲を高めている。	児童生徒一人一人の生き方を考えさせる指導等について、校内をリードしている。
	道徳性の涵養		児童生徒の発達段階に応じて、道徳性を高める指導をしている。	道徳性の高まりや変容を適切に見取り、同僚と共有し、指導に生かしている。	学校教育全般にわたって、児童生徒の道徳性を高める指導を展開する推進役となっている。
キャリア教育		社会の動向に関心を持ち、キャリア教育の重要性を理解している。	体験活動等を有効に活用し、職業やキャリアプランを考えさせる指導を行っている。	キャリアプランの実現に向けた指導を同僚と協働して行っている。	学校全体のキャリア教育が、組織的に推進されるよう、指導的役割を果している。
特別支援教育		特別支援教育に関する基礎的な知識を身につけ、重要性を理解している。	児童生徒の学習上・生活上の困難さの実態をとらえ、個別の支援をしている。	特別支援教育に関する専門性を高め、関係機関と連携・協働し、効果的な指導をしている。	校内支援体制の充実や合理的配慮の提供に指導力を発揮している。
学校運営	連携・協働		同僚や保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。	関係諸機関と連携・協働し、課題解決に向け取り組んでいる。	連携・協働による課題解決をリードし、学校運営の改善に参画している。
	研修	学校運営における今日の課題を把握し、学校運営の重要性を理解している。	自己の課題を認識し、必要な研修に主体的に励んでいる。	研修内容や成果を同僚と共有し、児童生徒に還元している。	研修の成果を学校教育活動・運営に生かし、組織をより良く変容させている。
	学校安全		いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を理解し、学校安全に取り組んでいる。	方針やマニュアル等に基づいた取組を推進し、その改善に努めている。	学校安全に精通し、方針やマニュアル等の改善を推進している。

養護教諭としての専門性	保健管理	学校保健安全法を理解している。	児童生徒の健康状態を把握し、様々な課題に対して適切に対応している。	家庭や地域の医療機関等との連携体制づくりを推進している。	様々な課題解決に向けての対応が組織的に行えるよう指導的役割を果たしている。
	保健教育	学習指導要領の内容を把握し、専門性を生かした指導を理解している。	学級担任等と連携し、専門性を生かした保健教育を実践している。	児童生徒の健康課題解決を目指した指導計画立案に関わり、実践している。	他教科との関連した保健教育の指導計画を立案し、組織的な実践と評価をすすめている。
	健康相談	健康相談の位置付けを理解している。	児童生徒の健康課題の解決を目指した健康相談を実施している。	いじめや虐待を含む課題の早期発見に努め、解決のための支援体制を整備している。	健康相談を専門家を交えて組織的に行えるよう、コーディネーターとしての役割を果たしている。
	保健室経営	養護教諭の役割と職務内容を理解している。	学校教育目標の具現化を目指した保健室経営計画を作成し、目標達成に向けて実践している。	保健室経営計画を教職員に周知し、校内の組織運営に積極的に役割を果たそうとしている。	校内のみならず保護者や地域の関係機関と連携して、保健室経営を組織的に推進している。
	保健組織活動	保健組織活動の意義を理解している。	保健組織活動の意義を理解し、活動の企画運営に参画している。	校内の保健組織活動を主体的にすすめられるよう内容の工夫と、学校医等との連携体制を整備している。	地域における健康課題の解決に向けた連携体制づくりを推進している。

※ 第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは採用6年目～40代半ばまで、第3ステージは40代半ば～60歳までをイメージしている。

※ 黄色の箇所は、各ステージにおいて、特に重点を置いてほしい項目と内容を示している。

やまなし栄養教諭育成指標一覧表

ステージ		採用時	全ステージ
教職としての素養	と社会人	法令遵守	法令を遵守する態度を身につけ、協働的に物事を進めようとしている。
		自立	豊かな人間性と深い教養を持ち、自立している。
		協働・創造	優れたコミュニケーション能力を持ち、周囲と協働して新たな価値を創り出している。
	教員として	使命感・責任感	教職に対する使命感、望ましい教育観、学び続けていく意欲を身につけている。
		教育的愛情	教育公務員としての崇高な使命と責任感を持って教育にあたっている。
		意欲	児童生徒一人一人に愛情を持ち、未来の山梨を担う人材を育成している。
研究能力	時代の変化に対応し、自らの資質能力・実践力を向上させようとしている。		
		継続的かつ積極的に授業研究を行い、児童生徒に深い学びを提供している。	

ステージ	採用時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	
		実践力養成期	専門性充実期・協働力養成期	指導力・協働力完成期	
ステージのあるべき姿	教育に対する情熱と使命感を有し、今日の教育的課題を積極的にとらえようとしている	実践力を磨き、教員としての基礎を築いている	専門性を高め、ミドルリーダーとして組織を活性化している	豊富な経験と広い視野から総合的な指導力・協働力を発揮し、積極的に学校運営を支えている	
生徒指導	児童生徒理解	各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解している。	日々の声かけや面談により、児童生徒の気持ちに寄り添った指導をしている。	きめ細かな観察や励まし、カウンセリングの技法等を用いて、児童生徒の意欲を高めている。	児童生徒一人一人の生き方を考えさせる指導等について、校内をリードしている。
	道徳性の涵養		児童生徒の発達段階に応じて、道徳性を高める指導をしている。	道徳性の高まりや変容を適切に見取り、同僚と共有し、指導に生かしている。	学校教育全般にわたって、児童生徒の道徳性を高める指導を展開する推進役となっている。
キャリア教育	社会の動向に関心を持ち、キャリア教育の重要性を理解している。	体験活動等を有効に活用し、職業やキャリアプランを考えさせる指導を行っている。	キャリアプランの実現に向けた指導を同僚と協働して行っている。	学校全体のキャリア教育が、組織的に推進されるよう、指導的役割を發揮している。	
特別支援教育	特別支援教育に関する基礎的な知識を身につけ、重要性を理解している。	児童生徒の学習上・生活上の困難さの実態をとらえ、個別の支援をしている。	特別支援教育に関する専門性を高め、関係機関と連携・協働し、効果的な指導をしている。	校内支援体制の充実や合理的配慮の提供に指導力を發揮している。	
学校運営	連携・協働	同僚や保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。	関係諸機関と連携・協働し、課題解決に向け取り組んでいる。	連携・協働による課題解決をリードし、学校運営の改善に参画している。	
	研修	学校の課題を把握し、学校運営の重要性を理解している。	自己の課題を認識し、必要な研修に主体的に励んでいる。	研修内容や成果を同僚と共有し、児童生徒に還元している。	研修の成果を学校教育活動・運営に生かし、組織をより良く変容させている。
	学校安全		いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を理解し、学校安全に取り組んでいる。	方針やマニュアル等に基づいた取組を推進し、その改善に努めている。	学校安全に精通し、方針やマニュアル等の改善を推進している。

栄養教諭としての専門性	栄養管理	学校給食の役割について理解している。	学校給食摂取基準に基づき、食品構成を考慮した献立を作成している。	児童生徒の実態や学校・地域の特色に応じた献立を作成し、施設に合わせた調理指導をしている。	献立作成や調理指導の方法に関して、地区で指導的役割を果たしている。	
	衛生管理	衛生管理の重要性について理解している。	学校給食衛生管理基準に基づき、指導・助言をしている。	給食施設や学校の課題を的確に捉え、調理から喫食までの衛生管理について指導・助言をしている。	調理から喫食までの衛生管理に関して、地区において指導的役割を果たしている。	
	個に応じた対応・指導	児童生徒の実態把握と個別の栄養相談の重要性を理解している。	児童生徒の課題を把握し、教職員や保護者と連携して対応している。	児童生徒の健康状況に応じて、教職員や保護者と連携して対応・指導を行っている。	児童生徒の課題を総合的にとらえ、教職員や保護者と連携して対応・指導している。	
	食に関する指導	指導計画の立案と推進		食に関する指導計画の必要性を理解し、実施している。	指導計画の立案に中心的な役割を果たし、食育を推進している。	指導計画に基づいた食育を実施し、改善の中心的な役割を果たしている。
		学校給食の活用	教育活動全体を通して食育を推進することの重要性を理解している。	学校給食の献立や使用されている食品を活用し、効果的な指導を行っている。	給食時の指導計画を示し、学校給食の教材化を図っている。	学校給食の活用について、教職員への指導的役割を果たしている。
		教科等における指導		教科等の内容やねらいを理解し、専門性を生かした食に関する指導を行っている。	教職員と連携して、教科等での食に関する指導の内容、評価の計画作成を行っている。	教科等での食に関する指導の内容・評価について、的確な助言を行っている。

※ 第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは採用6年目～40代半ばまで、第3ステージは40代半ば～60歳までをイメージしている。

※ 黄色の箇所は、各ステージにおいて、特に重点を置いてほしい項目と内容を示している。

I 基礎的素養および学校運営

I-1 専門職である教員として

1 期待される新任教員

初めて職務に当たる初任者も、児童生徒はもとより保護者や同僚から一人前の教員として期待が寄せられている。特に児童生徒は、教員と多くの時間を共に過ごし、教員の言動は児童生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすので、その責任の重さを自覚せずにはいられない。これから教職の道を歩もうとする者は、教員としての責任と使命を自覚し、自己修養の大切さを考えてほしい。

本来、児童生徒一人一人は、自らのよさを発揮し、さらに自らの可能性を伸ばしていきたいと願っている。このような児童生徒に最もよい感化を与えることができるのは、「学び続ける教員」として日々努めている者だけである。

(1) 「教育的愛情と教職に対する使命感・責任感」が教員の原点である

教育の目的は、児童生徒一人一人のよさや個性と能力を十分に伸ばし、「生きる力」を育むことである。教員は児童生徒への深い教育的愛情をもって、その重責を果たす使命を持っている。児童生徒にとっては、教員の平素の言動、いわば「存在の全て」が、自分のものとして身に付ける手本となる。「教育は人なり」であることを心に留めてほしい。

(2) 「謙虚に自ら学び続ける意欲を持つ者」が人を指導する資格をもつ

教員には、豊かな素養と高い専門性が求められる。よって、教員は謙虚に自身を振り返り、不断の教育実践と自己啓発に努め、教育専門職にふさわしい資質能力を持つよう努めなければならない。「やまなし教員等育成指標」にキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力が示されているように、児童生徒を指導しながらも児童生徒から学び、自ら成長し続ける教員であってほしい。

(3) 教員の職務は法令に規定されている

子供たちの教育は、本来的には親や地域社会が行うべきものであるのに対して、教員が他人の子供を教育することができるのはなぜか、その答えは法令にある。学校教育法第37条で、「教諭は、児童の教育をつかさどる。」「養護教諭は、児童の養護をつかさどる。」「栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。」とある。つまり、教員はこの法令に基づいて、社会の信託を受けて、組織として計画的に児童生徒の教育を行うことができるのである。したがって、自ら教育公務員として社会の信託を得るだけの資格を持ち続けることが必要であり、教員としての教育的力量を身に付けているか、常に誠実に真摯に振り返り続けることが大切である。

(4) 教員としてのキャリアを積み重ねる

採用前経験が多様になっている現在でも、すべての初任者が教員としての第一歩を踏み出したこと、そして、これから先、キャリアを通じて資質能力を身に付けていかねばならないことには変わりはない。「やまなし教員等育成指標」に示された第1～第3ステージのあるべき姿に近づくべく、初任者は日々の実践すべてを糧とし、研鑽によりさらに専門性を磨いてほしい。

「教員は学校で育つ」ものである。目の前の対応に追われながらも、真摯かつ謙虚に児童生徒や保護者、そして教育活動そのものに向き合って過ごす日々を通して、初任者は自己の成長を確かめ、社会人として、教員として、そして人としての自己実現を目指すことができるのである。

2 教育公務員の服務

公立学校の教員は地方公務員であり、また、その職務と責任の特殊性に基づき、教育公務員としての身分上の扱いを受けることになる。日本国憲法第15条の2において「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定され、服務の根本基準として地方公務員法第30

条では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。

(1) 教育公務員の服務規律について

児童生徒や保護者は、教員に対して大きな期待をもっている。この期待は学力の向上や進学、就職の指導といったことだけではない。学校生活の中で、社会生活のルールを身に付けさせ、社会の一員として自らを生かす能力を体得させるといった、人格形成や社会性の習得のための指導や支援を行うという役割にも大きな期待が寄せられている。教育公務員である教員が公務員としての基本的な勤務のルールや服務規律を軽視することがあると、こうした期待を裏切り、学校が教育の場としての信頼を失うことになりかねない。教員として、常に服務規律を自覚し自ら積極的に児童生徒と関わり、自信をもって伸び伸びと教育活動に励むことが大切である。

(2) 公務員として職務を遂行する上での守るべき職務上の義務について

①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 43 条の 2）

②職務に専念する義務（地方公務員法第 35 条）

教員としての仕事は、学習指導だけではない。様々な校務を分担して学校運営の一翼を担うことも重要な任務である。これらを進めるに当たって、法律や条例に違反したことを行ってはならないのは当然のことであるが、教育委員会や校長等の上司の職務上の命令に従い、課せられた職務を全力で遂行していくことは、公務員としての最も基本的な義務といえる。学校での様々な教育活動や学校経営は、最終的には全て校長の責任のもとに、校長の管理下で行われている。

(3) 公務員としての身分の扱いを受けることによる身分上の義務について

公務員になったことにより、一定の身分上の義務が課せられる。これは、全体の奉仕者という公務員の性格に由来する義務である。

① 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第 33 条）

公務員は、勤務時間の内外を問わず、その職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となったりするような行為をしてはならない。特に教育公務員は、児童生徒や保護者の信頼なくしては職務を遂行することはできない。例えば飲酒運転や SNS 等の不適切な使用等も違法行為になるだけでなく、この義務に対する重大な違反となる。教育への信頼を揺るがす行為は学校教育の成果を毀損するものであるから、決して許されないことを常に自覚して行動することが必要である。

②秘密を守る義務（地方公務員法第 34 条）

教員が、職務を遂行するに当たって、その性質上、外部に公にしてはならない事項（例えば児童生徒の成績や生徒指導上の問題等）がある。このことは、在職中はもちろんのこと、退職後にも同様に守らなければならない。

③政治的行為の制限（地方公務員法第 36 条，教育公務員特例法第 18 条）

教員は、特定の政党を支持することや反対するための政治教育や政治的活動は禁じられており、児童生徒に対する教育上の地位を利用した選挙運動も禁じられている。

④争議行為等の禁止（地方公務員法第 37 条）

教員は、全体の奉仕者として公共の福祉のために勤務するという職務の性質上、ストライキなどの争議行為を行ったり、教育活動の能率を低下させる怠業行為をしたりしてはならない。また、これを企てたり、そそのかしたり、あおったりしてはならない。

⑤営利企業等の従事制限（地方公務員法第 38 条，教育公務員特例法第 17 条）

教員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業を営んだり、報酬を受けて事業等に従事したりすることはできない。

- 2 教育課程

(1) 教育課程の意義

学校において編成する教育課程とは、教育基本法及び学校教育法その他の法令に従い、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において、総合的に組織した学校の教育計画である。したがって、教育課程の編成の基本的な要素は、学校教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当である。

学校教育目標の設定

学校教育の目的や目標は、教育基本法及び学校教育法に示されている。これらを基盤としながら、地域や学校の実態に即した学校教育目標を設定する必要がある。

教育基本法……教育の目的<第1条> 教育の目標<第2条> 義務教育<第5条>
学校教育<第6条>

学校教育法……普通教育の目標<第21条> 小学校の目的<第29条> 目標<第30条>
中学校の目的<第45条> 目標<第46条>
高等学校の目的<第50条> 目標<第51条>
特別支援学校の目的<第72条>

指導内容の組織

指導内容については、学校教育法施行規則や学習指導要領に従い、各教科（各教科・科目）、道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、児童生徒の心身の発達段階と特性及び地域や学校の実態を考慮して組織していくことが大切である。

学校教育法施行規則……小学校の教育課程<第50条> 教育課程の基準<第52条>
中学校の教育課程<第72条> 教育課程の基準<第74条>
高等学校の教育課程<第83条> 教育課程の基準<第84条>
特別支援学校の教育課程<第126条>

授業時数の配当

授業時数については、学校教育法施行規則や高等学校及び特別支援学校の学習指導要領総則を踏まえることが重要である。

学校教育法施行規則……小学校の授業時数<第51条> 中学校の授業時数<第73条>

以上のように、教育課程は、法令に定められた基準に照らし合わせて編成されている。各学校においては、編成した教育課程に対して責任を持って実施していくことが大切である。

初任者の皆さんに行ってほしいこと

- 1 所属する校種の学習指導要領を熟読すること
- 2 所属校の学校教育目標を確認すること
- 3 所属校の各教育活動の年間指導計画を確認すること

(2) 学習指導要領について

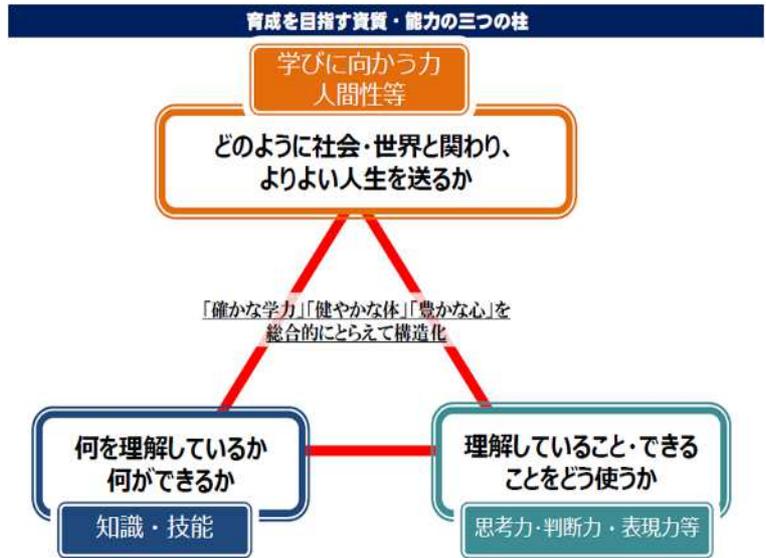
法的拘束力を持つ学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保し、どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられる機会を国民に保障するため、文部科学大臣が定める教育課程の基準である。

学習指導要領は約 10 年ごとに改訂される。現行の学習指導要領は平成 29 年に小・中学校と特別支援学校の小・中学部、平成 30 年に高等学校、平成 31 年に特別支援学校の高等部のものが告示された。

いずれの学習指導要領も、学校教育を通して、2030 年以降を生きていく子供たちに必要な資質・能力を身につけさせるため、以前の学習指導要領の理念「生きる力」を引き継ぎつつ、新しく「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこととしている。

学習指導要領では、次のことが求められている。

1. 「社会に開かれた教育課程」の実現
2. 資質・能力の三つの柱の育成
3. 知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現
4. カリキュラム・マネジメントの確立
5. 3 観点による学習評価の充実
6. 児童生徒一人一人の発達を支援する指導の充実



※高校教育については、息大な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で随われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革を進める。

- 3 連携・協働

連携・協働は、学校内においても、学校外においても重要である。どちらも望ましい信頼関係を構築し、連携・協働してそれぞれの課題に対応することで、改善を図っていくことができる。

平成27年12月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」がとりまとめられ、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備すること等が提言された。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割の明確化や、設置の努力義務化など、一層の推進を図るための、制度面・運用面の改善とあわせ、財政的支援を含めた条件整備等の方策を総合的に講じること等が提言された。さらに、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」及び「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」においては、学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子供の成長を支えていく体制を作ること、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようにすること、例えば、いじめ・不登校等の生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応、貧困問題への対応などで、心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいくこと、また、教員が学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行うこと等が提言された。

教育基本法（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）第13条においても、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとするとして述べられている。

学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示している。

学校は、地域社会を離れては存在し得ないものであり、児童生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。このため、児童生徒の「生きる力」を育むためには、学校、家庭、企業や関係機関なども含めた地域社会が連携・協働し、社会全体の教育力を高めていくことが必要である。学校においては、家庭や地域とともに児童生徒を育てていくという視点に立ち、保護者や地域の人々の声を学校運営に生かしたり、学校の諸活動にボランティアとして参加することを促したりするなど、家庭、地域社会との連携・協働を進めることが大切である。その際、学校が自らの教育活動について十分に情報提供するなど説明責任を果たしながら、保護者や地域の人々の積極的な協力を求めていくことが重要である。

では、初任者の皆さんは、どのようなことに留意したらよいだろうか。『やまなし教員等育成指標』の「連携・協働」では、第1ステージの目安として、「自らの役割を理解し、同僚と協働しながら、その責任を果たしている。」「保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。」と示している。以下に具体的な心構えを挙げていく。

（１）同僚との連携・協働について

児童生徒の学力及び体力向上、いじめや不登校等、現代の学校が抱えるさまざまな課題は、教職員個々の力や努力だけでは対応することは難しくなっている。個々の力の総和を超えた「学校の組織力」をもって対応しなければ、適切かつ迅速で効果的な解決は望めない。むしろ「組織として教育活

動を展開する」ことが学校として果たすべき「義務」となっているのである。

そのような組織としての「チーム学校」の中で、初任者はどう取り組んでいけばよいだろうか。先ずは、同僚である教職員とのコミュニケーションの機会を増やすことから始めよう。

学校内において、望ましい信頼関係を築くためには、まず積極的に輪の中に入っていきることが大切である。4月初めの職員会議、入学式準備等、分からないこと困ったことがたくさん見えてくる。周りの先生方にどんどん質問してみる。先輩方は、心よくアドバイスをしてくれるはずである。また、日頃の業務や授業づくり、学習規律の徹底における悩みや苦労を相談することで、先輩のよき実践から学ぶ機会が生まれる。

時間がたつと、職場内での、円滑なコミュニケーションを取ることができるようになってくる。職場内で大切な「報告・連絡・相談」もスムーズに行えるようになってくる。日常の先生方との対話を積極的に行うことで、人間関係を円滑にし、目標に向かって心が結びつき、働きがいのある職場となっていくことを体感できる。学生時代に、皆が同じ目標を持ってある課題に向かった時、いろいろな特徴のある人たちが集まって取り組んだ時、集団として予想以上の結果を残した時の一体感と似たところがあるといえる。

また、養護教諭や栄養教諭、スクールカウンセラー等は、学校の専門的人材として各分野で核となる重要な役割を果たしている。児童生徒の多様性が進む中で、全教職員が教育を共に担っていくチームの一員であるという共通目的意識が一層求められる。

連携・協働により、多くの教職員がかかわることで、担任と児童生徒の関係を硬直化させずに幅広い対応ができることにも気づく。そして、目の前の業務、授業、学級経営から、少しずつ学年経営、学校行事、学校運営、さまざまな課題に組織的に取り組む一体感を持つことができる。

(2) 保護者・地域との連携・協働について

保護者及び地域等においても、円滑に連携を進めていくには、やはりコミュニケーションが重要である。保護者、地域等に向けての情報発信とともに、保護者、地域等の意見を十分に聞くことが、お互いの理解に不可欠である。ICT機器等も活用し、共有すればよいこと、相談が必要なことなど、コミュニケーションの充実に取り組んでいくべきである。なおその際、保護者、地域の方々への礼儀や敬意を忘れてはならない。

学校と保護者との情報交換や協力によって、学習指導や生徒指導がより効果的になることを理解してもらうことも大事である。学校の教育方針とともに各教育活動の目的や担当者の思いなども保護者に知ってもらうことが必要である。学校と家庭が児童生徒の成長への願いを共有し、各々の役割を明確にすることで協力体制を作っていくことができる。具体的には、連絡帳や学級通信などで毎日の学校生活の様子を伝えることや、学校参観、保護者会、個別懇談、家庭訪問などで個々の児童生徒の学校生活の様子や長所、さらに伸ばしたい資質等を積極的に伝えるなど指導内容・指導方法を具体的に示すことに努めることが大切である。そして、児童生徒と共に家庭の実態や児童生徒の家庭での状況を的確に把握し、それぞれの状況に応じたかわりや支援をしていくことも大切となる。

また、教育活動の展開にあたって、教職員が求めている体験的な地域学習、キャリア教育の展開などへの人材活用等、地域の教育資源（ひと・もの・こと）の活用などを積極的に行うことも求められている。それには、常に校区の現状をしっかりとつかんでおき、必要に応じ地域行事に参加するなど地域の方々をつながりを持つことも大切となる。さらに、これまでのように、地域等に対して、学校への支援・応援を請うといった一方向的な関係だけではなく、地域にとっての課題解決に貢献するなどの活動を取り入れるという視点を持つことも必要である。

「連携・協働」における多くの人々との繋がりは、教員生活にとどまらず、自分自身の人生においても、大きな財産となっていくはずである。

- 4 学校安全

(1) 学校安全の意義

安全な社会を実現することは、全ての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことである。安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、全ての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

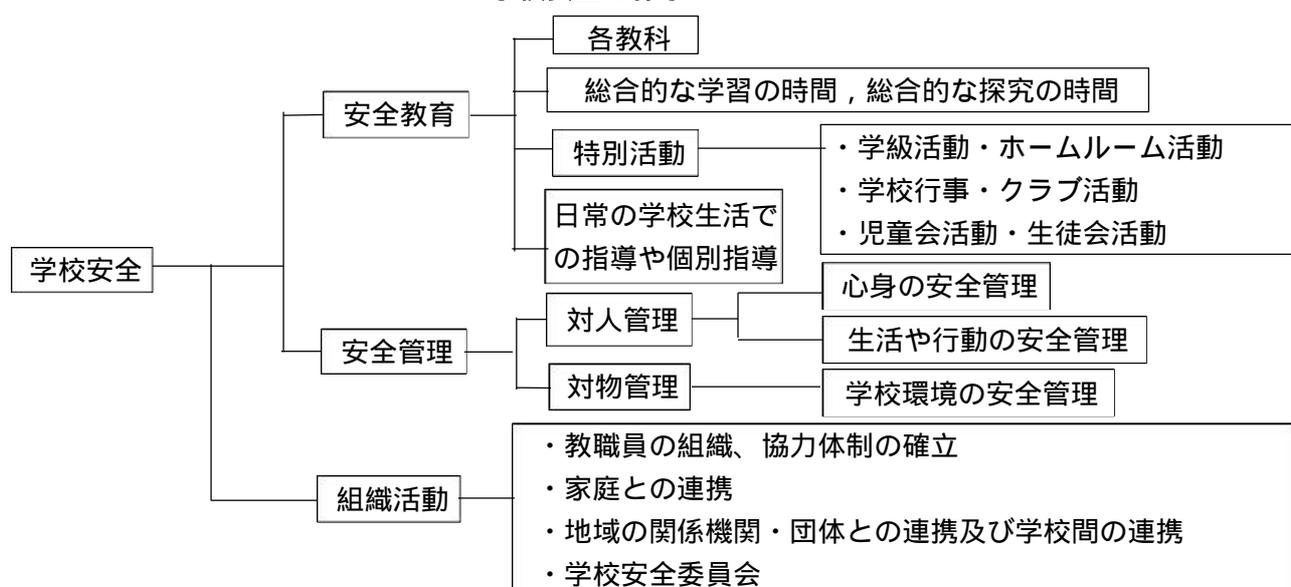
(2) 学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保するとともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組まれている。

学校安全は、安全教育と安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。

その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に行う必要がある。

学校安全の体系



また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の三つの領域が挙げられる。

生活安全：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

交通安全：様々な交通場面における危険と安全，事故防止が含まれる。

災害安全：地震・津波災害，火山災害，風水（雪）害等の自然災害に加え，火災や原子力災害も含まれる。

(3) 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

様々な自然災害や事件・事故等の危険性，安全で安心な社会づくりの意義を理解し，安全な生活を

実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。(知識・技能)

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等)

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

(4) 教育課程における安全教育

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要である。具体的には、各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められる。その際、家庭や地域社会との連携及び校種間の連携にも配慮することが重要である。

(5) 学校安全計画の策定と見直し

学校安全の取組については、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を全教職員で役割分担しながら総合的に進めることが求められていることから、学校安全計画の策定の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解が図られるよう配慮するとともに、役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、計画(PLAN) - 実施(DO) - 評価(CHECK) - 改善(ACTION)のPDCAサイクルの中で、指導や訓練等計画に記載された事項の実施状況、ヒヤリハットや日々の活動を通して得られた情報等を基に、内容や手段及び学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど、定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。

(6) 危機管理マニュアルの考え方・見直しの考え方

学校保健安全法第29条において、学校は危機管理マニュアルを作成するものとされている。

危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に行うための必要事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものである。このため、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解することが必要である。また、新年度のできる限り早期に、全教職員が危機管理マニュアルにおける必要な事項を共通に理解しておくことが必要である。

また、学校は、一度作成した後もPDCAサイクルの中で、訓練、評価、改善を繰り返し行っていくことが必要であるが、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、危機管理マニュアルを見直すだけでなく、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも必要である。

<参考文献>

『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(文部科学省 平成31年3月)

<参考資料>

第3次学校安全の推進に関する計画(文部科学省 令和4年3月25日)

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/data-3/3keikaku-zenbun.pdf>

- 5 働き方改革・業務改善

(1) 学校における働き方改革の趣旨と経緯

民間企業など社会全体で働き方改革が進む中、長年、日本の教員の多忙化や長時間勤務が指摘されてきたが、文部科学省による教員勤務実態調査や OECD 国際教員指導環境調査の結果等により、その実態が明らかになり、教員の多忙化改善や学校における働き方改革に向けた取り組みが急務となった。

本県では、平成 29 年に策定した「教員の多忙化改善に向けた取組方針」（取組期間：平成 29 年度～令和 2 年度）に基づき、教員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保し、山梨県の教育の質を高めることを目的とした教員の多忙化改善に向けた取り組みを進めてきた。

平成 31 年には、中央教育審議会答申及び文部科学省の「学校における働き方改革に関する取組の徹底（通知）」により、「『子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする』という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは『子供のため』にはならないものである。教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになる」という働き方改革の目指す理念とともに、必要な取組み等が示された。

その後、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部が改正され、指針が示されたため、本県では「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を令和 2 年に策定し、業務を行う時間の上限や教育委員会が講ずる措置について定めた。

令和 3 年には、新型コロナウイルス感染症による学校を取り巻く環境の変化や「やまなし運動部・文化部活動ガイドライン」等を踏まえながら、勤務時間を意識した働き方や部活動における指導体制の見直し等の新たな視点を取り入れた「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」を策定し、令和 6 年度までの 4 年間の取組みとして推進している。

取組方針は、山梨県教育委員会ホームページからダウンロードできる。

(2) 「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」に基づく取り組み

「時間外在校等時間の縮減」、「子供と向き合う時間の確保」、
「部活動における教員の負担軽減」を目指し、次の取り組みを行っている。

勤務時間管理の徹底及び適切な勤務時間の設定

ICT の活用等による勤務時間の計測と管理の徹底など

勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底

ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方などの意識改革

校務の精選・効率化・明確化

ICT を活用した業務改善、行事・会議等の見直し、外部人材の活用など

PTA・地域・関係諸団体との連携

PTA や地域、各種団体等と連携し、業務改善に取り組む

部活動運営の適正化・部活動指導の負担軽減

部活動ガイドラインの遵守、休日の部活動の段階的な地域移行に向けた研究など

部活動ガイドラインでは、「少なくとも平日 1 日、土日 1 日を休養日とする」としている。

また、「活動時間は、平日では 2 時間程度、休業日は 3 時間程度」としている。



(3) 「学校における働き方改革」はなぜ必要か？

自分自身の健康のため

ワーク・ライフ・バランスの実現を通して、心身ともに健康であることが最重要である。

子供たちへの効果的な教育をするため

心身が疲弊していると、創造力をはぐくむ教育や複雑化・困難化した課題に対応できない。

これからの教育水準安定のため

「令和の学校教育」を担う皆さんやこれからの教員のために、持続可能な働き方が必須である。

学級経営

(1) 基本的な考え方

学級は、児童生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となる場である。児童生徒は、学校生活の多くの時間を学級で過ごすため、自己と学級の他の成員との個々の関係や自己と学級集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなる。教師は、個々の児童生徒が、学級内でよりよい人間関係を築き、学級の生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めるように、学級内での個別指導や集団指導を工夫していく必要がある。学級経営の内容は多岐にわたるが、学級集団としての質の高まりを目指したり、教師と児童生徒、児童生徒相互のよりよい人間関係を構築しようとしたりすることは、その中心的な内容である。そのため、学級担任が学校の教育目標や学級の実態を踏まえて作成した学級経営の目標・方針に即して、必要な諸条件の整備を行っていかねばならない。(学習指導要領解説 特別活動編)

(2) 学級・ホームルーム経営のポイント

令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」によれば、学級・ホームルーム経営で留意すべきこととして以下の点が挙げられている。

- 児童生徒が安心できる居場所になるよう、共に認め・励まし合い・支え合い・創造する集団をめざすこと
 - 児童生徒の発達を支持するという視点を持ち、生徒指導と課題未然防止教育を実践すること
 - 学校、学年及び学級やホームルームの特性を踏まえた年間指導計画に基づいて取り組むこと
 - 集団の中で役割を担ったり協力し合って活動したりして自己存在感を実感できるようにし、自己有用感や自己肯定感を獲得するように働きかけること
 - 学級・ホームルーム活動における自発的、自治的な活動を中心として、教職員と児童生徒、児童生徒同士の共感的で温かな人間関係を築くこと
 - 一人一人の児童生徒が発達課題を通して自己実現するために、児童生徒自身による規範意識を醸成すること
 - 児童生徒が自ら考え、選択し、決定し、発表し、実践する体験としての学びの循環を通じて、主体的・自律的な選択・決定をしていく基盤となる自己指導能力を身に付けていくこと
 - キャリアを形成していく上で必要な基礎的・汎用的能力を児童生徒が身につけることを、学級・ホームルーム経営の中に位置付けて実践すること
 - 学校経営の中に生徒指導の視点がしっかりと位置付けられ、それに基づいた学年の取組や学級・ホームルーム経営が教職員の共通理解に基づいて行われ、さらには個々の教職員の指導や援助が行われること
- いずれも学級・ホームルーム経営の際に重要な視点となるため、常に意識しておきたい内容である。

(3) 学級経営案

学級経営案の作成に当たっては、年間を通した長期的な見通しと、数ヶ月ごとの中・短期的な見通しをもって記述することが大切である。また、学校の説明責任を果たす意味から、記述した学級経営の方針や具体的方策は、保護者への公表、児童生徒への説明に十分耐えうる内容になっているかを常に点検することが重要である。形式は学校により異なるが、取り入れる内容項目例について、作成のポイントを以下に示す。

学級の目標

学校教育目標や学年目標、指導重点、学級の児童生徒の実態を十分に踏まえたうえで設定する。児童生徒が覚えやすい短い言葉で表すようにしている例や、目指す子供像で示している例も見られる。担任としてどのような学級風土をつくらうとしているのかを明確に記述する。

学級の実態

指導要録や昨年度までの担任などからの申し送り事項などを十分に読み、健康状態や家庭環境などで特別に配慮が必要なこと、授業中の学習の様子や学習に対する関心・意欲・態度に関すること、児童生徒同士の間関係や特徴的な行動に関することなどを客観的に把握して記述する。

学級経営方針

学級の目標を実現するための方法や目指す方向性を具体的に記述する。任された学級をどのように経営していくかが最も現れるものであるため、方針を立てる際には、目指す児童生徒像を明確にもち、実態に合った実現可能な方針を立てる。

学習指導や生徒指導の重点

学習指導の重点は児童生徒の発達段階や学習の定着度を十分に考慮し、前年度の学習状況を基に重点をどこにおくかを考える。生活指導（生徒指導）の重点は、仲間づくりや集団づくりに視点をおき、当番活動や係活動の方針、学習や生活のルールなどについて記述する。

環境整備

児童生徒が安心して学習や生活ができるように人的・物的環境の両面から具体的に記述する。

家庭との連携等

学級懇談会や個人面談、学級通信、連絡方法などや、家庭との連携などについて具体的に記述する。

<学級経営案の例>

第1学年 組 学級経営案 学級担任	
<p>1. 学級の実態</p> <p>(1)在籍生徒数 男子 名 女子 名 計 名</p> <p>(2)性格・行動の状況</p> <p>明るくのびのびとした雰囲気の中にも、緊張感とけじめがあり、 名全員が確を輝かせて中学校生活の新たなスタートを切った。個性の強みあふれたクラスである。</p> <p>男子は全体的に、考え方が幼くのんびりしている感がある。女子は様々なことに前向きに取り組む生徒が多い。日常の清掃活動、係活動などにも前向きに参加し、協力して責任を果たそうと努力する姿が見られる。活動の中で、自分たちで考え動くことはまだ十分にはできないが、指示されたことは一生懸命に取り組む。また、リーダーの質はまだ不十分で、状況に応じた丁寧な指導が必要である。</p> <p>個々をみると、健康面心理面で配慮すべき生徒が数多くあり、様々な場面で周囲との関わり方に注意をしないといけないなどに発展する可能性もあるので注意していきたい。</p> <p>(3)学習状況</p> <p>各教科の授業に興味を持って積極的、意欲的に取り組み、活気がある。しかし、忘れ物が多く、各教科の先身に指導される場面もある。理解力のある生徒が多いが、小学校での知識の取りこぼしも見られ、家庭学習も定着していないため心配な場面もある。家庭学習の習慣をつけるよう取り組みを考えていきたい。</p>	<p>(1)生徒指導に関する経営施策</p> <ul style="list-style-type: none">・時間、服装、挨拶、言葉遣い、仕事に対する責任などの基本的な生活習慣を身につけさせる。・リーダーを育成し、民主的で活発な話し合いを仕組む中で、集団の抱える課題を自分たちの力で見つめ、その改善策を考える力を身につけさせる。・様々な活動や行事に対し、担任自ら熱い姿勢で臨み、生徒と共に活動することにより一生懸命・一心不乱に取り組む姿、完全燃焼することの素晴らしさを教え、仲間と共に過ごせる時間の素晴らしさ、大切さを実感させる。・現代社会の抱える問題点などに新聞記事を通してふれさせ、命の尊さや健康のあり方、国民としてあり方などを考えさせ、また、安全な社会・生活について考えさせる。・各生徒と一対一のつきあいを大切に、日常生活の中の会話や二者懇談などから生徒を理解していく。 <p>(2)学習指導に関する経営施策</p> <ul style="list-style-type: none">・授業規律を確立し、誰もが安心して授業を受けられる雰囲気を作る。・授業を大切にさせ、教科担任と連絡を取り合う。後教科授業の準備も行う。・わからないところを自分の方で解決しようとする姿勢を大切にさせ、質問を積極的に勧める。・将来に向けて学習中心の生活習慣を身につけさせる。(学習計画表、復習ノートの効果的活用)・教科推進委員の活動と親学習、助け合い学習を実施し、学級が一丸となって学力を高めようとする雰囲気をつくる。 <p>(3)連絡指導に関する経営施策</p> <ul style="list-style-type: none">・二者懇談や親との連絡を多く取り入れ、各生徒の輪や個性をしっかりと把握した上でより良い進路選択を支援していく。・連絡ノートを活用したり、様々な場面で自己評価・相互評価を取り入れることで、自己をしっかりと見つけさせ、進路選択に生かす。・十分な情報を与え、将来に夢を持たせ、好きな職業観を育てる。 <p>(4)教室環境に関する経営施策</p> <ul style="list-style-type: none">・清掃活動だけでなく、普段の生活における身の回り物(個人、公共物)の管理などから環境整備の大切さを考えさせる。・掲示物や机などに対し、少しの気配りが明るく清潔な教室環境につながることを感じさせる指導を行う。(係活動、日直の仕事など)・季節を感じさせる掲示や飾りをさせることにより、時の移り変わりを感じさせ、中学校生活の良さを味わわせる。 <p>(5)保護者に関する経営施策</p> <ul style="list-style-type: none">・学校での生徒の活動やその様子を知ってもらうための機会を多くつくり、有効に活用する。(学校感状、三者懇談、学級通信、欠席時の連絡)・家庭訪問、電話連絡などを進め、保護者との連絡を密にすることで担任や学校の考えを理解してもらう。また、保護者の話を聞く中で学校に対する願いや要望を把握する。
<p>2. 学級経営方針</p> <p><生徒の学級目標></p> <p>目標 「笑顔!友情!チャレンジ!はじめ!」</p> <p>具体目標</p> <ul style="list-style-type: none">・いつも明るく元気にあいさつができるクラス・誰とでも仲良く協力し合えるクラス・何事にも積極的に取り組めるクラス・しっかりとした態度で授業を受けられるクラス <p><教師の指導目標></p> <ol style="list-style-type: none">(1)一人一人の個性を尊重し、本音が話ができ、全員が安心して生活することができるあたたかい学級づくり。(2)一生懸命することに価値を持ち、お互いが支え合い何事にも一心不乱にがんばり抜く学級づくり。(3)正しいことを信じて行動し、悪いことは排除できる正義感あふれる学級づくり。(4)自分で考え、判断し、強い意志を持って行動できる生徒の育成。 <p><学級経営の方針></p> <ol style="list-style-type: none">(1)全員が自分の役割を自覚し、所属感を持って学級活動に参加できるように配慮しながら、組織をつくり、運営を行う。(2)自己の姿を見つめさせ、より良い進路に向かって精一杯立ち向かって行く強い気持ちを育成する。(3)常に学級内での人間関係に目を向け、孤立や小グループ化が疑われないように配慮する。(4)ルールを破ったり、責任を果たさないなどの自己中心的な行動や、仲間を傷つけたりするいじめなどを絶対に許さない担任の姿勢を示し、正解の心を育成する。(5)常に一生懸命な姿に対する評価を大切に、自信を持たせ、一人一人の頑張りを認めあえる雰囲気を作る。(6)各活動への取り組みの課程を大切にしながら、一生懸命に一つのことを成し遂げた成就感を次の意欲につなげる。(7)生徒と同じ目線で物事を見る機会を持ち、ふれあいを大切に、1年間本音でつきあえる人間関係づくりを目指す。	<p>4. 学級経営の評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none">・誰もが、学級に居場所があり、生き生きと活動しているか、また過ごしやすい環境か。・喜怒哀楽の感情を素直に表現でき、本音が言い合える雰囲気であったか。・各々が身体・性格・考えを全て大きな心で認め合い、尊重しあって生活しているか。・何事にも全員が一生懸命、一心不乱に取り組んでいるか。・正義が尊重され、努力や一生懸命な姿が報われる学級か。・各々の成長を担任がしっかりとみつけ、適切な評価をしているか。・各々が自己の進路を見つめ、全員が一丸となって進路に立ち向かっているか。

<参考文献>

- 『学習指導要領解説 総則編』 『学習指導要領解説 特別活動編』 (文部科学省 平成29年)
- 『生徒指導提要』 (文部科学省 令和4年12月改訂)

教科指導・学習指導

- 1 授業計画

(1) はじめに

学習指導は、学校の教育活動の中核をなすものであり、学習指導の実践の場である授業をいかに行うかは、私たち教師にとって最も重要な課題である。学校では、学習指導要領に従い各学校において編成された教育課程に基づいて日々の授業を行っている。教育課程には指導内容及び授業時数などが定められており、この教育課程に基づき、各教科（各教科・科目）、道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動の授業を行う際に必要となるのが授業計画であり、指導内容や目標、ねらいはもちろん児童生徒の実態や授業の進度などを踏まえ、年間、単元、1 単位時間の組み立て（授業計画）を行い学習指導に臨むことが大切である。

(2) 授業計画作成にあたって

授業計画を作成するにあたっては、現行の学習指導要領に示されている三つの大きな柱、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を念頭に、単元や1 単位時間の計画に、

単元（授業）内容と指導事項をつかむ（何を学ぶか）

単元（授業）で育む資質・能力を踏まえ、目標や内容を把握する。その際、学習指導要領に書かれている目標や内容（何を教えなければならないか）の確認が大切である。そして、書かれている内容にそって、児童生徒の実態を踏まえ、何を重視するのか、どこまで教えるのかを計画する。

授業の目標・ねらいの設定（何ができるようになるか）

学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、その授業で目指すべきゴールを設定する。その際、できるだけ具体的で明確な目標にすることが大切である。

同時に、設定した目標に対して、児童生徒がどの程度目標を達成したのかを見取るための評価規準とそのための方針も計画しておくことが重要である。（学習評価については - 3 を参照）

学習方法（授業方法）を考える（どのように学ぶか）

授業の目標・ねらいをもとに、目標を達成するための学習方法（授業方法）を考える。児童生徒の学習意欲を喚起し、主体的な学びにつなげる課題提示の仕方、学習形態の選択、実習や演習の持ち方等、より効果的な方法を考え取り入れることが大切である。その際、時間的な見通しや、個への支援場面なども想定しておくことも重要である。

(3) 授業計画の進め方 ～学習指導案の作成～

学習指導案は、授業を構想する際の設計図であり、授業を行う際には進行表となり、実施後には授業や学習指導の記録、次への構想の準備となるものである。また、学習指導案には、単元の目標や指導上の留意点、評価の観点など、学習指導を進める上で考えるべき重要な内容が含まれている。必要な内容を備え、授業や研究に役立つ機能的な学習指導案を作成することは、充実した授業に欠かせない要素であり、児童生徒に質の高い学力を身に付けさせる上でも重要である。

授業を設計するときのポイント

児童生徒の実態を把握する。	「身に付けさせたい力」を明確にする。
目標と評価の重点化を図る。	学習内容の系統性を図る。
学習内容の明確化を図る。	学習形態を工夫する。 言語活動の充実を図る。

学習指導案の様式については、校種や教科によって違いがある。優れた学習指導案が、総合教育センターHP に掲載されているので、積極的にアクセスして学び取り、自己の指導案作成に生かしてほしい。作成した学習指導案は、校内指導教員等に指導してもらうことが重要である。

優れた学習指導案の掲載場所

山梨県総合教育センタートップページ ICT・研修資料 指導案 実践事例 教材等

- 2 授業実践

(1) 基本的な考え方

教育基本法，学校教育法には，知・徳・体のバランスを重視し（教育基本法第2条第1項），学校教育においてはこれらを調和的に育むことが必要である旨が規定されている。さらに，学校教育法第30条第2項において，同法第21条に掲げる目標を達成する際に，留意しなければならないことが次のように規定されている。（中学校・高等学校は準用）

学校教育法第30条

2 前項の場合においては，生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，基礎的な知識及び技能を習得させるとともに，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ，主体的に学習に取り組む態度を養うことに，特に意を用いなければならない。

ここには，学力の重要な3つの要素が示されている。

基礎的・基本的な知識・技能

知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等

主体的に学習に取り組む態度

学力を培い，向上させていく役割を担うのは授業である。学校生活の大部分を授業時間が占めていることを考えるとき，授業力を高めることは各教員が常に取り組みなければならない課題である。

また，中央教育審議会の「学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」，「学習指導要領」，及び教育公務員特例法の一部改正を受けて策定された「やまなし教員等育成指標」によれば，変化を見通せないこれからの時代において，新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質能力を子供たちに育むためには，感性を豊かに働かせながら，よりよい人生や社会の在り方を考え，試行錯誤しながら問題を発見・解決し，新たな価値を創造していくとともに，新たな問題の発見・解決につなげていくことができることが求められている。また，質の高い学びを実現し，学習内容を深く理解し，資質能力を身に付けて，生涯にわたって能動的に学び続けるように，「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ることが重要であるとされている。

児童生徒に確かな学力を身に付けさせるために，単元や題材などのまとまりを見通しながら，質の高い授業をいかに構築していくかが，今問われている。

(2) 個に応じた指導の充実

児童生徒はそれぞれ能力・適性，興味・関心，性格等が異なっており，また，知識，思考，価値，心情，技能，行動等も異なっている。児童生徒が学習内容を自分のものとして働かせることができるように身に付けるためには，教師はこのような個々の児童生徒の特性等を十分理解し，それに応じた指導を行うことが必要であり，指導方法の工夫改善を図ることが求められる。それによって，児童生徒一人一人の資質・能力を偏りなく育成し，その後の学習や生活に生かすことができるようにすることが大切である。また，児童生徒が主体的に学習を進められるようになるためには，学習内容のみならず，学習方法への注意を促し，それぞれの児童生徒が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることも必要となる。そのための児童生徒からの相談にも個別に応じることが望まれる。

なお，こうした指導方法の工夫は全ての児童生徒に対応するものであるが，学習の遅れがちな児童生徒には特に配慮する必要がある。確かな学力の向上のためには，一人一人の子供の個性や能力に応じたきめ細かな指導を展開することが大切である。そのためには，厳然と存在する児童生徒の「個人差」を把握し，それに対応した指導が求められている。個人差は，例えば次のような視点で分けることが考えられる。

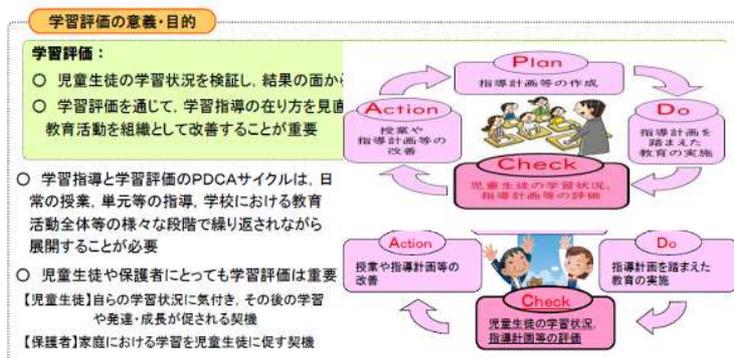
学習前の個人差， 学習の速度・学習の仕方の個人差， 学習の意欲・態度，学習スタイルの個人差， 興味関心の個人差， 生活経験的背景の個人差である。

これらを正しく把握して，個に応じた学習指導を展開していくことが大切である。

- 3 学習評価・授業改善

(1) 主体的・対話的で深い学びの視点からの学習評価と授業改善

指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、教師が自らの指導のねらいに応じて授業での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくことが大切である。すなわち、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。



(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることである。

(3) 「やまなしスタンダード」に基づいた授業改善

県教育委員会では、「すべての学校で校長のリーダーシップの下、全教職員がチームとなって授業研究が行われている山梨県」を合言葉に、児童生徒の確かな学力の定着・向上を目指した取組を進めている。下に示した「授業づくりの7つの視点」は、授業者と授業参観者が同じ視点で授業を見つめることで、その成果や課題をより具体的に把握・共有できるようにするためのものである。

● 授業づくりの7つの視点

- ① 授業の始めに児童生徒に授業のめあて（目標）を示している。
- ② 話し合い、討論、発表などの言語活動を効果的に取り入れている。
- ③ 児童生徒は、他の人の話や発表に耳を傾けている。
- ④ 児童生徒は、ノートをとっている。
- ⑤ 活用・探究など、学んだことを別の場面で使うようにしている。
- ⑥ 授業や単元の終わりに、児童生徒がめあて（目標）を達成しているかを評価している。
- ⑦ 家庭学習（宿題や課題）と授業が、有機的に結びついている。



(4) 全国学力・学習状況調査の結果を生かした授業改善

全国学力・学習状況調査の目的の一つに調査の結果を授業改善へ生かすことが示されている。自校の結果分析を行い、児童生徒の実態や動向の様子を丁寧に把握し、私たち自身の授業を見直していくことが大切である。例えば、全国学調の解答用紙をコピーしておき、解説資料を使って自校採点を行い分析することで、学校全体の課題を早期に把握することができる。自校採点を校内研究に位置づけることで、学校全体で目的をもって授業改善に取り組むことができる。

<参考文献> 『学習指導要領』『学習指導要領解説』（文部科学省）
『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』（国立教育政策研究所）
『やまなし教員育成指標』（山梨県教育委員会） 『山梨県学校教育指導重点』（山梨県教育委員会）

道徳教育

(1) 道徳教育の目標

< 小学校・中学校 >

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の（人間としての）生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。（ ）は中学校
（小中学校学習指導要領第1章総則第1の2の（2））

学校における道徳教育は、「自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」を目標としている。道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格の特性であり、道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲、道徳的態度を諸様相とする内面的資質である。（【表1】参照）

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動（小）、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童（小）生徒（中）の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなくてはならない。

【表1】 道徳性の諸様相

道徳的判断力	善悪を判断する能力。人間としてよりよく生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下においてどのように対処することが必要かを判断する力。的確な道徳的判断力をもつことでその状況に応じた道徳的行動が可能になる。
道徳的心情	道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情。こうした感情は道徳的行動への動機として強く作用する。
道徳的实践意欲	道徳的心情や道徳的判断力によって道徳的行動を実現しようとする傾向性。道徳的価値を実現しようとする意志の働き。
道徳的態度	道徳的心情や道徳的判断力によって道徳的行動を実現しようとする傾向性。道徳的实践意欲に支えられた具体的な道徳的行動への身構え。

< 高等学校 >

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。（高等学校学習指導要領第1章総則第1款の2の（2））

(2) 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(物事を広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。()は中学校
(小中学校学習指導要領第3章特別の教科 道徳の第1)

道徳的諸価値について理解する

道徳的諸価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。児童生徒が将来、様々な問題場面に出会った際に、その状況に応じて自己の生き方を考え、主体的な判断に基づいて道徳的实践を行うためには、道徳的価値の意義及びその大切さの理解が必要になる。

価値理解：内容項目を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること。

人間理解：道徳的価値は大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなども理解すること。

他者理解：道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではない、多様であるということを前提として理解すること。

自己を見つめる

自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、さらに考えを深めること。様々な道徳的価値について自分との関わりも含めて理解していくこと。

物事を多面的・多角的に考える

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することが大切である。道徳的価値の理解を基に、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考え、主体的に学習に取り組むことができるようにすることが大切である。

自己の生き方についての考えを深める(小)人間としての生き方についての考えを深める(中) <小学校>

児童が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された道徳的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。道徳的価値の理解を自分との関わりで深めたり、自分自身の体験やそれに伴う感じ方や考え方などを確かに想起したりすることができるようにするなど、特に自己の生き方についての考えを深めることを強く意識して指導することが重要である。

<中学校>

人間にとって最大の関心は、人生の意味をどこに求め、いかによりよく生きるかということにあり、道徳はこのことに直接関わるものである。人間についての深い理解と、これを鏡として行為の主体としての自己を深く見つめることとの接点に、生き方についての深い自覚が生まれていく。そのことが、主体的な判断に基づく適切な行為の選択や、よりよく生きていこうとする道徳的实践へつながっていくこととなる。この視点に立った指導方法の工夫が必要である。

道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる

道徳性の諸様相(【表1】参照)は、一人一人の児童生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について(小)、または人間としての生き方について(中)深く考え、日常生活や今後出会うであろう様々な場面及び状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。

道徳性を養うことを目的とする道徳科においては、その目標を十分に理解して、教師の一方的な押し付けや単なる生活経験の話合いなどに終始することのないように特に留意する。またそれにふさわしい指導の計画や方法を講じ、指導の効果を高める工夫をすることが大切である。

(3) 「考え、議論する」道徳とは

答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」「議論する道徳」の授業を行っていくことが求められている。

「考える道徳」： 道徳的価値を自分との関わりで主体的に考え、自分の考え方、感じ方を明らかにする。

「議論する道徳」： 道徳的価値に関わる多様な考え方、感じ方と出会い、交流することなどを通して、自分の考え方、感じ方をより深める。

(4) 道徳科における「主体的、対話的で深い学び」とは

児童生徒が多様な教材を通して道徳的価値に関わる諸事象を自分自身の問題と受け止め、それを自分事として考え、自分の考え方、感じ方を明らかにするような**主体的な学び**、そして、友達や教師などとの話合いを通して、自分の考え方や感じ方を多面的・多角的に考える**対話的な学び**が、自己の生き方や人間としての生き方についての考えを深める学び、つまり、**深い学び**になる。

(5) 指導観（価値観・児童生徒観・教材観）を明確にした授業構想

年間指導計画で本時の学習を確認する

年間指導計画に基づき、計画的に指導を行う。年間指導計画で本時に指導すべき道徳科の内容項目を確認する。

本時の内容項目について「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」で確認する

「考え、議論する道徳」を実現するためには、教師がねらいとする内容項目についての理解を深めることが求められる。解説で確認し、それぞれの内容項目について特に大切にしたいことを明らかにし、明確な考えを持つ。(価値観)

子供の実態を明らかにする

ねらいとする内容項目について特に大切にしたいことを基に、これまで教育活動全体を通じてどのような指導を行ってきたのか、その結果として子供にどのようなよさや課題が見られるのかを明らかにする。その上で、本時に学ばせたいことは何かを明らかにする。(児童生徒観)

教材をどのように活用するかを明らかにする

授業者のねらいとする道徳的価値に関わる考え方(価値観)やねらいとする道徳的価値に関わる子供のこれまでの学びと、その結果としてのよさや課題、そこから導き出された考えさせたいこと、学ばせたいこと(児童生徒観)を基に、教材活用の方向性を確認する。(教材観)

中心発問を検討する

本時のねらいに迫る中心発問を考える。この問いで児童生徒は何を考えることになるのか、考える必然性のある、切実な発問か、自由な思考を促す発問か、物事を多面的・多角的に考える発問かという視点で発問を考える。

指導方法について検討する

学習展開(問題解決的な学習や体験的な活動の導入、中心発問前後の発問など)、言語活動(話合いの場面、書く活動など)、導入や終末の工夫、机の配置等、具体的な学習指導の展開について考える。「道徳科に生かす指導方法の工夫」については、学習指導要領解説特別の教科 道徳編 小学校 p84～、中学校 p83～を参照)

(6) 道徳科の評価

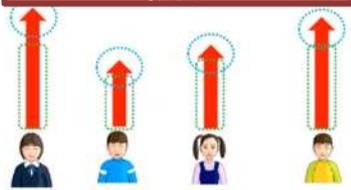
児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。（ ）は中学校（小中学校学習指導要領第3章特別の教科 道徳第3の4）

道徳科で評価することは、道徳科の「学習状況」や道徳科の学習を積み重ねたことによる「道徳性に係る成長の様子」である。「学習状況」とは、道徳科の授業における学習状況であり、「道徳性に係る成長の様子」とは、道徳科の授業を積み重ねたことによる成長の様子である。児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童生徒が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。道徳性は、きわめて多様な児童生徒の人格全体に関わるものであることから、評価に当たっては、個人内の成長の過程を重視すべきである。

<道徳科に関する評価の基本的な考え方>

- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とする。
- ・他の児童生徒との比較による評価ではなく、共感的理解の姿勢で、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行う。
- ・学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
- ・道徳科の評価は、選抜に当たり客観性・公平性が求められる入学者選抜とはなじまないものであり、このため、道徳科の評価は調査書には記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにする。
- ・発達障害等の児童生徒に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。

ねらい



道徳科においては、目標の実現状況や到達状況の評価するのではない。子供たちがねらいに向けてどのように学習を行ったのか、道徳の授業を積み重ねたことによりどのような成長が見られたのかといった学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握することが求められる。よって、道徳科において子供の学習状況や道徳性に係る成長の様子を的確に把握するためには、**授業者が児童生徒に学ばせたいこと、考えさせたいこと（指導観）を明確にして指導することが大切である。**

（ ）ではなく、（ ）を把握する。）

<道徳科における評価の視点>

学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、

- ・一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
 - ・道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか
- といった点を重視することが重要である。

<参考文献>

「小中学校学習指導要領」（文部科学省 平成 29 年 3 月）、「高等学校学習指導要領」（文部科学省 平成 30 年 3 月）、「小中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（文部科学省 平成 29 年 7 月）、「『特別の教科 道徳』で大切なこと」（赤堀 博行 著 東洋館出版社）

特別活動

(1) 特別活動の目標

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

『やまなし教員等育成指標』においては、教員は学習指導を行うだけでなく、生徒指導における学級経営にも大きく関わるため、小・中・高等学校の一貫した指導のもと、一人一人に目を配りながら、集団の力を高め、協働してより良いものを創り上げようとする意欲を持った学級集団の育成を図る力が求められている。

特別活動の目標についても、校種により重点を置く内容に多少の違いはあるが、小・中・高等学校が一貫しており、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して資質・能力の育成を目指している。「学習指導要領」における具体的な校種別の目標は、小学校の目標をベースに次のように示されている。

【小学校】

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

自己の生き方についての考え

【中】人間としての生き方についての考え

【高】人間としての在り方生き方についての自覚

(2) 特別活動の特質

集団活動であること 実践的な活動であること

(3) 特別活動の内容

学級活動：学校生活において最も身近で基礎的な所属集団である学級を基盤とした活動

高等学校は「ホームルーム活動」 以下同じ

学級活動(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

- ・主として自発的、自治的な集団活動の計画や運営に関わるもの。
- ・教師の適切な指導の下での、学級としての議題選定や話し合い、合意形成とそれに基づく実践を重視する。

学級活動(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

- ・日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康や安全に関するもの。
- ・児童生徒に共通した問題であるが、一人一人の理解や自覚を深め、意思決定とそれに基づく実践を行うものであり、個々に応じて行われるものである。

学級活動(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

- ・個々の児童生徒の将来に向けた自己実現に関わるもの。

- ・一人一人の主体的な意思決定に基づく実践にまでつなげることをねらいとしている。

児童会活動（生徒会活動）：学校生活全般に関する自発的，自治的な集団活動

児童会（生徒会）の組織づくりと児童会（生徒会）活動の計画や運営

異年齢集団による交流（小学校） 学校行事への協力

ボランティア活動などの社会参画（中・高）

クラブ活動（小学校）：主として第4学年以上の児童で組織される学年や学級が異なる同好の

児童の集団によって行われる活動

学校行事：全校又は学年という大きな集団を単位として行われる体験的な活動

儀式的行事 文化的行事 健康安全・体育的行事

遠足(旅行)・集団宿泊的行事 勤労生産・奉仕的行事

（４）学級活動の重要性

特別活動の中でも，学級を単位として行われる学級活動は，学級経営や生徒指導と強い関連性をもつものであり，現在，いじめや不登校問題等の様々な課題を抱える学校教育の中で，非常に重要なものである。

（５）内容の特質に応じた学習過程

学級活動において育成することを目指す資質・能力は，課題の発見・確認，解決方法の話合い，解決方法の決定，決めたことの実践，振り返りといった基本的な学習過程の中で育まれるものである。その際，学級活動(1)と学級活動(2)及び学級活動(3)については，それぞれの特質を踏まえた学習過程とする必要がある。

それぞれの学習過程

学級活動(1)		学級活動(2)(3)	
事前指導 問題の発見	問題の発見 学級としての課題の選定 議題の決定 活動計画の作成 問題の意識化	事前指導 課題の発見	問題の確認 題材の設定 活動テーマ等の決定 活動計画の作成 問題の意識化
本時 合意形成	提案理由の理解 解決方法等の話合い 解決方法等の決定 (合意形成・集団決定)	本時 意思決定	課題の把握・原因の追求 解決方法等の話合い 個人目標の意思決定 (自己決定)
事後指導 実行する	決めたことの実践 振り返り 次の課題解決へ	事後指導 実行する	決めたことの実践 振り返り 次の課題解決へ

話合い活動において留意すること

学級活動(1)	学級活動(2)(3)
学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通して，望ましい人間関係や社会参画の態度，自治的能力を育てる。また，違いや多様性を越えて，合意形成をする言語能力の育成を図る。 集団討議による集団目標の合意形成を確実にすることが重要	個々の児童生徒が，「共通に解決すべき課題」として題材を決め，個人として解決に向けた目標や方法，内容等を意思決定するための話合い活動。 集団思考による個人目標の意思決定を確実にすることが重要 意思決定は，一人一人が「いつ・どこで・何を・どのように努力するか」等を具体的に決める。

<参考文献>

- 『小学校学習指導要領解説 特別活動編』（文部科学省 平成 29 年）
- 『中学校学習指導要領解説 特別活動編』（文部科学省 平成 29 年）
- 『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』（文部科学省 平成 30 年）

総合的な学習/探究の時間

(1) 総合的な学習/探究の時間のポイント

総合的な探究の時間（高）

- 名称を「総合的な探究の時間」に変更
- 自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせて統合させ、働かせながら、自ら問いを見だし探究する力を育成する
- 各学校では、教育目標を踏まえて「目標」を、目標を実現するにふさわしい「探究課題」を、探究課題の解決を通して育成を目指す「具体的な資質・能力」を設定する
- 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動、言語により分析しまとめたり表現したりする学習活動（「考えるための技法」を自在に活用）、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して情報を収集・整理・発信する学習活動を行う
- 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること等を重視

取組を基盤

総合的な学習の時間（小・中）

- 「探究的な学習の過程」（課題の設定 情報の収集→ 整理・分析 まとめ・表現）を一層重視
- 各学校では、教育目標を踏まえて「目標」を、目標を実現するにふさわしい「探究課題」を、探究課題の解決を通して育成を目指す「具体的な資質・能力」を設定する
- 協働して課題を解決しようとする学習活動、言語により分析しまとめたり表現したりする学習活動（「考えるための技法」を活用）、コンピュータ等を活用して情報を収集・整理・発信する学習活動を行う。
- 自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等を重視

基本的な考え方

探究的な学習の過程を一層重視し、各教科で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を超えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。（小・中）

- 自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせて統合させ、働かせながら、自ら問いを見だし探究する力を育成する。（高）
目標

総合的な学習の時間（小・中）	総合的な探究の時間（高）
探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、 <u>自己の在り方生き方を考えながら</u> 、よりよく課題を <u>発見し</u> 解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- 教科（・科目：高）等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な学習（探究：高）の時間の目標を設定するに当たっては、各学校における教育目標を踏まえて設定することを示した。

探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力

知識及び技能	思考力，判断力，表現力等	学びに向かう力，人間性等
探究的な学習（探究：高）の過程において，課題の（発見と：高）解決に必要な知識及び技能を身に付け，課題に関わる概念を形成し，探究的な学習のよさを（探究の意義や価値を：高）理解するようにする。	実社会や実生活の中（との関り：高）から問いを見だし，自分で課題を立て，情報を集め，整理・分析して，まとめ・表現することができるようにする。	探究的な学習に（探究に：高）主体的・協働的に取り組むとともに，互いのよさを生かしながら，積極的に（新たな価値を創造し，：高）社会参画（よりよい社会を実現：高）しようとする態度を養う。

学習内容，学習指導の改善・充実

各学校は，目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに，課題を探究する事を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定することを明確化した。

探究的な学習（活動：高）の中で，各教科等で育成する資質・能力を相互に関連づけ，実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなることを重視した。

教科を超えたすべての学習の基盤となる資質・能力を育成するため，課題を探究する中で次のような活動が行われるようにする。

- ・協働して課題を解決しようとする学習活動
- ・言語により分析し，まとめたり表現したりする学習活動
- ・コンピュータ等を利用して，情報を収集・整理・発信する学習活動

自然体験やボランティア活動などの体験活動，地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等を重視する。（小中）

自然体験や就業体験活動，ボランティア活動などの社会体験，ものづくり，生産活動などの体験活動，観察・実験・実習，調査・研究，発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること等を重視する。（高）

プログラミングを体験しながら論理的思考力を身につける学習活動を行う場合には，探究的な学習の過程に適切に位置付くようにする。（小）

（２）指導計画の作成と内容の取扱い

目標の設定についての配慮事項

目標の中に，この時間を通して育成を目指す資質・能力を「3つの柱（「知識及び技能」「思考力，判断力，表現力等」「学びに向かう力，人間性等」）に即して具体的に示す。

内容の設定に当たっての配慮事項

各学校が定める内容については，次の2つを定めることが示された。

ア) 目標を実現するにふさわしい探究課題

目標の実現に向けて，学校として設定した課題であり，児童生徒が探究的な学習に取り組めるような課題である（従来「学習対象」と表記）。例として，国際理解，情報，環境，福祉，健康などの現代的な諸課題，地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題，児童生徒の興味・関心に基づく課題で，教育的に価値のある諸課題であることが求められている。

イ) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力

各学校において定められる目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体化したものであり，児童生徒が各探究課題の解決に取り組む中で教師の適切な指導により実現を目指す資質・能力であること。

指導計画作成に当たっての配慮事項

総合的な学習（探究：高）の時間の指導に当たっては，以下の点が大切である。

- ・「知識及び技能の習得」，「思考力，判断力，表現力等の育成」，「学びに向かう力，人間

性等を涵養すること」が偏りなく実現されるよう、年間などの時間のまとめりや、単元など内容のまとめりの中で、児童生徒や学校の実態、指導内容に応じ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと

・資質・能力の育成のために、**探究の過程（1. 課題の設定 2. 情報の収集 3. 整理・分析 4. まとめ・発表）**を一層充実させること

内容の取扱いについての配慮事項

探究的な学習の過程を質的に高めるために、次のことに配慮する必要がある。

ア) 他者と協働して課題を解決する学習活動を行うこと

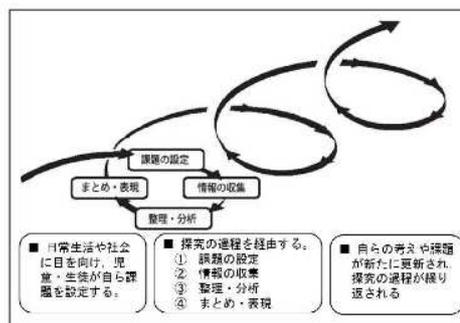
- ・協働的に課題解決を行う際には、各教科等で身につけた知識及び技能や思考力、判断力、表現力等を活用できるようにすることに留意したい。

イ) 言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動を行うこと

- ・学習活動において「考えるための技法」の活用が求められている。
- ・比較や分類を図や表を使って視覚的に行う、「思考ツール」といったものを活用することが考えられる。

ウ) 情報活用能力の育成

- ・コンピュータ等を（や情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に：高）活用して、情報を収集、整理、発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。



考えるための技法

順序付ける

- ・複数の対象について、ある視点や条件に沿って対象を並び替える。

比較する

- ・複数の対象について、ある視点から共通点や相違点を明らかにする。

分類する

- ・複数の対象について、ある視点から共通点のあるもの同士をまとめる。

関連付ける

- ・複数の対象がどのような関係にあるかを見付ける。
- ・ある対象に関係するものを見付けて増やしていく。

多面的に見る・多角的に見る

- ・対象のもつ複数の性質に着目したり、対象を異なる複数の角度から捉えたりする。

理由付ける（原因や根拠を見付ける）

- ・対象の理由や原因、根拠を見付けたり予想したりする。

見通す（結果を予想する）

- ・見通しを立てる。物事の結果を予想する。

具体化する（個別化する、分解する）

- ・対象に関する上位概念・規則に当てはまる具体例を挙げたり、対象を構成する下位概念や要素に分けたりする。

抽象化する（一般化する、統合する）

- ・対象に関する上位概念や法則を挙げたり、複数の対象を一つにまとめたりする。

構造化する

- ・考えを構造的（網構造・層構造など）に整理する。

学習指導要領 解説（小・中・高）より

(3) 総合的な学習の時間の評価(小・中)

総合的な学習の時間で育成する資質・能力

学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。(従前と同様)

「単元の評価規準」の作成のポイント(以下の評価規準の作成が考えられる)

ア)「知識・技能」の観点について

1. 概念的な知識の獲得
2. いつでも、滑らかに、安定して、素早く発揮することが可能な技能の獲得
3. 探究的な学習のよさの理解

イ)「思考・判断・表現」の観点について

「1. 課題の設定」「2. 情報の収集」「3. 整理・分析」「4. まとめ・表現」の過程で育成される資質・能力

ウ)「主体的に学習に取り組む態度」の観点について

「粘り強さ」や「学習の調整」を重視することとしている。
自他を尊重する「自己理解・他者理解」、
自ら取り組んだり力を合わせたりする「主体性・協働性」、
未来に向かって継続的に社会に関わろうとする「将来展望・社会参画」
などについて育成される資質・能力

(4) その他

総合的な学習(探究)の時間における「主体的・対話的で深い学び」

主体的な学びの視点による学習指導...学習活動を発展的に繰り返していく過程を重視
課題設定と振り返りの充実を図る

対話的な学びの視点による学習指導...他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深めるような学びの充実を図る

深い学びの視点による学習指導...今まで以上に学習過程の質的向上を目指す。各教科等で身に付けた資質・能力を何度も活用・発揮できるような学習場面を生み出す。

「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の三つの視点は、児童・生徒の学びとして一体として実現されるものであり、単元のまとまりの中で、それぞれのバランスに配慮しながら学びの状況を把握し改善していくことが大切である。

考えるための技法の意味

ア)「情報の整理・分析」の過程における思考力、判断力、表現力等を育てる

イ)協働的な学習を充実させる

ウ)意識的な活用で、教科学習と総合学習を相互に往還させる

<参考資料>

- ・小学校・中学校・高等学校学習指導要領解説 総合的な学習/探究の時間編
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 小学校・中学校総合的な学習の時間
- ・今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開
未来社会を切り開く確かな資質・能力の育成に向けた探究的な学習の充実と
カリキュラム・マネジメントの実現

生徒指導・進路指導

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つとして、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、充実を図っていくことが必要である（学習指導要領解説）。

以下に生徒指導における基本的視点を挙げる。

その1【基盤となる児童生徒理解】

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは児童生徒理解を図ることである。一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等を持っている。それ故、児童生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、学級担任・ホームルーム担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、他の教職員と連携する中で、広い視野から児童生徒理解を行うことが大切である。そして、児童生徒の不安や悩みにも目を向け、内面に対する共感的理解を持って児童生徒理解を深めることも必要である。

その2【基本的な生活習慣の確立】

基本的な生活習慣は、人間の態度や行動の基礎となるもので、児童生徒にとって、社会的な自立や自己実現のために大変重要である。食事習慣、睡眠習慣などの家庭生活における生活習慣の基礎となるものと、時間を守ることや礼儀など学校における基本的な生活習慣とに整理でき、児童生徒の成長過程の中で密接に関連している。生徒指導を通じて、それらの生活習慣を身につけさせることが必要である。

その3【校内規律に関する指導】

学校では、規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要である。校内規律を維持することは、学校における教育活動の基盤になるとともに、学校が安全・安心な居場所となることで児童生徒に安心感を与え、暴力行為、いじめや不登校といった問題を未然に防止することにつながる。校内規律は、自らの意志ではなく校則や教員からの指導により「守らされているもの」という意識から、規範の意義を理解し、児童生徒自らが規範を守り行動する自律性を育むという意識への転換が重要である。

その4【安全教育】

事件・事故や災害から自らを守る力を育成することも生徒指導の役割の一つである。また、インターネットや SNS 等の利用についてのリテラシーを高めることも益々重要になっている。そのため、学校において、児童生徒の安全を守るための取組を行うとともに、児童生徒の発達の段階に応じて、生きていく中で遭遇し得る危険やその対処法などを指導し、社会の中での様々な危険について自ら判断し、自らの身を守るができる能力や態度を身に付けるように指導することが重要である。

その5【組織的対応と関係機関等との連携】

複雑化・多様化する児童生徒の問題行動等を解決するためには、学級担任が一人で問題を抱え込むのではなく、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、学年主任、養護教諭など校内の教職員や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家等を活用して「チーム学校」として連携的組織的に対応することが重要である。

また、管理職や生徒指導主事、教育相談コーディネーター、地域連携担当教員等を通して、地域や外部機関、保護者と連携して生徒指導に当たることも大切である。

- 1 児童生徒理解

(1) 基本的な考え方

児童生徒理解の意義

児童生徒を理解することは、教員として最も重要なことであり、児童生徒の気持ちに寄り添い、粘り強く対話をし、共感することを通じて、児童生徒の精神的な成長を促し、最終的には、児童生徒に生き方を考えさせる生徒指導が求められる。その際、カウンセリング的技法を身につけ用いることが有効である。

児童生徒理解に求められる姿勢

生徒指導の基盤となるのは教員と児童生徒との人間関係である。愛と信頼に基づく教育的関係が成立していなければその成果を上げることはできない。そのため生徒指導においては共感的理解と信頼関係（ラポール コラム参照）の確立が求められる。

集団のルールとリレーションづくり

集団の構造や性格を理解することも大切である。教員には、児童生徒集団を動かし指導するリーダーシップの力が求められる。それは、児童生徒集団に秩序やルールをもたらす指導と、児童生徒の人間関係やリレーションを育む指導との両面からなされる必要がある。ルールとリレーションの両方が確立された児童生徒集団づくりをすることが重要な視点となる。

(2) 児童生徒理解の方法と留意点

記録の作成と個人情報の保護

児童生徒理解や生徒指導においては、常に記録を残すことが大切である。記録によって、これまでの指導の経過を確認でき、他の教職員との情報交換や引継ぎもしやすくなる。また、後日指導の在り方の是非が問題になった時に記録を基に説明責任を果たすことができる。一方で、そうした記録は、個人情報でありその取扱いには十分注意する必要がある。

図1 児童生徒理解の対象の例

身体的能力，知能，学力などの能力の側面	一人一人の児童生徒の能力を把握した上で，その児童生徒なりに活躍できる場を作るなどの工夫をして一人一人の居場所があるようにする必要はある。
性格的な特徴	性格によって，禁止や叱責が有効なこともあるし，激励が必要なこともある。また，問題行動についても，非行の傾向や情緒的に不安定になりやすい性格などが考えられる。
興味，要求，悩みなどの心理的側面	児童生徒がどのような方面に興味を持っているのか，何を要求しているのか，また，何に悩みを持っているのかを知ることは児童生徒の行動を理解し，指導の仕方を決定する上で重要なことである。
交友関係	どのような友人とどのような交際をしているのかを学校の内外を通じて把握することは特に大切である。SNS等を使って面識のない不特定の人との交流があることも多く，その面についても把握する必要が生じている。また，児童生徒が交友関係のなかでどのような位置にいるのかも知る必要がある。集団を利用して指導するような場合には，集団そのものを把握する必要もある。異性との交友関係に関する指導を欠くこともできない。
家庭環境を中心とした環境の側面	物理的，客観的な条件だけでなく，家族の人間関係や家庭の雰囲気なども重要である。また，生育歴や近隣社会の状況を把握することも大切である。
基本的な生活習慣	今日の児童生徒の生活実態などの現状と課題を踏まえ，就寝時間や朝食摂取，日常的なスポーツ活動なども知っておきたい。

計画的，多面的，継続的な資料収集

個性や人格と言われるものは、極めて複雑な構成を持ち、その表れ方も多様である。実際の生徒指導では一人一人の児童生徒の行動傾向、感情の動き、意志の強さなど以外に、その背景となる家庭的背景等の様々な事実を知ることが必要である。児童生徒を理解するため特に重要と思われるものは、能力の問題、性格的な特徴、興味、要求、悩み、交友関係、生育歴、環境条件などである（図1参照）。

目的に応じて、複数の方法で複数の教員が、必要に応じ専門家の協力を得て資料を収集することが大切である。

資料収集と解釈を行う観点

得られた資料をどのように用いるか、何を比較し検討するか、結果のどこに注目するかは、それをを用いる人の判断に任される。どの資料にも主観が入り込んでいることを自覚した上で、できる限り客観的、多面的、正確な児童生徒理解を進める努力が求められる。それぞれの児童生徒において、どのような原因が、どのような過程をとって今の問題になっているかを、児童生徒自身

の要因から解釈していかなければならない。一人一人の児童生徒が特定の意志を持って、独自の判断で行動している。共感的な理解に基づき、一人一人の児童生徒の判断力を高め、意志決定の力を向上させる指導へとつなげたい。

資料収集の方法

児童生徒から必要となる資料を直接収集する方法と、他の連携先（学内の他の教員，養護教諭，保護者，地域，異種学校の教員，病院の医師，警察官など）から収集する場合とがある。資料収集に当たっては目的に応じた方法を採用することが必要であり，複数の方法による情報の多面的かつ統合的解釈を通じた児童生徒理解が求められる。直接資料を収集する主な方法として，観察法，面接法，質問紙調査法，検査法，作品法，事例研究法などが挙げられる。その中の二つの方法について以下にポイントを紹介する。

観察法

児童生徒を日常の中で丁寧に観察するだけで，一人一人の状況や考え，抱えている問題や気持ちが見えてくるものである。また，教員が日ごろから観察を意識するだけで児童生徒の問題を見極めていく力がついていくものである。そのように観察は重要な児童生徒理解の方法の一つである。以下観察の視点，留意点を挙げる。

- ・朝の会の健康観察，登下校時，授業中，昼休み，清掃活動，特別活動，部活動などにおいてしっかり観察する。
- ・体調面だけでなく，心理的ストレスや悩み，いじめ，不登校，虐待や精神疾患なども見る。
- ・児童生徒と直接コミュニケーションを取りながらの観察もあれば，第三者的立場に立ち，児童生徒が周囲の人とどのように関わっているのかを観察する場合もある。
- ・言語的側面ばかりでなく，非言語的側面（表情や姿勢，歩き方など），社会的側面（すすんで挨拶ができるか，教員から話しかけにどのように応じるか，友人とどのようにかかわっているか，話をしているときに視線を交えることができるかなど），情緒的側面（挨拶や会話をしたときに気持ちが通じ合うかなど）について収集する。
- ・保護者の目に映る家庭での児童生徒の姿と，地域で見せる姿，また，学校で見せる姿は異なる場合が少なくない。複数の観察者による観察を行い，観察したことを記録・整理し，教職員同士，あるいは，必要に応じて，保護者，関係諸機関と情報共有をする。
- ・児童生徒の多様な顔を矛盾ととらえるのではなく，一人の人間の諸側面ととらえる。また，それらの側面を意識しながら日々の観察を続けていくこと。
- ・共通の記録用紙を用いるなどして教員同士の情報共有をする。また，情報共有の際には，身体的健康だけでなく，メンタルヘルスの視点も含める。
- ・児童生徒の問題行動の直前と直後の状況を観察等で確認し，その状況を調整することで問題行動が改善する場合もある。例えば，苦手な授業の時だけ離席行動をする児童がいた場合，その授業の前に声かけをして励ますなどの方法がある。
- ・観察の結果，児童生徒に適切な行動や行動の改善がみられた場合は，肯定的に声かけや賞賛を行うことで，悪い行動を叱るよりも改善効果があることに留意すべきである。

面接法

面接法とは正式な面接から日常での声かけ等，対話によって児童生徒を理解する方法である。以下留意点を挙げる。

- ・指導を主たる目的とする場合と，児童生徒の理解を主たる目的とする場合とに分かれる。
- ・理解を目的とする面接では，児童生徒と対面のコミュニケーションを取り，彼らの知識，要求，考え，悩み，性格などについて収集する。

- ・正式な対面による面接の時間は1時間程度とする。面接者，児童生徒双方ともに都合の良い時間をあらかじめ設定する。児童生徒が周囲の目を気にせず，落ち着いて面接できる場を用意する。
- ・面接の際には，その目的や守秘義務について，まず，児童生徒に明確に伝える。面接の内容から，他の教員や親，他の児童生徒に情報を提供する必要があると判断した場合にはなるべく本人の了解を得る。ただし，本人の了解を得ることが必ずしも望ましい結果をもたらすとは限らない。状況により，望ましい結果をもたらさないということが見込まれる場合は，本人の了解を得ることなく進めていくこともある。
- ・面接の際に重要なことは，ラポール（コラム参照）の形成と傾聴の姿勢である。受容的で温かい雰囲気，話の内容にかかわらず傾聴する姿勢は，児童生徒の不安を和らげ，よりの確な児童生徒理解へとつながると考えられる。
- ・実際に考えられる工夫として，例えば，答えやすい質問から徐々に答えにくい質問へと移っていくこと，児童生徒の興味関心のある話題を盛り込むこと，「閉じた質問」「開かれた質問」を効果的に盛り込むことなどが挙げられる。さらに，傾聴，重要単語の繰り返し，内容の要約，感情の明確化といった基本的なカウンセリングの技法（図2参照）を用いるなどして，受容的態度を持って面接をすることも効果的な場合がある。
- ・反抗的，攻撃的な姿勢で児童生徒と対面する場合も，教員は冷静さを保ち，その児童生徒の言い分（気持ちや考え）を尊重しながら対話や説諭によって正しい行動を伝え，行動変容を図ることが必要である。体罰は絶対にあってはならないが，大声での指導にも十分な配慮や気遣いが必要である。

図2 教育相談で用いるカウンセリング技法

つながる言葉かけ	いきなり本題から始めるのではなく，始めは相談に来た労をいたわったり，相談に来たことを歓迎する言葉かけ，心をほぐすような言葉かけを行う。 例：「部活のあと，ご苦労さま」「待ってたよ」「緊張したかな」など
傾聴	丁寧かつ積極的に相手の話に耳を傾ける。よくうなずき，受け止めの言葉を発し，時にこちらから質問する。 例：「そう」「大変だったね」など
受容	反論したくなったり，批判したくなったりしても，そうした気持ちを脇において，児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら聞く。
繰り返し	児童生徒がかすかに言ったことでも，こちらが同じことを繰り返すと，自分の言葉が届いているという実感を得て児童生徒は自信を持って話すようになる。 例：児童生徒「もう少し強くなりたい」 教員「うん，強くなりたい」
感情の伝え返し	不適応に陥る場合には，自分の感情をうまく表現できない場合が少なくない。少しでも感情の表現が出てきたときには，同じ言葉を児童生徒に返し，感情表現を応援する。 例：児童生徒「一人ぼっちで寂しがらだ」教員「寂しかった」
明確化	うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝う。 例：「君としては，こんなふうに思ってたんだね」
質問	話を明確化する時，意味が定かでない時に確認する場合，より積極的に聞いているよということ伝える場合などに質問を行う。
自己解決を促す	本人の自己解決力を引き出す。 例：「君としては，これからどうしようと考えている？」「今度，同じことが生じたとき，どうしようと思う？」

【コラム】 ラポールとは
臨床心理学の用語で，心理療法を行う治療者とこれを受ける相談者との間に親密な信頼関係があり，心の通い合った状態にあること。心理療法や調査・検査などを行う場面において重視すべき基本的な前提条件とされている。

学内，家庭，地域，学校種間，関係諸機関との連携・情報共有

収集した資料は教員個人で所有するだけでなく，目的に応じて整理し，教員同士の情報共有や，地域，各機関（医療機関，警察など）との行動連携につながるような情報の共有が求められる。

- 2 人権教育

(1) 人権教育とは

人権(1)教育とは「人間尊重の精神の涵養(2)を目的とする教育活動」である。これは「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第2条」に明記されており、この定義を意識して学校における人権教育を進めていくことが必要である。

- 1 人権...誰もが生まれながらにして持っている人間の尊厳に基づく固有の権利で、自分も自分以外の人もすべての人が人間らしく、自分らしく生きるために必要なもの。
- 2 涵養...水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

(2) 人権教育の目的

文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」によると、人権教育の目的は次のようにまとめられている。

人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する**基本的な知識**を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち**人権感覚を育成**することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする**意識、意欲や態度を向上**させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける**実践力や行動力を育成**することが求められる。

これらを3つにまとめると、人権教育の目的は次のようになる。

人権や人権擁護に関する

基本的な知的理解
人権感覚の育成
実践力や行動力

(3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

* 教科を中心に ~ 知識的側面 ~

自由，責任，正義，個人の尊厳，権利，義務などの諸概念についての知識，人権の歴史や現状についての知識，国内法や国際法等々に関する知識

* 道徳科を要に，道徳教育を中心に ~ 価値的・態度的側面 ~

人間の尊厳の尊重，自他の人権の尊重，多様性に対する肯定的評価，責任感，正義や自由の実現のために活動しようとする意欲

* 学級活動や学校行事など，特別活動を中心に ~ 技能的側面 ~

コミュニケーション技能，偏見や差別を見極める技能，相違を認めて受容できるための諸技能，協力的・建設的に問題解決に取り組む技能，責任を負う技能

自分の人権を守り、
他者の人権を守るための
実践的な行動

(4) 新しい人権

環境権 プライバシーを守る権利 知る権利 自己決定権

* 現代社会の変化にともない「新しい人権」についても理解が求められている。今後、最新の情報に注意して、児童生徒の人権を守るという意識を常にもつように心掛ける。

(5) 学校における人権

学校における人権教育

学校における人権教育は、生徒指導や学習指導など教育活動全体を通じて行うものである。児童生徒が、発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解し、自分の大切さとともに

他人の大切さを認め、それが具体的な態度や行動に表れるようにしていくことが大切である。いじめや体罰など、学校において「人権」について考える機会が多い。そのときに身につけておきたいのは、教師が正しい人権感覚をもって子供達に接するという意識である。人権感覚とは、人権が擁護されていることを望ましいと感じ、逆に人権が侵害されていることを許せないと感じることである。児童生徒の人権感覚は教育活動全体を通じて培われるものであるので、教師は普段から人権感覚に基づいた言動に配慮する必要がある。

また、LGBTQ(性的少数者)や外国籍の児童生徒等の人権問題、インターネットによる人権侵害など、社会的な情勢により人権教育に関わる個別の課題も増えているのが現状である。多様性を受け入れ、共生していくことができる学校や社会をつくるためにも、人としての尊厳を大切に人権教育は欠かせない。学校教育全体を通じた人権教育を推進していくためには、一人一人が大切にされる「人権が尊重される学習活動づくり」、互いのよさや可能性を認め合える「人権が尊重される人間関係づくり」、安心して過ごせる学級・学校など「人権が尊重される環境づくり」を行っていくことが大切である。これらの土台があって始めて教育活動が成り立つのである。

いじめを許さない学校づくり

いじめを許さない学校づくりを進める上で、以下の点に注意していきたい。

- a) 「いじめは人間として絶対に許されない」ことを学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底する。
- b) いじめる児童生徒には「出席停止」などの毅然とした態度で臨む。
- c) いじめられている児童生徒には学校が絶対守り通すという姿勢を示す。
- d) 児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や態度が重要(児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりしない)。
- e) いじめが解決したと見られる場合も、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- f) 「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」、各学校で策定されている、「学校いじめ防止基本方針」などに従って適切な指導を行う。

自殺予防に向けた取組

近年の社会の急激な変化の中、児童生徒は生きづらさを感じ、様々なことが要因となっていじめや不登校につながっている。また児童生徒の自殺も大きな問題となっている。このことから、「自殺総合対策大綱」(平成29年)に定められているとおり、「SOSの出し方に関する教育」を各学校で推進することが求められている。「SOSの出し方に関する教育」は命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育である。児童生徒の発達段階や各学校の実態に応じた授業内容等を考え、積極的に推進していくことが重要である。(「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引」文部科学省 平成26年7月、「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について」文部科学省 平成30年8月 参照)

<参考文献>

- 「人権教育の指導法の在り方について〔第三次とりまとめ〕」 文部科学省(平成20年3月)
- 「信頼される教職員であるために遵守すべき事柄 改訂」 山梨県教育委員会(平成25年8月)
- 「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合などにおける対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)」 文部科学省(平成30年1月)

- 3 特別支援教育

(1) 特別支援教育を取り巻く状況

インクルーシブ教育システムの構築

平成 19 年に学校教育法が改正され、「特別支援教育」が本格的にスタートした。幼稚園・小学校・中学校・高等学校その他の教育諸学校において、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名などの体制整備が、それぞれの学校の実情に合わせてすすめられている。平成 26 年 1 月 20 日に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」の第 24 条（教育）には、「あらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。」とある。インクルーシブ教育システムの構築は、我が国の最も積極的に取り組むべき重要な課題の一つである。

インクルーシブ教育システムとは、「共生社会」の形成を目指し、障害者とその年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を提供するため、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことである。その実現のために、学校の設置者及び学校には、次のことが求められている。

- ・可能な限り障害のある子供が障害のない子供と共に教育を受けられるように配慮すること。
- ・子供にとって最も適した教育内容及び学びの場を提供すること。
- ・通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校での指導の充実を図ること。
- ・障害のある子供一人一人の状況に応じた「合理的配慮の提供」を行うこと。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年 4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社や店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止している。また、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応（合理的配慮の提供）することを求めている。

学校教育においても、この法律に則った対応が必要となる。例えば、障害のある児童生徒または保護者から合理的配慮の提供の申し出があった場合、学校が過度の負担にならない範囲で提供できる内容について保護者と合意形成を図り、合理的配慮を提供していく。例えば、学習障害で読字困難のある児童生徒に対して、漢字にルビを振ったりデジタル教科書の使用を認めたり、書字困難のある児童生徒に対して、通信機能を制限したパソコンでのキーボード入力を認めるなど、学校の状況に応じた適切な合理的配慮の提供が求められる。

なお、この法律において「国公立学校では合理的配慮の提供は義務」となっていることに留意する必要がある。

合理的配慮の提供

合理的配慮とは、障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受けられるよう、児童生徒又は保護者から合理的配慮提供の要請があった場合、学校の設置者及び学校が必要な変更・調整を行うことであり、一人一人の子供に対し、その障害の状況に応じて必要とされるものである。特別支援学級在籍児童生徒のみならず、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても、保護者及び本人からの要請があった場合は、保護者と丁寧に相談を行い、過度の負担にならない範囲で、学校が行う合理的配慮の内容について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することなどにより学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行うなど、校内支援体制の整備を行うことが法的に求められている。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮の提供を否定することは、障害を理由とする差別に含まれる」とされていることに留意する必要がある。

就学に向けた支援

特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、適切な就学支援を行うことは極めて重要なことである。平成 25 年 9 月 1 日、学校教育法施行令の一部改正により、「特別支援学校の就学基準（学校

教育法施行令第 22 条の 3) に該当する子供は原則特別支援学校へ就学する」という従来の就学決定の仕組みから、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと変更された。

就学支援の役割は、市町村及び都道府県の教育委員会が担っている。障害の状態（施行令第 22 条の 3 への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある子供の就学支援を行っている。

(2) 特別支援教育とは

特別支援教育の理念

平成 19 年 4 月 1 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」の冒頭には、次のような「特別支援教育の理念」に関する記述がある。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。

従前の障害の程度等に応じて特別の場で指導を行うという「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うという「特別支援教育」に大きく転換された。これまでの特殊教育の対象である障害の種類に発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）が加わり、高等学校も含めたすべての学校において障害のある子供に対応することが求められる。

特別支援教育の対象となる障害の区分等

障害のある児童生徒等のうち、特別支援学校に就学可能な障害の程度は、学校教育法施行令第 22 条の 3（下表）に定められている。

区分	程 度
視 覚 障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不 自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の種類及び程度については、平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科発第 756 号通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援につい

て」に示されている。

この通知では、特別支援学級での教育に該当する知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者の障害の程度について示されている。これを踏まえ、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認められた者が対象となる。

また、通級による指導に該当する言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者の障害の程度についても示されている。これを踏まえ、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認められた者が対象となる。

(3) 障害のある児童生徒の学びの場

障害があるため、小・中学校の通常の学級での教育を受けることが困難であり、十分な教育的効果が期待できない児童生徒に対しては、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な「生きる力」を培うため、特別支援学校又は小・中学校の特別支援学級等において、特別な配慮の下に、より手厚く、きめ細かな教育を行うことが必要となる。

具体的には、特別支援学校や特別支援学級では、一人一人の障害の状態に応じた指導を行うため、少人数で学級が編制され、当該分野についての専門性を有する教職員が配置されている。また、障害に応じた特別の施設や教材・教具の整備及び児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育課程を編成し、柔軟な教育内容・方法等により、障害のある児童生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指した教育が実施されている。

一方で、通常の学級においても、在籍している障害のある児童生徒のニーズに応じた教育について、合理的配慮の提供の観点から実施することが求められている。

特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱者のある者を対象としている。また、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、可能な限り教育を受ける機会を提供するため、特別支援学校から教員を家庭、児童福祉施設や病院などに派遣して指導を行う、いわゆる訪問教育が行われている。

ア 教育課程

特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成することとしている。知的障害者である児童を教育する場合は生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成することとしている。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

また、特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成することとしている。知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができることとしている。

a) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、従前、小学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。同様に、中学部の各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容

の取扱いについても、中学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮しなければならない。このようなことから、各教科の指導に当たっては、小学校又は中学校の学習指導要領解説のそれぞれの教科の説明に加え、本章に示す視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項についての説明も十分に踏まえた上で、適切に指導する必要がある。

b) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳化、外国語活動、総合的な学習の時間（小学部を除く）、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」）それぞれに、各教科等の時間を設けて指導を行う場合と、それら（ただし、中学部における総合的な学習の時間は含まない）を合わせて指導を行う場合がある。

[教科別の指導]

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科をもとに各教科の内容の指導を行うこととなるが、教科ごとの時間を設けて指導を行う場合は、「教科別の指導」と呼ばれている。指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる児童生徒の実態によっても異なる。したがって、教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の児童生徒の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多い。その場合、一人一人の児童生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮することが大切である。

[各教科等を合わせた指導]

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらを「各教科等を合わせた指導」と呼んでいる。

- ・ **日常生活の指導**：日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、身辺処理能力や対人関係などの社会性が高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。生活科の内容だけでなく、いろいろな領域や教科に関わる広範囲の内容が扱われる。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、決まりを守ることなど、集団生活をする上で必要な内容等、多様な内容が取り上げられる。
- ・ **遊びの指導**：遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育てていくものである。遊びの指導には、各教科の内容をはじめ、道徳、特別活動及び自立活動の内容が含まれている。
- ・ **生活単元学習**：生活単元学習は、児童生徒が生活上の課題処理や問題解決のための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。学習活動は生活的な目標や課題に沿って選定される。
- ・ **作業学習**：作業学習は、作業活動を学習活動の中心に据え、働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立を目指して知識、態度、技能などを総合的に学習するものであり、生活する力を高めることを目的とする。単に職業・家庭（高等部は職業及び家庭）の内容だけではなく、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の様々な内容を総合した形で扱うものである。作業学習で取り扱われる作業種目は、学校の実情に合わせて設定され、農耕、園芸、リサイクル、木工、縫製、織物、窯業などがある。

イ 自立活動の指導

特別支援学校の目的には、学校教育法第 72 条で、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」ことが示されている。後段に示されている「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」とは、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことであり、自立活動の指導を中心として行われるものである。すなわち、自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。このように、自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めていると言える。

ウ 特別支援学校の教科書

教科書については、児童生徒の実態に即したものが採択及び使用されている。知的障害を主障害とする特別支援学校用の教科書は、文部科学省の著作による国語、算数・数学、音楽の教科書が作成されている。また、この他に学校教育法附則第 9 条の規定に基づき、設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができる。

特別支援学級

特別支援学級は、学校教育法第 81 条に規定され、特別支援学校に比べ障害の程度が軽く、しかも通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、必要に応じて設けられる特別に編成された学級である。対象の障害の種類は、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害及びその他がある。

本県では、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級を設置している。

ア 教育課程

特別支援学級の教育課程は、小学校、中学校学習指導要領を原則としている。したがって、通常の学級と同じように、各校の学校教育目標を踏まえて編成する。ただし、対象となる児童生徒の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があるため、特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、「特別の教育課程によることができる」（学校教育法施行規則第 138 条）と規定されている。特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、指導に当たっては、特別支援学級の担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要がある。

イ 特別支援学級の教科書

特別支援学級で使用される教科書については、特別な教育課程の編成により、当該学年の検定教科書を使用することが適当でない場合は、当該小学校及び中学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができる。この場合、原則として下学年用の検定教科書又は特別支援学校用の文部科学省著作教科書が採択される他、学校教育法附則第 9 条の規定に基づき、設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することもできる。

通級による指導

通級による指導は、施行規則第 140 条および 141 条に規定され、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（いわゆる通級指導教室）で行うものであり、対象となる障害の種類は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD である。

本県では、言語障害通級指導教室、発達障害・情緒障害通級指導教室、言語障害・発達障害・情緒障害通級指導教室、難聴通級指導教室を設置している。指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の 6 区分 27 項目の内容を参考とし、児童一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標

や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。なお「学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」(平成 28 年文部科学省告示第 176 号)において、「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と示され、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことはできないことが明確化された。通級による指導に係る授業時数は、年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準としているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準としている。

高等学校に関しては、平成 28 年 3 月 31 日に、高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議から「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」が報告された。これを受け、中央教育審議会において、高等学校における「通級による指導」の実施に向け検討が進められ、平成 30 年度からの実施が示された。本県では、難聴生徒に対して平成 30 年度から山梨県立ろう学校の教員が当該校を巡回し実施する通級指導を開始した。あわせて平成 30 年度から 2 年間、山梨県立中央高等学校定時制をモデル校に、令和 2 年度からの 4 年間は山梨県立ひばりが丘高等学校を指定し実践研究に取り組んでいるところである。

通常の学級における指導

学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム障害(ASD)等のある児童生徒は、その多くが通常の学級に在籍しており、特別な教育的支援を必要とされている。本県の小・中・高等学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制の充実を図り、適切な指導及び必要な支援を推進している。

障害のある児童生徒への指導については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

また、障害のある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

(4) それぞれの障害に配慮した教育

視覚障害教育

視覚障害とは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいう。

a) 特別支援学校(視覚障害)

幼稚部では、遊びや様々な体験活動を通して物の触り方や見分け方が上手にできるように援助している。また、3歳未満の乳幼児やその保護者への教育相談も行っている。

小・中学部では、小・中学校と同じ教科等を視覚障害に配慮しながら学習している。見えない子供たちへは、よく触って物の形や大きさなどを理解したり、音やにおいなども手がかりとして周りの様子を予測したり確かめたりする学習や、点字の読み書きなどの学習をする。また、白杖を使って歩く力や、コンピュータなどで様々な情報を得る力を身に付けている。

弱視の子供たちには、見え方の状態に合わせて拡大したり、白黒反転したりした教材を用意して学習する。また、視覚を最大限活用し、見やすい環境のもとで、事物をしっかりと確かめる学習を行ったり、弱視レンズの使用やコンピュータ操作の習得も行ったりしている。

高等部では、普通科の教育のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理学療法士などの国家資格の取得を目指した職業教育を行っている。

b) 弱視特別支援学級

拡大文字教材、テレビ画面に文字などを大きく映して見る機器、照明の調節など、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導している。各教科、道徳、特別活動のほか、弱視レンズの活用や視覚によってものを認識する力を高める指導などを行っている。

聴覚障害教育

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。

a) 特別支援学校（聴覚障害）

聴覚障害の子供たちには、できるだけ早期から適切な対応を行い、その可能性を最大限に伸ばすことが大切である。このため、3歳未満の乳幼児やその保護者に対する教育相談等が行われている。

幼稚園では、補聴器等を活用して子供同士のコミュニケーション活動を活発にし、話し言葉の習得を促すなどして言語力の向上を図るとともに、幼稚園と同様に子供の全人的な育成に努めている。

小・中学部では、小・中学校に準じた教科指導等を行い、基礎学力の定着を図るとともに、書き言葉の習得や抽象的な言葉の理解に努めたり、さらに、発達段階等に応じて指文字や手話等を活用したり、自己の障害理解を促したりするなど自立活動の指導にも力を注いでいる。

高等部には、普通科に在籍し、高等教育機関への進学を目指す生徒もいる。

b) 難聴特別支援学級・難聴通級指導教室

障害の程度が軽度の子供たちは、特別支援学級や通級による指導において、音や言葉の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することに重点を置いた指導を受けたり、抽象的な言葉の理解や教科に関する学習を行ったりしている。必要に応じて、通常の学級でも学習し、子供の可能性の伸長に努めている。

知的障害教育

知的障害とは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいう。

a) 特別支援学校（知的障害）

知的障害の子供たちのための教科の内容を中心にした教育課程を編成し、一人一人の言語面、運動面、知識面などの発達の状態や社会性などを十分把握した上で、生活に役立つ内容を実際の体験を重視しながら、個に応じた指導や少人数の集団で指導を進めている。

小学部では基本的な生活習慣や日常生活に必要な言葉の指導など、中学部ではそれらを一層発展させるとともに、集団生活や円滑な対人関係、職業生活についての基礎的な事柄の指導などが行われている。

高等部においては、家庭生活、職業生活、社会生活に必要な知識、技能、態度などの指導を中心とし、例えば、木工、農園芸、食品加工、ビルクリーニングなどの作業学習を実施し、特に職業教育の充実を図っている。

b) 知的障害特別支援学級

必要に応じて特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容が指導されている。小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などの指導を実施している。また、中学校では、それらを更に充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導している。

肢体不自由教育

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。

a) 特別支援学校（肢体不自由）

肢体不自由のある子供一人一人の障害の状態や発達段階を十分に把握した上で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を行うとともに、障害に基づく困難を改善・克服するための指導である自立活動に力を入れている。自立活動の指導においては、身体の動きの改善を図ることやコミュニケーションの力を育てる指導などを行っている。また、病院で機能訓練を行う子供やたんの吸引などの医療的ケアを必要とする子供が多いことから、医療との連携を大切にした教育を進めている。

高等部では、進路指導を重視している。企業や社会福祉施設と連携し、卒業後の生活を具

体的に体験できるような実習を積極的に取り入れている。近年，福祉施設への入所が多くなっているが，企業に就職したり大学に進学したりする生徒もいる。

b) 肢体不自由特別支援学級

各教科，道徳，特別活動のほか，歩行や筆記などに必要な身体の動きの指導なども行っている。指導に当たっては，一人一人の障害の状態に応じて適切な教材教具を用いるとともに，コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めるようにしている。

また，各教科や給食など様々な時間を通じて，通常学級との交流及び共同学習を積極的に行っている。

病弱・身体虚弱教育

病弱とは，慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態，身体虚弱とは，病気がかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいう。

a) 特別支援学校（病弱）

病気等により，継続して医療や生活上の管理が必要な子供に対して，必要な配慮を行いながら教育を行っている。特に病院に入院したり，退院後も様々な理由により小中学校等に通学したりすることが難しい場合は，学習が遅れることのない様に，病院に併設した特別支援学校やその分校，又は病院内にある学級に通学して学習している。

授業では，小・中学校等とほぼ同じ教科学習を行い，必要に応じて入院前の学校の教科書を使用して指導している。自立活動の時間では，身体面の健康維持とともに，病気に対する不安感や自信の喪失などに対するメンタル面の健康維持のための学習を行っている。

治療等で学習空白のある場合は，グループ学習や個別指導による授業を行っている。病気との関係で長時間の学習が困難な子供については，学習時間を短くするなどして柔軟に学習できるように配慮している。

地域によっては，退院後も健康を維持・管理したり，運動制限等をしったりするために，特別支援学校の寄宿舎から通学又は自宅から通学し学習を行っている場合もある。また，通学が困難な子供に対しては，必要に応じて病院や自宅等へ訪問して指導を行っている学校もある。

b) 病弱・身体虚弱特別支援学級

入院中の子供のために病院内に設置された学級や，小・中学校内に設置された学級がある。病院内の学級では，退院後には元の学校に戻ることが多いため，元の学校と連携を図りながら各教科等の学習を進めている。教科学習以外にも，特別支援学校と同様に身体面やメンタル面の健康維持や改善を図る学習を行うこともある。

言語障害教育

言語障害とは，発音が不明瞭であったり，話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため，話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること，また，そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

・言語障害通級指導教室

子供の興味・関心に即した自由な遊びや会話等を通して，教師との好ましい関係をつくり，子供の気持ちをときほぐしながら，それぞれのペースに合わせて正しい発音や楽に話す方法を指導している。個別指導が中心になるが，時にはグループ指導も組み入れて，楽しみながら学習できるようにしている。

また，それらの学習を通して身に付けたことを生活の中で定着させるように努めている。特に，通級による指導においては，多くの時間を過ごす通常の学級や家庭でのかわりが重要なことから，担任や保護者との連携協力を図ることが必要である。

さらに，言語障害の子供にとっては，通常の学級の子供たちとの日常のかわりが大切である。そのため，障害の理解啓発に関する取組みも必要になる。特定の時間に通級する場合などには，「行ってらっしゃい」「どうだった」などのさりげない声かけが，気楽に通級できる雰囲気をつくることにもつながる。

自閉症・情緒障害教育

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいう。

・自閉症・情緒障害特別支援学級，自閉症・情緒障害通級指導教室

情緒障害教育では、発達障害である自閉症などと心因性の選択性かん黙などのある子供を対象としている。

自閉症などの子供については、他者との関わりや情緒の安定、状況の理解と変化への対応、言語の理解と使用に関することなど、特性に応じた指導が行われている。また、主として心理的な要因による選択性かん黙などがある子供については、安心できる雰囲気の中で情緒の安定を図ること、状況に応じたコミュニケーション手段を活用することなどの指導が行われている。

特別支援学級では、情緒障害のために、通常学級での教育では十分に成果が期待できない子供が在籍し、基本的には通常の学級と同じ教科等の指導が行われている。それらに加え、自閉症などの子供には、対人関係の形成や生活に必要なルールに関することなどが指導され、また、選択性かん黙などの子供には、心理的安定や集団参加に関することなどが指導されている。

通級による指導の対象は、自閉症などと選択性かん黙などの情緒障害と明確に分けて示されている。通常の学級に在籍している障害のある子供に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該の子供の障害の状態等に応じた指導を通級指導教室で行っている。

LD，ADHD の教育

LD（学習障害）とは、知的発達の遅れは見られないが、特定の能力に著しい困難を示すものである。また、ADHD（注意欠陥多動性障害）とは、発達段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害である。両者ともに脳などの中枢神経系に何らかの機能障害があると推定され、発達障害に分類される。

LD，ADHD については、平成 18 年度から、通常の学級の中で十分な配慮を行った上で、必要であれば、通級による指導を行うことができるようになった。

LD の場合は、表れる困難は一人一人異なるので、それに対応した指導を行う。ICT の活用も有効である。ADHD の場合は、少集団の中で順番を待ったり最後まで話を聞いたりする指導や、余分な刺激を抑制した状況で課題に集中して取り組むことを繰り返す指導などを行う。

なお、LD，ADHD に共通するのは、失敗や叱責を受けるなどの経験が多いために、自分の能力を発揮できず、生活全般において自信を失っている点である。その結果として、過度に自己評価が下がったり、意欲が低下したり、情緒が不安定になったりすることもある。このような場合には、本人がつまづきを克服できるような指導や支援を行い、一つでもやり遂げた経験や成功した経験を積ませること、そうした本人の努力をしっかりと認めることで自信を持たせたり、達成感を味わわせたりすることが大切である。

また、友達との人間関係がうまくつukれないことも見受けられる。そのため、ソーシャルスキルトレーニングと呼ばれる社会生活上の基本的な技能を身につけるための学習やストレスマネジメントと呼ばれるストレスへのよりよい対応の仕方を学ぶ学習を行う場合もある。

（ 5 ） 関係機関や指導上参考となる機関・文献

< 関係機関 >

- 山梨県総合教育センター 相談支援センター 特別支援教育担当
（ 笛吹市御坂町成田 1456 電話番号：055-263-4606 ）
- 山梨県教育庁 特別支援教育・児童生徒支援課
（ 甲府市丸の内 1-6-1 電話番号：055-223-1752 ）

- 山梨県こころの発達総合支援センター
（甲府市住吉 2-1-17 電話番号：055-288-1695）
- 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 <http://www.nise.go.jp/>
- 発達障害教育情報センター <http://icedd.nise.go.jp/>

< 指導上参考となる文献 >

- 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」
（平成 15 年 3 月 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議）
- 「特別支援教育の推進について（通知）」（平成 19 年 4 月 文部科学省初等中等教育局長）
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
（平成 24 年 7 月 中央教育審議会初等中等教育分科会）
- 「教育支援資料 ～ 障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」
（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成 25 年 10 月）
- 「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」
（高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 平成 28 年 3 月）
- 「特別支援学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 平成 30 年 3 月）
- 「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」（文部科学省 平成 30 年 3 月）
- 「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」（文部科学省 平成 30 年 3 月）
- 「よりよい連携と支援のための特別支援教育コーディネーターハンドブック」
（山梨県教育委員会 平成 19 年 3 月）
- 「すべての学校（園）で活用できる特別な教育的支援を必要とする子どもたちのための学校間連携
ハンドブック」（山梨県教育委員会 平成 25 年 3 月）
- 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする子供のための授業支援ガイド
ブック」（山梨県教育委員会 平成 28 年 3 月）
- 「障害のある子どもの就学支援ハンドブック ～ 特別支援教育の充実によるインクルーシブシステム
構築～」（山梨県教育委員会 平成 30 年 6 月）
- 「教職員のための『通級による指導』ガイドブック」（山梨県教育委員会 平成 29 年 3 月）
- 「教職員のための『通級による指導』ガイドブック 2」（山梨県教育委員会 平成 30 年 3 月）
- 「学習障害（ディスレクシア）のある子供への支援」（山梨県総合教育センター 平成 31 年 3 月）
- 「障害のある子供の教育支援の手引」～ 子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向
けて～（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 令和 3 年 6 月）

- 4 いじめ等への対応

(1) いじめ問題への対応

いじめ問題についての基本的認識

いじめ防止対策推進法では、いじめを以下のように定義している。

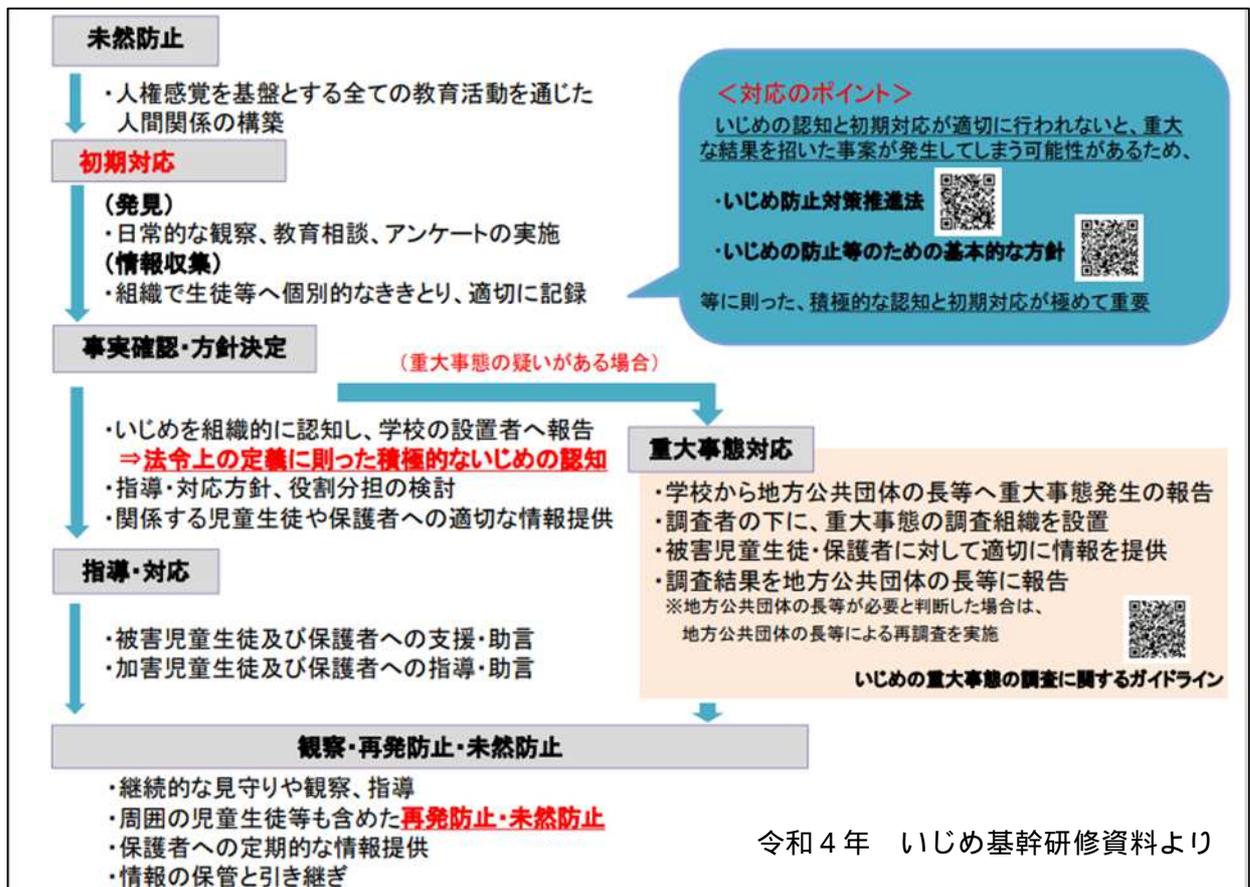
第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめの防止等のための基本的な方針」には、「いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要」とある。つまり、いじめは加害行為の質・量でいじめを捉えるのではなく、被害者の心理的な苦痛からいじめを捉えなければいけない。

いじめ対応の流れ（フローチャート）

「いじめの防止等のための基本的な方針」には、「いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う」とある。国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センターが実施した「いじめ追跡調査 2016-2018」によると、「仲間はずれ、無視、陰口」を「された経験がある」と答えた児童生徒が9割いる一方、「した経験がある」と答えた児童生徒も9割いた。いじめはどこの学校でもどの子どもにも起こりうるという状況の中、組織的ないじめ対応を行うことが求められる。

以下は、令和4年度いじめ問題理解基幹研修（第1回）講義資料（文部科学省清重隆信課長）である。所属校の学校いじめ防止基本方針や学校いじめ対策組織を確認するとともに、いじめ対応の流れを理解してほしい。



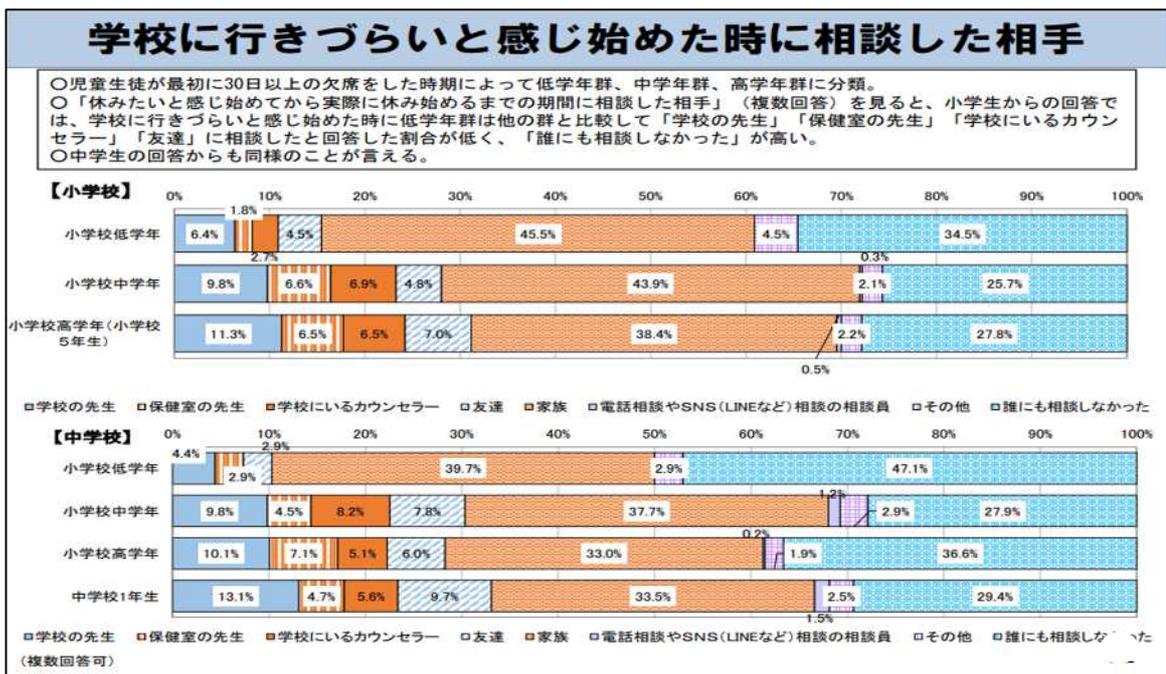
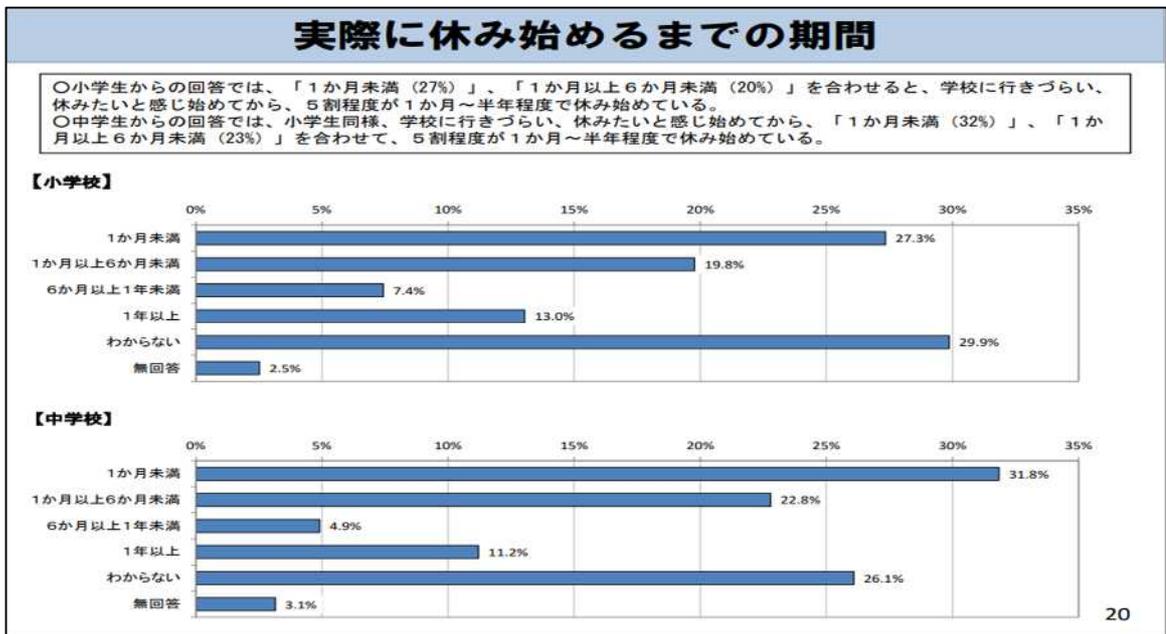
(2) 不登校への対応

不登校についての基本的認識

不登校の定義は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）」となっている。

「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」（令和3年10月）より

この報告書は、調査時点において、調査への協力が得られた学校に通う小学校6年生又は中学校2年生で、令和元年度に不登校であった者のうち、調査対象期間に、学校に登校又は教育支援センターに通所の実績の実績がある者及びその保護者を対象にしたアンケートの結果である。「対象者自身の状況」「学校に行きづらいつ感じ始めたときのこと」「学校を休んでいる間」などの質問項目があり、調査結果が示されている。また、山梨県では『いじめ・不登校対応必携（教職員用指導書）』（令和3年）を出している。まずは読むところから始めてほしい。



- 5 キャリア教育

校種別に発行されている文部科学省の手引き書を読み、キャリア教育を正しく理解することが必要である。

『小学校キャリア教育の手引き - 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）準拠 - 』
（令和 4 年 3 月）
『中学校キャリア教育の手引き』（平成 23 年 3 月）
『高等学校キャリア教育の手引き』（平成 23 年 11 月）

（1）キャリア教育とは

「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」平成 23 年 1 月 31 日

学習指導要領で示されていること

子供たちに将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の視点が重要である。

キャリア教育については、中央教育審議会が平成 23 年 1 月にまとめた答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を踏まえ、その理念が浸透してきている。

キャリア教育を効果的に展開していくためには、小・中学校では、特別活動の学級活動を中核としながら、総合的な学習の時間や学校行事、教科道徳や各教科における学習、個別指導としての進路相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて行うことが求められる。高等学校においても、小・中学校におけるキャリア教育の成果を受け継ぎながら、特別活動のホームルーム活動を中核とし、総合的な探究の時間や学校行事、公民科に新設される科目「公共」をはじめ各教科・科目等における学習、個別指導としての進路相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて行うことが求められる。

このように、小・中・高等学校を見通した、キャリア教育の中核となる特別活動の役割を一層明確にするとともに、「キャリア・パスポート（後述）」の活用を図ること求められている。

山梨県では「山梨県教育振興基本計画」基本目標 の基本方針 2 の（2）にキャリア教育を位置付けている。この意味を十分に理解し、日常的に全教育活動の中でキャリア教育を推進していく必要がある。また、教員は児童生徒にとって最も身近な社会人であり、その生き方は児童生徒の手本ともなることを自覚し、教員としての勤労観・職業観を持ってキャリア教育を進める必要がある。『キャリア教育の手引き』の内容は、教師として生涯にわたり社会生活を営む上で必要となる職業観・教育観の資料でもある。

次項からは、各校種別に初任者が具体的に取り組むべき内容を示す。各学校では、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校の特色を生かしたキャリア教育の全体計画や年間指導計画が作成されている。その計画を基に実践する中で、自己の指導成果を評価し、改善して指導力を高めていく必要がある。

(2) 指導の実際

小学校での具体的な指導について [進路の探索・選択にかかる基盤形成の時期]

小学校段階におけるキャリア発達の特徴

発達課題	低学年	中学年	高学年
	学校への適応	友達づくり, 集団の結束力づくり	集団の中での役割の自覚, 中学校への心の準備
自己及び他者への積極的関心の形成・発展	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつや返事をする。 ・友達と仲良く遊び, 助け合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のよいところを見つけるとともに, 友達のよいところを認め, 励まし合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の長所や短所に気付き, 自分らしさを発揮する。 ・異年齢集団の活動に進んで参加し, 役割と責任を果たそうとする。
身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で働く人々の様子が分かり, 興味・関心をもつ。 ・係や当番の活動に取り組み, それらの大切さが分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな職業や生き方が分かる。 ・係や当番活動に積極的にに関わり, 働くことの楽しさが分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な産業・職業の様子やその変化が分かる。 ・自分に必要な情報を探す。 ・施設・職場見学等を通し, 働くことの大切さや苦勞が分かる。 ・学んだり体験したりしたこと, 生活や職業との関連を考える。
夢や希望, 憧れる自己イメージの獲得	<ul style="list-style-type: none"> ・家の手伝いや割り当てられた仕事・役割の必要性が分かる。 ・作業の準備や片付けをする。 ・決められた時間や, 生活のきまりを守るようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの役割や役割分担の必要性が分かる。 ・日常の生活や学習と将来の生き方との関係に気付く。 ・将来の夢や希望をもつ。 ・計画づくりの必要性に気付き, 作業の手順が分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活にはいろいろな役割があることやその大切さが分かる。 ・仕事における役割の関連性や変化に気付く。 ・憧れとする職業をもち, 今しなければならぬことを考える。
勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の好きなもの, 大切なものをもつ。 ・自分のことは自分で行おうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のやりたいこと, よいと思うことなどを考え, 進んで取り組む。 ・自分の仕事に対して責任を感じ, 最後までやり通そうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の仕事に対して責任をもち, 見つけた課題を自分の力で解決しようとする。 ・将来の夢や希望をもち, 実現を目指して努力しようとする。

義務教育の段階は, 自我の目覚めや, 独自の欲求が高まるとともに, 人間関係も広がる中で, 社会の一員としての役割や責任の自覚も芽生えてくる。ここでは自らの生き方への関心が高まり自分の生き方を模索し夢や理想を持つ時期である。小学校では, 中学校以降のキャリア教育を見据えて, その基盤形成を行う。

日常生活

表に示すようなキャリア発達の段階に応じて育むべき能力を確認し, 教師が率先して手本行動を示したり, できたことをほめたり, 充実感や達成感について共感したりする取組を日常的に行う。集団生活の中で個が活かされ, 役立ち感等を実感できるよう留意する。

特別活動(学校行事, 学級指導)

集会での指導の前後に集団の中で自分が果たすべき行動等を丁寧に伝え, 活動後にできた事実をほめたり, 努力したことを認めたりする。

総合的な学習の時間(3年生から6年生)

仕事体験や社会体験などの体験的な活動を通して, 他の人のために役立つことの喜びを得ると同時に, 自分の生き方を考える機会となるようにする。

道徳科

働くことのよさを感じることで, 自分の特徴に気付き良いところを伸ばすこと, 自分の役割の大切さに気付くことなど人間性や社会性に関わる項目の主題に合わせて指導する。

教科指導

教科書を基に, 職業や仕事に関する内容や人の生き方に関する内容を取り上げ, 学習効果を高めるとともに, 教科指導の中でキャリア教育の視点を生かす指導をする。

中学校での具体的な指導について [現実的探索と暫定的選択の時期]

中学校段階の各学年におけるキャリア発達の特徴

1年生	2年生	3年生
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の良さや個性が分かる。 ・自己と他者の違いに気付き、尊重しようとする。 ・集団の一員としての役割を理解し果たそうとする。 ・将来に対する漠然とした夢やあこがれを抱く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の言動が他者に及ぼす影響について理解する。 ・社会の一員としての自覚が芽生えるとともに社会や大人を客観的にとらえる。 ・将来への夢を達成する上での現実的問題に直面し、模索する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己と他者の個性を尊重し、人間関係を円滑に進める。 ・社会の一員としての参加には義務と責任が伴うことを理解する。 ・将来設計を達成するための困難を理解し、それを克服する努力に向かう。

小学校の段階を経て、集団生活の中で自分の存在感や有用感を持つような肯定的な自覚を持たせる。

自分自身のよさを理解し、興味・関心に基づき主体的に仕事の種類や働き方などを考えさせ、自分なりに生き方や進路に対する計画を立てさせる時期である。中学校では、小学校におけるキャリア教育を踏まえて、高校進学や就職を見据えて現実的探索と暫定的選択を、特に職場体験活動を中核として行う。

日常生活

日常的な生徒との触れ合いの場所で、生徒たちが自分自身と向き合い、自己理解を深めるようにキャリアカウンセリングの手法で導くことが重要である。例えば休み時間の談話であったり二者懇談を設定したりして、キャリア発達の状況に差がある部分を補完していく。

特別活動（学校行事、学級指導）

学級指導、学年、生徒会活動などの様々な場面で、集団の一員としての望ましい行動について理解させ、活動させて評価することを丁寧に行う。その経験を積み重ねる上で自ら意志決定をしたり、独自の欲求に対応させながら自分の在り方や、将来への展望を持たせたりする。漠然とした夢の状態から、職業や進路についての具体的な情報等を基に現実的な進路選択に導いていく。受験時期を迎える前に、進路選択に関して十分に自己と向き合える場面を設定する。

総合的な学習の時間

職場体験活動は、中学校のキャリア教育の重要な位置付けになっている。事前指導により、生徒が体験先でどれだけ見極めたい内容が整理できているかによって、成果は大きく違ってくる。例えば、ねらいが「職業観」の育成であれば、興味のない業種であっても体験を通して感じ取らせることは十分できるはずである。体験活動の記録やその成果発表などの支援についてもキャリア教育の視点を常に持って評価し、単なるイベントにせず、後の進路選択の支援となるようにする。

道徳科

生徒は心身の急激な成長の時期であり、揺れ動く心と葛藤しながら自己確立へ模索している。この時に重要な役割を果たすのが「夢」や「理想」を描くことであり、その後の自己実現への推進力となる。道徳の各項目のねらいに合わせて、自分なりの考え方、在り方などを丁寧に考えさせることが大切である。

教科指導

各教科の大きなねらいは、生きる力の育成と言える。各教科の基礎的・基本的な知識や技能を基に現実社会の中で生徒自らが総合的に活用して、適切に読み取り、自分の生き方に合わせて評価し判断していくための能力や態度を育てることである。よって数学が現実社会で応用されている事例や、理科の科学的な考え方に基づく政策など、教科のねらいに沿った指導の中で、社会生活との関連性を持った教材や課題を設定するなどの工夫した指導が必要である。

高等学校段階におけるキャリア発達の特徴

入学から在学期間半ば頃まで
<ul style="list-style-type: none"> ・新しい環境に適応するとともに他者との望ましい人間関係を構築する。 ・新たな環境の中で自らの役割を自覚し、積極的に役割を果たす。 ・学習活動を通して自らの勤労観、職業観について価値観形成を図る。 ・様々な情報を収集し、それに基づいて自分の将来について暫定的に決定する。 ・進路希望を実現するための諸条件や課題を理解し、検討する。 ・将来設計を立案し、今取り組むべき学習や活動を理解し実行に移す。
在学期間半ば頃から卒業を間近にする頃まで
<ul style="list-style-type: none"> ・他者の価値観や個性を理解し、自分との差異を見つめつつ受容する。 ・卒業後の進路について多面的・多角的に情報を集め、検討する。 ・自分の能力・適性を的確に判断し、自らの将来設計に基づいて、高校卒業後の進路について決定する。 ・進路実現のために今取り組むべき課題は何かを考え、実行に移す。 ・理想と現実との葛藤や経験等を通し、様々な困惑を克服するスキルを身に付ける。

平成 22 年に国立教育政策研究所生徒指導センターによる「職場体験・インターンシップ実施校率・体験率の調査」では、高等学校普通科において就業体験を実施しない理由として「必要を感じない」と 26%が回答するなど、教職員の進路指導の姿勢が「大学の向こう側」ではなく、直接大学に向かっているという課題がある。特に普通科の場合、進路指導が卒業直後の進学のみ焦点を当てた指導になっていることが少なくない。キャリア発達の中でも夢や理想と現実とのギャップを克服する段階であるため、社会生活において必要な職業観や勤労観に関する情報を提供するなど、日常的なキャリアガイダンスの取組が必要である。高等学校においては、義務教育におけるキャリア教育を踏まえ、中学校のインターンシップの焼き直しではなく、将来を見据えた上級学校進学や就職などの現実的探索と社会的移行準備としてのインターンシップを行う。

日常生活（ホームルーム等）

キャリアカウンセリングを入学時から計画的かつ継続的に実施する必要がある。キャリアカウンセリングを行うためには、教師と生徒との間に良好な人間関係を構築することが不可欠であり、定期的に個人面談の場を設けることが重要である。休み時間中の教室や廊下での生徒との短い会話や、授業や部活動中の生徒の態度・表情などから、生徒の悩みや課題を見取ることに努める。場合に応じ適切な言葉をかけ、生徒が自ら来談する契機となるよう配慮することも、日常的な個別の指導・支援の重要な役割である。

初任者は、校内で一番身近で最新の職業選択の経験者であることを生かし、相談に親身に対応し、あるいは個別面談の場を設定するなどしてコミュニケーションをとるように努力する。少ない社会経験や指導経験であっても、生徒の考えに共感し、ともに調べるなどして主体的な進路の展望をもたせる指導を積み重ねることが大切である。

体験活動

高等学校におけるキャリア教育の一環としての体験的な学びの場であるインターンシップや地域体験活動等については、事前のねらいの明確化と深化を図り、事後の成果と変容の状況を丁寧に読み取り、継続した進路指導に生かす。

教科指導

教科のねらいに即して学習内容と現実社会との関係性を意図して指導する。職業生活に密接に関わる学習機会が乏しい傾向にある普通科においては、一層の創意工夫をすることが必要である。

(3) キャリア・パスポートについて

平成 31 年 3 月 29 日付けの事務連絡で文部科学省初等中等教育局児童生徒課より『「キャリア・パスポート」例示資料等について』が各教育委員会指導事務へ発出された。

文部科学省は、キャリア・パスポートを以下のように定義している。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。なお、その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。

「キャリア・パスポート」の様式例と指導上の留意事項より

これを受け、本県でも教育委員会より「やまなしキャリア・パスポート実施の手引き」が発出され、併せて「キャリア・パスポート」の例示資料も各学校宛に提示された。

ここではその一部について紹介するが、詳細は学校宛の文書で確認すること。

【山梨県のキャリア教育における現状と問題点】

- ・ 各学校において体系的にキャリア教育は行われているが、校種間でつながった指導となっていない面が見られる。
- ・ 職業体験やインターンシップ、進路指導等は各学校の特色や実態に応じて計画的に行われており、それらの活動を通じた満足度は高い。しかし、各活動の体験を積み重ねた、中・長期的な振り返りがなされていない部分があり、将来に向けての意識や行動の変容がやや乏しい。
- ・ 各学校行事はキャリア形成の視点で行われ振り返りもなされているが、キャリア形成における付けたい力が明確にされていない部分がある。

【キャリア・パスポート活用のねらい】

児童生徒の新たな学習や生活への意欲につながったり、主体的に自己の在り方や将来の生き方を考えたりできるようになる。また、教師や保護者が、児童生徒の状況を把握し対話的に関わり目標を支援することで、学校、家庭及び地域の学びを、児童生徒が自己のキャリア形成に生かそうとする態度が養われる。

【キャリア・パスポート活用により期待される効果】

児童生徒が、学ぶことと自己の将来のつながりを見通し自らの変容や成長を自己評価することで、社会的職業的自立に向けて必要となる資質・能力が身に付く。また、自己肯定感の醸成が促され、生まれ育った山梨に愛着を持てるようになる。

先生方には、キャリア・パスポートの趣旨を十分に理解した上で効果的な活用をすることが求められている。

特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応

(1) はじめに (教育を取り巻く社会背景と教育に求められる課題)

子供や家庭、地域社会は社会や経済の変化に影響される。教育を取り巻く社会背景の変化に伴い教育に求められる課題も多岐にわたっている。

社会や経済の変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えている。
〔「チーム学校としての学校の在り方と今後の改善について(答申)」(令和27年度12月21日 中央審議会)〕

このような背景の中、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応をしっかりと考えることがますます必要になっている。では、特別な配慮や支援を必要とするのは、どのような児童生徒であろうか。

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加している。また、特定分野に特異な才能のある児童生徒の存在も指摘されている。日本語指導を必要とする児童生徒も増加し、相対的貧困状態にあるとされる子供も一定程度存在している。ヤングケアラーと言われる本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの存在も明らかになっている。教師一人一人が個々の児童生徒の多様な教育ニーズに対応した学びを提供するだけでなく、学校自体が、子供たちの多様性を受容でき、それに対応できる組織になっていることも必要である。

〔『令和の日本型学校教育』を担う 教師の養成・採用・研修等の在り方について ~ 「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成 ~ (答申) 令和4年12月19日中央教育審議会〕

社会の変化とともに子供たちは多様化し、その中で特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応が求められている。

次章では、「ヤングケアラー」「外国籍の児童生徒」の支援を紹介する。

(2) 「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒」の支援について

ヤングケアラーの支援について

ヤングケアラーとは「生徒指導提要」(令和4年12月文部科学省)に次のように説明されている。

ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っているような子供を指します。(略)子供自身やその家族がそのような状態を子供にとっての困難な状態と認識しておらず、問題が表面化しにくいことも特徴です。

ヤングケアラーとは? その実態

				
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	家族に代わり、幼い子どもなどの世話をしている	障がいや病気のある子どもなどの世話をしている	目を離せない家族の留守りや声かけなどの気づかしている	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている
				
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている



具体的には左図等を参考にして、受け持つ学級や学年、学校にヤングケアラーの疑いがある児童生徒がいないか注意深く見守ることが必要である。また、一人で抱え込まないでスクールソーシャルワーカー等とも連携を取り対応することが重要である。

学校の教職員は、ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するため、日頃から支援に係る研修に参加することが重要です。教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子供本人や保護者と接することで、家庭における子供の状況に気付き、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・対応につながる可能性があります。支援が必要なヤングケアラーの可能性のある児童生徒を把握した場合には、スクールソーシャルワーカーと連携して市町村の福祉部門等を通じて必要な支援につなげることが求められます。

〔「生徒指導提要」(令和4年12月文部科学省)〕

学校におけるヤングケアラーへの対応



✓ 早期発見

- 担任教諭・養護教諭等による日常の観察・**アセスメントシートの活用**
 - ・ 最近、**学校を休みがち**だな・・・
 - ・ 精神的に不安定になっていないかな・・・
 - ・ 保護者面談のときに**家庭での様子**を聞いてみよう
- 児童生徒へのヤングケアラーについての周知・啓発
 - ・ ヤングケアラーという言葉があるんだ
 - ・ 身近にも悩んでいる友達がいるかもしれない
 - ・ 家族のお世話がしんどいときは、**周りの人に相談していいんだ**



✓ チームとしての対応

- 校内の職員会議や教育相談委員会における情報共有を通じた、**チーム学校**としての対応
 - ・ 管理職や学年主任による組織的対応
 - ・ **スクールカウンセラー**による心理的な支援
- **スクールソーシャルワーカー**を中心とした校内ケース会議や福祉部局への連絡・調整
 - ・ 担任教諭と家庭訪問し、保護者に福祉的支援を紹介
 - ・ 福祉部局とケース会議を実施



✓ 福祉部局との連携

- 関係機関による支援
 - ・ 家族へのケアに係る負担軽減に向けた関係機関による支援へ



「令和4年度教育相談基調研修」(大野照子) 講義資料

外国籍の児童生徒への支援について

外国人児童生徒への支援について、「生徒指導提要」に次のように示されている。

外国籍の児童生徒のみならず、帰国児童生徒や国際結婚家庭の児童生徒など、多様な文化的・言語的背景を持つ児童生徒が増加しています。こうした児童生徒は文化の違いや言語の違いのみならず、これらに起因する複合的困難に直面することが多く、不登校やいじめ、中途退学などに発展する場合があります。教職員が児童生徒や保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、多様性を認め、互いを理解し、尊重し合う学校づくりに努めることが、何よりも大切です。また、保護者が日本語を話さないために通訳をしたり、家族の世話をしたりするなど、児童生徒がいわゆるヤングケアラーとされる状態にある場合には、そもそも支援に関する情報を得ることが困難であることを踏まえ、学校が積極的に本人や保護者のニーズを把握し、適切な支援につなぐことが必要です。

今後、「多様な文化的・言語的背景を持つ児童生徒」はどの学校でも増加していくことが予想される。その時に、「教職員が児童生徒や保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行う」「多様性を認め、互いを理解し、尊重し合う学校づくりに努める」ことが、何よりも大切である。

外国人児童生徒の支援は、担任だけではなく、学校体制で全職員がアンテナを高くして「積極的に本人や保護者のニーズを把握し、適切な支援につなぐことが必要」である。

なお、外国人児童生徒等を巡る具体的な支援については、「外国人児童生徒受入れの手引き」や「外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツ」などを参考にし、適切な対応を行うことが必要である。

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

① 日本語指導のための教師等の確保

- 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
- 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
- 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築

② 学校における日本語指導の体制構築

- 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
- 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
- 拠点校方式等の指導体制構築や初期中支援等の実践事例の周知

③ 地域との関係機関との連携

- 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
- 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

① 教師等に対する研修機会の充実

- 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
- 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築

② 教員養成段階における学びの場の提供

- 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討

③ 日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発

- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
- 情報検索サイト「かすたねっ」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信

④ 外国人児童生徒等に対する特別な配慮等

- 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
- 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学前期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学校の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

10

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(概要)

(3) 関係機関との連携

学校が直面する課題が、困難度を増し、その課題に対応していくためには、教職員が心理の専門家であるスクールカウンセラー(SC)や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー(SSW)、関係機関、地域と連携し、課題解決に取り組むことが必要である。

特に学校現場に関係が深い、スクールカウンセラー(SC)とスクールソーシャルワーカー(SSW)を効果的に活用して、課題に対応していくことが求められる。

SC・SSWの法令上への位置づけ

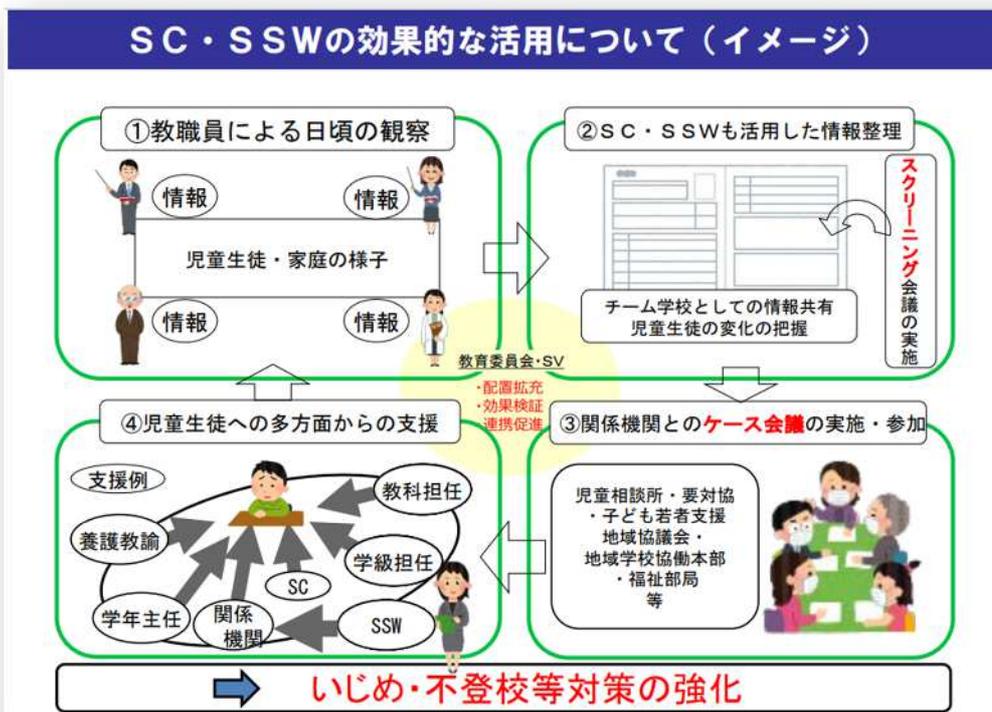
「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申)(平成27年12月21日中央教育審議会)等を踏まえ、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を改正し、法令上にSC、SSWを位置付けた。

【改正内容】
 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて
 ○スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。(第65条の3)
 ○**スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。**(第65条の4)
 とそれぞれの職務を新たに規定。
 (SC、SSWともに中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で準用)

【施行日】
 平成29年4月1日

あわせて、詳細な職務内容等の留意事項について、平成29年3月31日付け初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」により周知。

「令和4年度教育相談基調研修」(大野照子) 講義資料



「令和4年度教育相談基調研修」（大野照子）講義資料

< 関係機関や指導上参考となる文献 >

最後に、連携する上で考えられる関係機関，指導上参考となる文献を挙げる。支援の参考にしていただきたい。

< 関係機関 >（例）

- 福祉関係
児童相談所，福祉事務所，社会福祉協議会，発達障害者支援センター，要保護児童対策地域協議会，児童家庭支援センター，民生委員・児童委員，保育所，放課後児童クラブ，児童館，児童福祉サービス等事業所（放課後等デイサービス等），自立相談支援機関等
- 保健医療関係
精神保健福祉センター，保健所，保健センター，病院等
- 教育関係
教育支援センター，教育センター，教育相談室，民間教育団体・民間教育施設，転出入元・先の学校，幼稚園等
- 刑事司法関係
警察署（生活安全課等），少年補導センター，家庭裁判所，少年院，少年鑑別所，保護観察所，日本司法支援センター（法テラス），スクールサポーター，保護司等

< 指導上参考となる文献 >

- 「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）
- 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」
（令和27年度12月21日 中央審議会）
- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）
（令和3年1月26日 中央教育審議会）
- 「ヤングケアラー支援ガイドライン」（令和3年12月 山梨県ヤングケアラー庁内検討会議）
- 「山梨県 ヤングケアラー支援計画」（令和4年12月 山梨県子育て支援局子ども福祉課）
- 「外国人児童生徒受け入れの手引き改訂版」
（2019年3月文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）
- 「スクールカウンセラー活用ガイドライン～スクールカウンセラーのよりよい活用のために～」
（令和2年4月 山梨県教育委員会）
- 「スクールソーシャルワーカー活用事業ガイドライン」（令和2年4月 山梨県教育委員会）

ICTや情報・教育データの利活用

(1) 次世代に求められる情報活用能力の育成

学習指導要領では、「各学校においては、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」とし、「情報活用能力」が「言語能力」「問題発見・解決能力」等と同様の教科等を越えた全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力の一つとして位置付けられた。

また、学習指導要領解説では、この情報活用能力は「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。」としている。情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりすることができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。

また、令和3年9月には、本県教育の一層の振興を図るために、社会の状況を的確に見据えながら、新しい時代にふさわしい教育行政の在り方や施策の基本的方向を明確にした「山梨県教育振興基本計画」が改訂された。施策項目「確かな学力の育成」の「情報活用能力の育成」については、

情報社会を主体的に生き抜くために必要な情報活用能力を育成するため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。

必要な情報を、収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる情報活用の実践力を育成します。

情報手段の特性や情報の適切な扱い、自己の情報活用の評価・改善に関わる理論や方法を理解する力を育成します。

情報モラルの必要性や情報に対する責任を理解し、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を育成します。

プログラミング教育を通して、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができる体験をさせるなど、「プログラミング的思考」を育成します。

教育用デジタルコンテンツの開発・収集を積極的に推進し、優良な教育情報の提供とICTを活用した分かりやすい授業の充実を図ります。

総合教育センターの研修及び学校訪問を通して、教員のICT活用能力及びICT活用指導力の向上を図ります。

ICT関連教育の充実を図るため、高等学校や特別支援学校の情報教育機器を整備します。と示されている。

すなわち、情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤であり、これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」へとつながっていくことが一層期待されるものである。

(2) 教育の情報化に向けたICT環境の整備

学習指導要領では、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記される

とともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されている。

各教科等におけるICT活用については、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動や、指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実などを、児童生徒や学校の実態に応じて取り入れる際、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用を図ることが規定された。

また、各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」において、各教科等の実際の指導において、コンピュータなどを適切に活用できるようにすることについて規定された。

文部科学省では、効果的なICT活用に向けた取組として、

ICT活用教育アドバイザー

教育の質の向上に向けて、指導方法、方針の策定等、専門的な助言や研修支援などを行う

GIGAスクールサポーター・ICT支援員

学校におけるICT環境整備の設計や使用マニュアル(ルール)の作成などを行う

を配置し、活用事業を実施、推進している。

また、ICTの効果的な活用に関する資料等について、

StuDX Style(スタディーエックス スタイル)

1人1台端末を「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる活用方法の優良事例や対応事例

各教科等の指導における解説動画・民間企業等によるICTの効果的な活用に関する参考資料

授業改善に役立つ具体的な解説や民間企業等が提供する教員研修等の動画や資料

文部科学省CBTシステム(MEXCBT:メクビット)

児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる公的CBT(Computer Based Testing)プラットフォーム

文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)

クラウド上で回答する調査により、集計の迅速化、統合作業などの削減が期待されるシステムの開発・推進を進め、公開している。(文部科学省ホームページより)

(3) 効果的なICT活用の在り方

習得・活用・探究という学習過程の中で、ICTの効果的な活用の方法を模索していくことが望まれる。特に、これまで行われてきた教育がより効果的・効率的に実施されるという側面だけでなく、探究的な学習の中で、学習者が日常的にICTを活用することを通して、より深い学びにつなげるという視点が重要である。探究的な学習の中で、例えば、データの処理や視覚化を行うこと、レポートを作成して情報発信を行うことなどにより、深い学びにつなげていくことが可能となれば、ICTは子供の学びに不可欠な基盤であるという認識が定着する。また、習得・活用においても、単にこれまでの授業・学習をICTを使って置き換えるということではなく、例えば、学習成果をまとめて発表する場合などにICTを活用することにより、文章を推敲するということがこれまで以上にできるようになるであろうし、図表や写真を参照・引用等して自分の意見をまとめるということも日常的に行われるようになり、学びの質の抜本的な改革につながっていくことが期待される。また、学校における学習と家庭における学習の効果的な連携に向けたICTの活用の視点も重要である。

さらに、ICTの活用により、一人一人の学習ニーズや個性等に応じた分かりやすい授業・学習の実現や、時間的・空間的制約を超えて、いつでも、どこでも受けられる教育の実現、特別支援教育などにおける児童生徒の障害の状態や特性に応じた適切な指導、これまでは実現が難しかった映像や音声、学習支援ソフトを介した双方向型の学習等、教育の質の向上につながることを期待される。

ICTの特性が、各教科等における主体的な学びや対話的な学び、深い学びを促進するためにどのように貢献できるのか、一人一人の学習ニーズや個性等に応じた資質・能力の育成にどのように貢献でき

るが、情報活用能力をどのように効果的に育成できるかといった観点を踏まえながら、全ての教員が使いやすい教材及び機器等の開発や、各学校における指導体制の確保を進めていく必要がある。

(「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会(最終まとめ)」より)

(4) 山梨県総合教育センターの教育データ・「やまなしeラーニング」の活用方法

やまなしeラーニング(YeL)

<https://www.ypec.ed.jp/>

1 山梨県総合教育センターHPにアクセスします

山梨県総合教育センターのHPが令和4年度末にリニューアルします。HP画像(例)のイメージが変更になる可能性があります。

2 メニュー「ICT・研修資料」をクリックします

3 「YeL」をクリックします

4 ログイン画面で、ユーザー名とパスワードを入力し、「ログイン」をクリックします (パスワードの変更に注意)

ログイン

<http://cdb.kai.ed.jp>

このサイトへの接続ではプライバシーが保護されません

ユーザー名

パスワード

<ユーザー名>

ypecken

<パスワード>

center

5 コンテンツを選び視聴します

山梨県総合教育センター
やまなしeラーニング コンテンツデータ

クリック!

こちらのQRコードからもページに飛ぶことができます。

※うまく視聴できない、方法が分からないなどご質問は画面右上の「お問い合わせ」をクリックして送信してください。

お電話での問い合わせは
055-262-5508
総合教育センター
情報教育部まで

やまなしeラーニング(YeL)コンテンツ一覧

2022/11/09現在

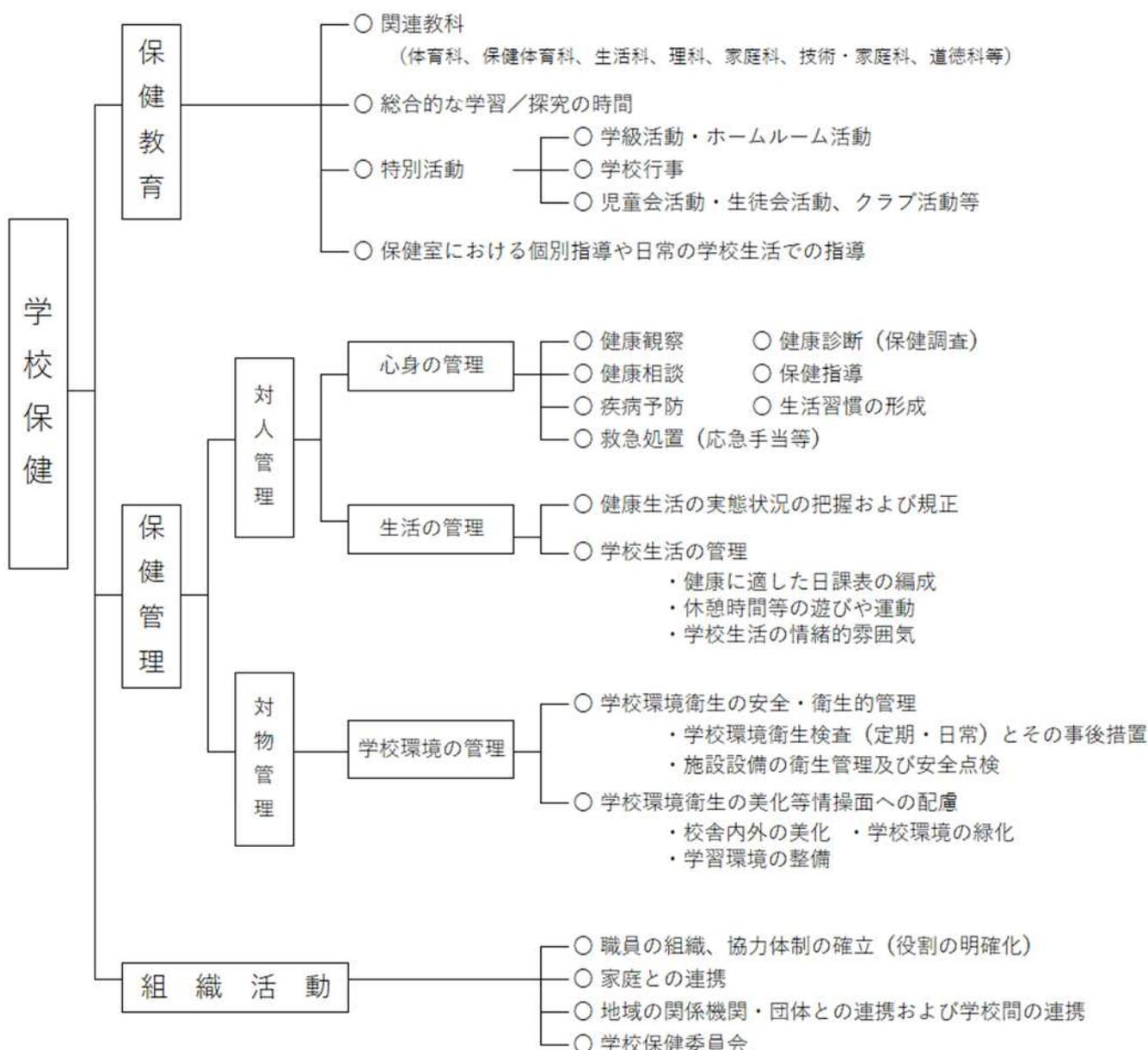
No.	カテゴリ	コンテンツ番号	名称	概要
1	A素養・キャリアステージ	K07-003	五年研「教員の資質・能力と学び続ける教員とは、	これからの教員に必要な資質・能力や教員育成目標等について学ぶ内容です。
2	A素養・キャリアステージ	K07-002	五年経験者研修の意義 - 中堅教員として -	第2ステージの入り口に立っている6年目の教員に向け、中堅教員の役割と教員の職務等について学ぶ内容です。
3	A素養・キャリアステージ	K03-004	教務主任の仕事の心構え	新たに教務主任になられた皆さんに、「初心者としての心構え」をお伝えする内容です。
4	A素養・キャリアステージ	K01-004	組織を生かした学年経営	学年経営に関する内容です。学校組織でマネジメントと組織を生かした学年経営を中心としています。
5	A素養・キャリアステージ	K20-005	教職員としてのマナー	信頼される職員を目指す「接遇」に関する内容です。
6	A素養・キャリアステージ	K01-002	ヒューマンリソースマネジメント	中堅研修の進捗報告です。ヒューマンリソースマネジメントのコミュニケーション能力の向上に関する内容です。
7	A素養・キャリアステージ	K01-003	SWOT分析と戦略マップ	学校におけるSWOT分析についての説明と、それを受けた戦略マップ(PO)の方法を説明した内容です。
8	A素養・キャリアステージ	K01-005	人事評価制度の概要	H19より実施されている教職員人事評価制度について説明した管理職対象の内容です。
9	A素養・キャリアステージ	K07-004	中堅教諭等資質向上研修の意義と進め方について	中堅研の意義と研修の受講開始から修了までの手続き及び進め方について概要を説明します。
10	B学習指導		授業力アップのための理科実験にICTを活用した実践事例	「ICTを用いた提出物への評価(ルーブリック評価)」と、「ICTを用いた実験(事前準備等)」に関する実践を紹介し、
11	B学習指導		実験観察や探究活動におけるICTの効果的な活用のヒント(第1部)	高校生物の実験観察における実験データの共有と考察の質を高める工夫について具体例を示しながら解説しています。
12	B学習指導		実験観察や探究活動におけるICTの効果的な活用のヒント(第2部)	実験観察に備え、学習習慣の確立の仕組みもICTで構築した実践例を紹介し、さらにWebデータベースやWebアプリなどの効果的な使い方を説明しています。
13	B学習指導		認証とパスワード	情報「情報社会の問題解決、
14	B学習指導		情報の暗号化	情報「情報社会の問題解決、
15	B学習指導		コンピュータウイルスと対策	情報「情報社会の問題解決、
16	B学習指導		情報デザインの考え方	情報「コミュニケーションと情報デザイン、
17	B学習指導		表現の工夫	情報「コミュニケーションと情報デザイン、
18	B学習指導		教室掲示物や配布物のデジタル化	センターHP内、ICT活用推進のページ「授業での活用(実践例)」の「教科書等の実践事例」です。
19	B学習指導		デジタルノートアプリで定期的な振り返り	センターHP内、ICT活用推進のページ「授業での活用(実践例)」の「教科書等の実践事例」です。
20	B学習指導	K20-008	ppに音声を入れてmp4で出力する方法について	授業や行事等で使うパワーポイントのスライドに音声を入れて動画として出力する方法を解説しています。
21	B学習指導	K02-005	理科の授業における野外観察について	主に小学校の理科の授業で野外観察を行うときに、どのような準備をするか、また野外観察を行っているときにどのようなことを意識し、どのようなことに注意するかを説明しています。
22	B学習指導	K02-004	小学校理科におけるICTの活用について	理科の授業におけるICTの活用についての内容です。
23	B学習指導	K02-003	小学校理科観察・実験の基本について	小学校理科の実験に関する基本的な流れや、操作に関する内容です。
24	B学習指導	K02-001	学習評価について	高校数学の評価に関する内容です。評価の概念等を説明しています。他教科・他科でも参考になる内容です。
25	B学習指導		小学校5年国語 具体例紹介動画	学力向上フォーラム2018のトークセッションにおいて、授業改善をめざした「具体例紹介動画」として提案したものです。
26	B学習指導		小学校3年算数 具体例紹介動画	学力向上フォーラム2018のトークセッションにおいて、授業改善をめざした「具体例紹介動画」として提案したものです。
27	B学習指導		中学校2年英語 具体例紹介動画	学力向上フォーラム2018のトークセッションにおいて、授業改善をめざした「具体例紹介動画」として提案したものです。
28	B学習指導		中学校2年国語 具体例紹介動画	学力向上フォーラム2018のトークセッションにおいて、授業改善をめざした「具体例紹介動画」として提案したものです。
29	B学習指導	K02-002	高校英語学習指導案の作成	高校英語の学習指導案作成時に留意してほしいポイントを紹介します。
30	C授業改善	R3 小学校国語 授業改善のための説明動画	令和3年度全国学力・学習状況調査、教育課程実施状況調査及び山梨県学力把握調査の結果を踏まえた授業改善のポイントを説明します。	
31	C授業改善	R3 小学校算数 授業改善のための説明動画	令和3年度全国学力・学習状況調査、教育課程実施状況調査及び山梨県学力把握調査の結果を踏まえた授業改善のポイントを説明します。	
32	C授業改善	R3 小学校理科 授業改善のための説明動画	令和3年度全国学力・学習状況調査、教育課程実施状況調査及び山梨県学力把握調査の結果を踏まえた授業改善のポイントを説明します。	
33	C授業改善	R3 小学校社会 授業改善のための説明動画	令和3年度全国学力・学習状況調査、教育課程実施状況調査及び山梨県学力把握調査の結果を踏まえた授業改善のポイントを説明します。	
34	C授業改善	R3 中学校国語 授業改善のための説明動画	令和3年度全国学力・学習状況調査、教育課程実施状況調査及び山梨県学力把握調査の結果を踏まえた授業改善のポイントを説明します。	
35	C授業改善	R3 中学校数学 授業改善のための説明動画	令和3年度全国学力・学習状況調査、教育課程実施状況調査及び山梨県学力把握調査の結果を踏まえた授業改善のポイントを説明します。	
36	C授業改善	R3 中学校理科 授業改善のための説明動画	令和3年度全国学力・学習状況調査、教育課程実施状況調査及び山梨県学力把握調査の結果を踏まえた授業改善のポイントを説明します。	
37	C授業改善	R3 中学校社会 授業改善のための説明動画	令和3年度全国学力・学習状況調査、教育課程実施状況調査及び山梨県学力把握調査の結果を踏まえた授業改善のポイントを説明します。	
38	C授業改善	R3 中学校英語 授業改善のための説明動画	令和3年度全国学力・学習状況調査、教育課程実施状況調査及び山梨県学力把握調査の結果を踏まえた授業改善のポイントを説明します。	
39	C授業改善	R3 児童生徒質問紙調査・学校質問紙調査の結果についての説明動画	令和3年度全国学力・学習状況調査の自覚問紙調査の結果から、山梨県の実状や課題を明らかにし、よりよい学習環境づくりのポイントを説明します。	
40	C授業改善	K08-004	全国学力・学習状況調査 採点の仕方(小学校・算数)	全国学力・学習状況調査の自校採点の仕方について、基本となることについて説明しています。
41	C授業改善	K08-003	全国学力・学習状況調査 採点の仕方(小学校・国語)	全国学力・学習状況調査の自校採点の仕方について、基本となることについて説明しています。
42	C授業改善	K08-002	全国学力・学習状況調査 採点の仕方(中学校・数学)	全国学力・学習状況調査の自校採点の仕方について、基本となることについて説明しています。
43	C授業改善	K08-001	全国学力・学習状況調査 採点の仕方(中学校・国語)	全国学力・学習状況調査の自校採点の仕方について、基本となることについて説明しています。
44	D生徒指導	K04-003	ブリーフセラピー入門	ブリーフセラピーの基礎理論を把握し、教育相談や生徒指導に生かしていきます。
45	D生徒指導	K02-006	学校における道徳教育	道徳教育について、「道徳教育で養う態度について」など、基本的な内容を説明しています。
46	D生徒指導	K04-004	教師のいじめ対応 初動対応編	いじめの初動対応のポイントが凝縮された内容です。この動画を活用すれば、「いじめの初動対応のポイント」について自校研修ができます。
47	D生徒指導	K04-001	いじめがどのように解決に至ったのか	H27センター研究で発表された「いじめ解決」に関する内容です。
48	D生徒指導	K50-003	学級開き3	学級開きの具体的な方法や留意点などの紹介(3)です。K50-002の続きです。
49	D生徒指導	K50-002	学級開き2	学級開きの具体的な方法や留意点などの紹介(2)です。K50-001の続きです。
50	D生徒指導	K50-001	学級開き1	学級開きの具体的な方法や留意点などの紹介(1)です。
51	D生徒指導	K04-002	保護者の視点から見たいじめ問題	H27センター研究で発表された保護者等から見た「いじめ」の捉え方に関する内容です。
52	Eキャリア教育	K11-001	キャリア教育の進め方	キャリア教育を進める上での留意事項をまとめた内容です。
53	Eキャリア教育	K11-002	キャリア教育を学校としてどう進めるか	学校現場において「キャリア教育」をどのように進んでいるのかを説明します。
54	F特別支援教育	K05-010	合理的配慮について	学校における合理的配慮について説明しています。
55	F特別支援教育	K05-009	自立活動について	自立活動の内容について説明しています。
56	F特別支援教育	K05-008	障害の理解について	障害の種類及び程度、その特徴について説明しています。
57	F特別支援教育	K05-007	学校間連携・引継ぎについて	学校間の連携の取り方や引継ぎ内容について説明しています。
58	F特別支援教育	K05-006	就学制度について	特別支援学校や特別支援学級などへの就学制度について説明した内容です。
59	F特別支援教育	K05-005	ケース会議の実施について	校内支援におけるケース会議の進め方に関する内容です。
60	F特別支援教育	K05-003	特別支援学校の教育課程(概要)	特別支援学校の教育課程編成に関する内容です。
61	F特別支援教育	K05-002	特別支援教育コーディネーターの役割について	初めて特別支援教育コーディネーターになられた先生方の役割について説明しています。
62	G学校運営	K03-006	学校の危機管理	水害、土砂災害から身を守るための学校としての防災対策について山梨県内の事例をもとに学ぶ内容です。
63	G学校運営	K03-001	校内研究の進め方	第1回新研究主任研修会の事前視聴動画です。校内研究主題、仮説、計画等を考える際に役立つ内容です。
64	G学校運営	K03-003	校内研究のまとめ方	校内研究の検証や成果と課題をまとめる際に役立つ内容です。発表作成の手順も紹介します。
65	G学校運営	K03-002	研究方法の紹介	教員の主体的・対話的で深い学びを得られる校内研究会の実現に向けて、数多の方法を紹介しています。
66	G学校運営	K03-005	カリキュラムマネジメント	今日的な教育課題として注目されているカリキュラムマネジメントに関する内容です。
67	H新たな教育課題	K06-008	格差処理のためのEXCEL2016研修会	Excel2016を使用するときの初歩的な操作について説明した内容です。
68	H新たな教育課題	K06-016	学校における人権教育の意義と考え方	学校における人権教育推進の重要性について説明した内容です。
69	H新たな教育課題	K06-010	授業で使えるiPadアプリ	授業の中で活用できるiPadのアプリの操作方法や機能について説明した内容です。
70	H新たな教育課題	K06-007	Power Point 効果的なプレゼンテーション	効果的なプレゼンテーションの在り方について、Power Pointを中心に説明した内容です。
71	H新たな教育課題	K06-006	無線通信	ICT機器活用の中でもICT機器の無線通信について説明した内容です。
72	H新たな教育課題	K06-013	個人情報漏洩事故の発生状況から見る情報セキュリティの確保	今後ますます重要になる情報セキュリティの基本的な知識に関する内容です。
73	H新たな教育課題	K06-012	書画カメラの使用方法について(県立学校用)	高校校舎に導入されたプリンストン社製の書画カメラの基本的な使用方法を説明した内容です。
74	H新たな教育課題	K06-005	情報セキュリティ研修第3部	情報セキュリティの中の「不審なメールへの対応」に関する内容です。
75	H新たな教育課題	K06-004	情報セキュリティ研修第2部	情報セキュリティの中の「スマホの利用とSNS等の危険性」に関する内容です。
76	H新たな教育課題	K06-003	情報セキュリティ研修第1部	情報セキュリティの中の「情報資産の保護、及び「情報漏洩」の防止」に関する内容です。
77	I看護教諭	K04-005	健康相談基礎研修	教育相談に関わる児童生徒の現状と課題について把握し、健康相談の基礎的対応について学ぶ内容です。
78	I看護教諭	K04-003	ブリーフセラピー入門	ブリーフセラピーの基礎理論を把握し、教育相談や生徒指導に生かせる内容です。
79	I看護教諭	K04-002	保護者の視点から見たいじめ問題	H27センター研究で発表された保護者等から見た「いじめ」の捉え方に関する内容です。
80	I看護教諭	K04-001	いじめがどのように解決に至ったのか	H27センター研究で発表された「いじめ解決」に関する内容です。
81	J索戦教諭	K20-006	学校給食の献立の充実とその活用	学校給食の献立の作成方法、考え方やポイント、その活用方法について説明した内容です。

学校保健

(1) 学校保健とは

「学校保健とは、学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど学校における保健管理と保健教育である。」(文部科学省「学校保健の推進」)とされているように、保健教育と保健管理を適切に行うことで、児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身共に健康な国民の育成を図る教育目標の達成に寄与することを目的としている。

学校保健の領域は、保健教育・保健管理及び組織活動で構成されている。



保健教育は、学校教育目標である心身ともに健康な児童生徒の育成を目指し、保健管理は児童生徒の生命と健康を守り、児童生徒の健康増進や学校環境の衛生的な維持改善を図る。そして、さらに両者を円滑にしかも効果的に運営していくための機能として学校保健の組織活動が不可欠である。

(2) 健康の保持増進に関する指導の充実と学校保健

心身の健康の保持増進に関する指導は、生涯を通じて健康・安全の基礎を培う観点からその指導の充実が一段と望まれる。

心身の健康の保持増進に関する指導については、学習指導要領においても示されている。ここでは小学校のみを以下に示す。

【小学校学習指導要領総則 1 の 2 の (3)】

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

これらの実現には、地域や学校の実態及び児童生徒の発達段階や特性を十分考慮する一方、各学校の創意工夫を加えた編成が強調されている。

学校保健活動は、学校保健計画に基づいて展開されるが、内容は広範囲にわたるので、保健主事、養護教諭がコーディネーターの役割を果たし、学級担任はもとより、全ての教職員が役割を分担して、組織的に活動を展開することが求められている。

また、学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、健康診断、健康相談、学校環境衛生検査などの保健管理に関わる活動だけでなく、児童生徒の保健教育や教職員の保健に関する校内研修等に積極的に参画し、その専門性を一層発揮できるよう配慮する。

学校保健活動が、学校での取り組みのみで終わることなく、より充実し、効果的に取り組むためには、家庭や地域の関係機関との連携の中で、継続し、積み上げられてこそ成果を上げることができる。学校保健では、課題の解決だけでなく、生涯にわたって安全で健康な生活を送ることができる自己管理能力の育成も大きなねらいである。

XI 食に関する指導の進め方

(1) 食をめぐる現状と課題

- ◆食環境の変化・・・外食・調理済み惣菜・弁当 等
- ◆栄養の偏り・・・脂質の過剰摂取・野菜の摂取不足
- ◆不規則な食事・・・朝食の欠食・深夜の食事・ネット依存
- ◆肥満と過度の痩身・・・食の欧米化・無理なダイエット
- ◆生活習慣病の増加・・・糖尿病・メタボリックシンドローム
- ◆食に関する感謝の念の欠如・・・食べ残し・体験不足
- ◆食の海外への依存・・・食料自給率の低下
- ◆食文化・・・伝統的な食文化の継承・和食のユネスコ無形文化遺産登録
- ◆食の安全上の問題・・・安全性についての関心の高まり

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。しかしながら、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子供に食生活の乱れや健康に関して懸念される事項が見られるようになっている。

特に、成長期にある子供にとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要である。子供が将来にわたって健康に生活していくことができるようにするためには、子供に対する食に関する指導を充実し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることが重要な課題となっている。

また、食を通じて地域等を理解させることや失われつつある食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解させることが重要となってきた。

さらに、社会的課題として、食品ロスの削減、地場産物・国産食材の活用等も学校給食を活用しながら課題解決が求められている。

(2) 食育の視点

- ① 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。(食事の重要性)
- ② 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。(心身の健康)
- ③ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。(食品を選択する能力)
- ④ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。(感謝の心)
- ⑤ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。(社会性)
- ⑥ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。(食文化)

(文部科学省「食に関する指導の手引第二次改訂版」平成31年3月)

(3) 学校教育活動全体で行う食に関する指導

学校における食育は、給食の時間を中心に、特別活動、各教科等の学校教育活動全体において、各教科の指導内容・方法を生かしつつ、教科横断的な指導として関連付け、体系的に行うことが重要である。

各学校で作成されている食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づき、校長のリーダーシップ

の下に関係教職員が連携・協力しながら、継続的、体系的な食育を行っていくことが望まれる。

(4) 学校給食の目標

学校給食法の改正（平成21年4月1日施行）

学校における食育の推進が位置付けられ、食育の観点から学校給食の目標が増えた。

第2条 学校給食の目標

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(5) 給食の時間における食に関する指導

食に関する指導の目標は、一度の実践や指導で達成されるものではなく、少しずつ時間をかけながら繰り返し行うことで理解が深まり、習慣化されることから、毎日繰り返し行われる給食の時間における食に関する指導は、食育を推進する上で極めて重要である。

○ 学校給食の役割

- ① 心身の健康の増進 ② 体位の向上を図る ③ 食に関する指導を効果的に進めるための教材

○ 給食の時間は、給食指導と食に関する指導の時間

給食時間における食に関する指導

(給食指導)

- 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどを習得させる。

(食に関する指導)

- 献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴を学習させる。
○ 教科等で取り上げられた食品や学習したことを学校給食を通して確認させる。

* 「給食指導」は、食に関する指導の目標を達成するために、毎日の給食の時間に、学級担任が行う食に関する指導である。学級担任は、食育における「給食指導」の重要性の認識のもとに、日々の指導を行う必要がある。

○ 給食の時間における指導の特質

- ① 実践活動を通して行われる。 ② 習慣化を図ることができる。
③ 教科等の学習と関連を図ることができる。 ④ 個に応じた指導が求められる。

○ 給食の時間における食に関する指導の内容

- ① 楽しく会食すること ② 健康によい食事のとり方 ③ 食事と安全・衛生
④ 食事環境の整備 ⑤ 食事と文化 ⑥ 勤労と感謝

XII 研修

XII-1 教員としての研修

(1) 研修の意義

教員の研修については、その職責の特殊性からみて、特段の配慮が要請されるとの考えに基づいて、教育公務員特例法により次のような特例が定められている。

- ・「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」
(教育公務員特例法第 21 条)
- ・「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」(教育公務員特例法第 22 条の 2)
- ・「教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。」(教育公務員特例法第 22 条の 3)

一般の地方公務員の研修が「勤務能率の発揮及びその増進のため」を目的としているのに対し、教育公務員には「その職責を遂行するため」と特殊な取扱いが定められている。その上に「絶えず研究と修養に努めなければならない」とされており、継続的で積極的な努力義務が課せられている。

それではなぜ、「継続的・積極的に研修に臨まなくてはならない」のか。その理由は二つある。一つは、教員として不易とされてきた資質能力に加え、時代の変化に伴う新たな課題に対応できる力量を身に付けることが求められるからである。そのため教育者としての使命感、教育の理念や人間の成長・発達についての深い理解、児童生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養に加え、その時々を反映した教育の理解、そしてこれらを基盤とした実践的指導力を身に付けるよう不断にその資質能力の向上を図ることが必要だからである。

もう一つは、山積し複雑化する教育課題を前にして、その解決を図るためには個人の力量に頼るだけでは足りず、組織としての力を高めていく必要があるからである。学校を組織として機能的・効果的に経営する、いわゆる「学校組織マネジメント」の視点に立って、初任者も中堅もベテランも、全ての教員が責任をもってそれぞれのステージで必要とされる教員としてのキャリアを積まなくてはならない。そこに意欲的に研修に取り組む必然性が生じてくる。その時々々の職能課題に沿って、それぞれの年代で期待される教育的力量を確かに獲得するためには、教員一人一人が教育や学校を支えているという「当事者意識」をもって研修に参加することが求められている。

教員の研修については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 40 号）により、教育委員会による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、令和 5 年 4 月 1 日から施行される。一方で、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会で取りまとめられた「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの実現に向けて 審議まとめ」（令和 3 年 11 月 15 日）においては、新たな教師の学びが求められており、本県においても生涯にわたって主体的に学び続ける教員の育成に向けて『やまなし教員等育成指標』が改訂され、令和 5 年度からの『研修計画』に反映されている。これにより、各教員がキャリアを通じて身に付けるべき資質能力や学ぶべき内容・方法の見通しを持ちながら研修することが可能となっている。

児童生徒一人一人に身につけさせたい力を育成するために、教員は、高い使命感や強い責任感、児童生徒への深い教育的愛情を持ち、自らの資質能力の向上に意欲的に取り組み、生涯にわたって学び続けることが求められる。一人一人の教員がキャリアステージに応じて資質能力を高めていくことで、児童生徒を、「生きる力」を持った未来を拓く人材に育てていくことができる。

児童生徒は、教員の指導力や情熱を敏感に感じ見抜くものである。平素の学習指導や生徒指導に、自らも学びながら真剣に取り組んでいる姿が、児童生徒に及ぼす影響は極めて大きい。

(2) 研修の種類

教員研修の種類は、おおよそ次の三つに分けることができる。

① 職務命令による研修

研修を勤務そのものとして受講する場合であり、校長等の職務命令により行われる。

勤務場所を離れて行うときは、旅行命令が出され、研修を命ぜられた教員は、研修命令に従わなければならない。自分の都合で参加を拒否したり、正当な理由なしに欠席したりすることはできない。特に「初任者研修」は教育公務員特例法第23条の規定に基づき、また「中堅教諭等資質向上研修」は同第24条の規定に基づき任命権者により実施される法定研修として、対象者に受講が義務づけられている。

② 職務専念義務の免除による研修

教育公務員特例法第22条の2に「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」とされており、この規定を根拠として直接に職務に専念する義務を免除され研修できるものである。

③ 勤務時間外の自主的な研修

この研修は、勤務時間外に教員が自主的、自発的に行う個人又はグループによる研修である。これによって、教員は自己の教養や識見を深めるだけでなく、人格を高め、人間として教員としての成長が図られる。

(3) 初任者研修

① 初任者研修の意義

初任者研修は、教育公務員特例法第23条に「採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施しなければならない。」と規定されている。初任者としての一年間は、大学・教職大学院で学んだ知識・理論、また臨時的任用等における教職経験を配属校で実践する最初の段階であり、教員としての使命感を高めるとともに、円滑に教育活動に入り、可能な限り自立して教育活動を展開していく素地をつくる上で極めて重要な時期である。初任者研修を受講し、各人の背景に応じて実践的指導力を高めていくこと、また教員としての研究課題を見出し「学び続ける教員」として第一歩を踏み出すことは、教員としての成長に不可欠である。

② 初任者研修の内容

(ア) 「校内研修(所属校における研修)」：初任者は研修期間中、配属校において学級担任や教科担任等として教育活動に従事しながら、学級経営、授業等に関する具体的な研修、児童生徒・保護者対応、校務処理他学校教育全般について、初任者研修指導教員と校内の先輩教員の指導助言を受けながら、実地に即した研修を行う。

(イ) 「校外研修(総合総合教育センター等における研修)」：基礎的素養、学級経営、教科指導、道徳、特別活動、総合的な学習/探究の時間、生徒指導・進路指導、自立活動等、職務の遂行に必要な事項に関する基礎的研修を受講する。

③ 採用前の経験に応じた個別対応

初任者を含む第1ステージの教員育成をより効果的に行うことを目的とし、令和2年度から初任者研修を採用前の経験に応じて次の3グループに分けて実施することとした。

(ア) 一般初任者研修：初任者研修対象者のうち、(イ)(ウ)に該当しない者

(イ) 教職大学院修了者：令和5年3月31日現在で教職大学院を修了している者

(ウ) 臨時的任用等経験者：平成30年4月1日以降、山梨県の公立学校の小・中・高・特別支援学校の臨時的任用教職員(期間採用教員・代替教員)として、令和5年3月31日現在で採用と同じ校種において通算3年以上の勤務経験がある者。ただし期間の計算にあつては、358日以上を1年とする。

(イ)、(ウ)の対象者については(ア)の一般初任者研修における必修研修を一部免除する。

免除部分については、個々の経験に応じてさらに専門性を高める研修を各所属校で行うこととする。

④ 初任者研修の方法

(ア) 一般初任者対象 (全 30 週)

研修内容	研修時間・研修日数	備考
【1】 校内研修時間数	240時間以上	所属校における週 8 時間以上の研修
【2】 校外研修日数	17日	総合教育センター、実習校等における研修

(イ) 教職大学院修了者 (全30週)

研修内容	研修時間・研修日数	備考
【1】 校内研修時間数	150時間以上	所属校における週 5 時間以上の研修
【2】 校外研修日数	17日	総合教育センター、実習校等における研修

(ウ) 期間採用・代替教員経験者 (全30週)

研修内容	研修時間・研修日数	備考
【1】 校内研修時間数	90時間以上	所属校における週 3 時間以上の研修
【2】 校外研修日数	17日	総合教育センター、実習校等における研修

※研修日程及び研修内容詳細については「初任者研修の手引」に掲載する。

(4) ソフォモア研修

目的：「やまなし教員等育成指標」における「第1ステージ（採用1年目から5年目）」の研修を体系化し、若年期教員の主体的・継続的な資質能力を育成する。

対象：採用2年目～6年目の教諭・養護教諭・栄養教諭

期間：採用2年目～6年目の5年間

方法：①「やまなし教員等育成指標」に基づいて自分で設定したテーマに沿って、総合教育センター希望研修会を5年間で1.5日分（0.5日×3回）以上受講する。

② 研修した内容は「研修の履歴（やまなし学び続ける教師のためのポートフォリオ※）」に記録していく。

③ 6年目教員対象の必修研修「五年経験者研修」の中で、その研修成果を発表する。

対象校種	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 =五年経験者研修3日
中・高・特別支援学校	自分の研修テーマに沿って、総合教育センター希望研修を5年間で1.5日分（0.5日×3回）以上受講し、成果を「研修の履歴（やまなし学び続ける教師のためのポートフォリオ※）」に記録する。				五年経験者研修で、5年間の研修成果を発表。
小学校	中・高・特別支援学校と同様。ただし下記必修研修を「1.5日分（3回）」に含めることができる。				
	体育実習研修 （3日）	理科実験研修 （2日）			

※名称変更の可能性あり

Ⅻ-2 総合教育センターにおける初任者研修の留意点

(1) 運営の基本方針

- 本初任者研修は、文部科学省が示す初任者研修の目標・内容を基準に編成され、基礎的素養、学級経営、教科指導、道徳教育、特別活動、総合的な学習／探究の時間、生徒指導・進路指導の7つの分野を中心に研修を行う。
- やまなし教員等育成指標で示している、求められる資質・能力に基づいて行う。
- 体験活動・情報交換を重視し、校種の枠を超えて課題等を協議できる機会とする。
- 主体的・自主的な研修態度を育成する。

(2) 研修内容について

- 本冊子P3～P9の「初任者研修計画一覧」を確認する。
- 総合教育センターで実施の研修以外に、校外研修として小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭は5回の授業研修を、養護・栄養教諭は各1～2回の専門研修（保健体育課主催）をそれぞれ行う。
- 総合教育センターが主催する研修会のうち次の研修については、選択研修のため、各学校の研究主任を通して4月11日(火)までに研修申込システムで申込手続きを行う。

申込みが必要な研修

小学校教諭	……………研修番号 1114
中学校教諭	……………研修番号 1217, 1218
高等学校教諭	……………研修番号 1317, 1318
特別支援学校教諭	……………研修番号 1417, 1418
養護教諭	……………研修番号 1517, 1518 (801) (803)
栄養教諭	……………研修番号 1617 (293)

■小学校

【教科指導法1・2】

- ①研修番号1114 教科指導法1 国語・算数は全員受講……………申込みは不要
- ②研修番号1114 教科指導法2 社会・理科・図工・音楽・家庭から1教科を選択受講
※希望教科を第1・第2希望まで選ぶ。ただし、社会または理科は、必ず希望の一つに入れること
- ③研修番号1117 学級経営実践〔8月7日(月)午前〕を全員受講……………申込みは不要
- ④研修番号1118 教科指導法3 外国語教科指導法/プログラミング〔8月16日(水)午後〕を全員受講……………申込みは不要

■中学校

【教科指導法1・2・3】

- ①研修番号1214 教科指導法1……………申込みは不要
- ②研修番号1217, 1218 教科指導法2・3……………教科研修（ただし担当教科研修）の中から選択受講
研修番号202～293の中から、以下の点に気をつけて2つ選択する
 - ・担当教科研修を2つ選び、研究主任に伝えること
 - ・一研修で日数が2日以上の場合（研修番号252：中高・体育実技指導力アップ研修会Ⅱ）は、二つ目の研修を選ぶ必要はないが、全ての日（8月17・18日両日）を受講すること
 - ・中学校の教科等研修が受講できない場合は、担当教科の異校種（高等学校，小学校）の研修を選択して申し込むこと

■高等学校

【教科指導法1・2・3】

- ①研修番号1314 教科指導法1……………申込みは不要
- ②研修番号1317, 1318 教科指導法2・3……………教科等研修（ただし担当教科研修）の中から選択受講
研修番号203～293の中から、以下の点に気をつけて2つ選択する
 - ・担当教科研修を2つ選び、研究主任に伝えること
 - ・一研修で日数が2日以上の場合（研修番号252：中高・体育実技指導力アップ研修会Ⅱ）は、二つ目の研修を選ぶ必要はないが、全ての日（8月17・18日両日）を受講すること
 - ・高校の教科等研修が受講できない場合は、担当教科の異校種（中学校）の研修を選択して申し込むこと
 - ・工業・商業・農業・情報・福祉の初任者は、286, 287, 292, 605, 606, 609, 610の中から2つ選択すること

■特別支援学校

【教科指導法1・2・3】

- ①研修番号1414 教科指導法1……………申し込みは不要
- ②研修番号1417, 1418 教科指導法2・3……………341, 342, 343, 344 の研修から2つ選択して申し込む
 - ・研修番号341：子供の特性理解……………7月28日（金）午前
 - ・研修番号342：通常学級における特別支援教育……………8月18日（金）午後
 - ・研修番号343：子供の育ちを促す授業づくり……………8月8日（水）午前
 - ・研修番号344：特別支援教育における支援機器（教材教具・ICT）活用……………8月21日（月）午前

■養護教諭

【養護教諭専門】

- ①研修番号1517 養護教諭専門7……………全員，次の研修を申し込む
研修番号801 救急処置……………8月7日（月）午前
- ②研修番号1518 養護教諭専門（保健体育課主催）…全員，次の研修を申し込む
研修番号803 健康相談実践基礎……………8月18日（金）午前

■栄養教諭

【栄養教諭専門】

- ①研修番号1617 栄養教諭専門7……………全員，次の研修を申し込む
研修番号293 食育……………7月27日（木）午後

(3) 研修受講上の留意事項について

① 研修会開催の通知について

- ・ 初任者研修の日程に関わる正式な通知は、3月末に県教育委員会より配付済み。
- ・ 研修会ごとの実施要項は、初回分のみ3月末に配付済み。第2回以降は総合教育センターHPの「研修 MyPage」または研修の「メインメニュー」より実施要項をダウンロードし、その都度、各学校にて文書の入件処理を行う。（実施要項は、別途配布の場合もあり）
- ・ 文書の入件処理の方法は、各学校の事務担当者から説明を受ける。

② 出欠確認について

- ・ 毎回 8:30～8:50（夏期研修期間中は 9:00～9:15）に、情報教育棟 1 階ロビー（大研修室前）に用意された出席簿に押印する。（印鑑を忘れずに持参すること）

※昨年に引き続き、当面の間は「健康観察用紙」の提出をもって出席の確認とする。

- ・ やむを得ない事情以外は、欠席・遅刻・早退は原則として認められない。
- ・ 研修を欠席等する場合は、事前に各所属の学校長を通して総合教育センター研修指導課長に電話等で申し出ること。その上で、所定の様式で研修会不参加届（総合教育センターHPよりダウンロードして使用）を提出する。また、研修資料をもとに作成した欠席レポートの PDF ファイルにしたデータを、指定された期限までに提出する（提出方法は出席時の受講記録と同じ）。

③ 教職大学院修了者ならびに期間採用等経験者に対する「校内研修」一部免除について

- ・ 所属の学校長が指定の書式で免除の申請を行う。（「初任者研修の手引き」参照）
- ・ 免除となるのは、校内研修時間数のみ。校外研修は免除なしで一律のため注意すること。

④ 服装について

- ・ 良識ある服装を心がける。
- ・ 5～9月までは、クールビズを適用するが、ポロシャツ、Tシャツ、スニーカー等の研修にふさわしくない服装で参加しない。

⑤ 名札について

- ・ 研修中、会場内では常時名札を付ける。

⑥ 講義・演習中の態度等について

- ・ 特別に許可される場合を除き、研修中の録音、録画、写真撮影等はできない。
- ・ 研修中は、携帯電話、時計のアラーム等が鳴らないように注意する。
- ・ 講義中、ペットボトル等飲み物等は机上に置かない。熱中症対策等は別途指示する。
- ・ 腕組み、足組み、頬杖をつく等、講師に失礼となる態度をとらない。
- ・ 研修の受講にあたっては、本冊子の該当箇所を熟読の上、参加すること。

⑦ 受講記録用紙について

- ・ 受講記録は、研修会ごとに作成し、提出する。
- ・ 受講記録用紙は、総合教育センターHPからダウンロードする。（年度途中の更新もある）
- ・ 受講記録記入後、校内指導教員、拠点校指導教員、教頭先生及び校長先生に提出して押印していただき、PDF ファイルにしたデータを指定された期限までにメールに添付して提出する。

【提出先アドレス】 shoninken@kai.ed.jp

- ・ 文書の回覧については、各学校において校内指導教員の指示をいただく。また、回覧する際には、講義資料一式を添付する。
- ・ 受講記録及び欠席レポートの原本は、各学校においてファイルを作成して、5年間保管する。
- ・ 受講記録に内容の不備や作成上の不正が確認された場合は、総合教育センターが所属の学校長に報告し、再提出を求める。

⑧ 昼食について

- ・昼食は持参すること。研修日には、総合教育センターからの外出は禁止する。
- ・昼食は指定された場所でとること。
- ・ゴミ類は、全て持ち帰る。

※昨年に引き続き、当面の間は、食後に各自が使用した机及び周辺を消毒する。

⑨ 喫煙

- ・総合教育センターは全面禁煙である。

⑩ その他

- ・社会人として、挨拶、言葉遣い、マナー等には気を配る。
- ・初任者としての自覚を持って、研修に主体的・意欲的に取り組む。
- ・時間を厳守する。
- ・会場の整理整頓に努める。
- ・交通事故、違反等には十分注意する。
- ・感染症等の対応・指示は、必要に応じて、総合教育センターHP やメール等で通知する。

<総合教育センターHP上からダウンロードできるもの>

- ① 初任者研修の手引
- ② 初任者の皆さんへ
- ③ 若い先生方のためのQ&A
- ④ 校外研修に関わる各種書類
- ⑤ 校内研修に関わる各種書類
- ⑥ 山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）
- ⑦ 山梨県学校教育指導重点
- ⑧ やまなし教員等育成指標
- ⑨ 山梨県学校防災指針

<不明な点についての問い合わせ先>

山梨県総合教育センター

学校教育支援部 研修指導課 初任者研修担当

〒406-0801 山梨県笛吹市御坂町成田1456

電話 055-262-5871 (直)

055-262-5571 (代)

FAX 055-262-5735

e-mail shoninken@kai.ed.jp

山梨県総合教育センター初任者研修資料

令和5年度「初任者の皆さんへ」

発行 令和5年4月1日

発行所 山梨県総合教育センター

〒406-0801

山梨県笛吹市御坂町成田1456

TEL 055-262-5571 (代)

055-262-5871 (学校教育支援部研修指導課)

FAX 055-262-5735